

令和 5 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
(国内外における繊維産業の環境及び繊維資源の循環利用に関する調査)

調査報告書

令和 6 年 3 月

株式会社日本総合研究所

目次

第1章 本事業の概要	2
1. 背景と目的	2
第2章 繊維リサイクル等に関する調査	4
1. 調査の目的・全体像	4
2. 調査結果	6
① EU の「持続可能な繊維循環戦略」に基づく ESPR（持続可能な製品のためのエコデザイン規則）等の政策形成過程。	6
② 「Transition pathway for the textiles ecosystem」の制定過程、及び記載内容の整理。	12
③ 欧州における環境規制に対する国内外の企業の対応方針、課題分析。	22
④ 諸外国（欧州・米国等）における衣料品の適量生産・適量消費や衣料品の廃棄の政策動向。	29
⑤ フランスにおける繊維製品の資源循環に係る法制の進展の歴史的な分析。	42
⑥ 国内における ESG 投資の情報開示事例、及びその内容の分析。	53
⑦ アパレル企業等における回収後の衣料品や衣料品の廃棄等に関する情報開示の状況についての調査・整理。	62
⑧ グリーンウォッシュ対策に対する国内外の動向・法規制、取締事例。	69
⑨ 国内の繊維産業企業の収益分析とサステナビリティ対応に関するリスク分析。	81
⑩ 国内の繊維産業企業におけるサプライチェーンリスクの分析。	86
⑪ 国内市場における衣料品の低価格化要因。国内衣料品の供給量と小売価格の相関性、小売価格と産業従事者の賃金の相関性に関する分析。	91
⑫ 中国・韓国等の東アジア諸国における繊維産業の状況、及び政策分析。サステナビリティへの対応や本邦との経済的関連性に関する調査。	96
⑬ 海外の非上場企業における LCA の取組に関する調査。	105
⑭ CSRD（企業サステナビリティ報告指令）及びその前身である NFRD（非財務情報報告指令）の具体的な開示事例に関する調査。	111
第3章 総括	118
① 国際競争力を維持・強化するために、新たに整備すべき制度	118
② 制度による健全な取組を促すために必要な要素	119
③ 国内繊維企業が一層のサステナブル推進を進めるうえでのハードル	119

第 1 章 本事業の概要

1. 背景と目的

環境問題はあらゆる分野の産業において、事業継続性という観点から対応が進められている。気候変動、水質汚染、水・植物資源の管理、廃棄物の抑制等、事業環境の維持・向上なくしては、健全な事業の発展は決して望むことはできないからである。繊維産業は、産業分野の中においても環境問題に対する内外の関心が高い産業の一つであるといえる。繊維産業自体が世界第 2 位の環境汚染産業という位置付け¹もさることながら、食料・エネルギーなど安全保障の観点から語られる分野ではなく、嗜好性の高い分野に属することが、その理由である。繊維製品は日常のあらゆる場面で必要不可欠なものであるだけでなく、生活の質を華やかに、豊かにしてくれる存在であり、そうした存在とこれからも共に歩んでいくためにもサステナビリティの観点は最重要課題となっている。

国際社会では、欧州地域をはじめとして繊維製品を含む多くの分野の製品へのサステナビリティに関するルール整備が急速に進展している。2023 年にはエコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation）の改正案が提案され、未使用繊維商品の原則廃棄が盛り込まれ、合意された。また欧州委員会においては、循環可能な資源戦略（Transition pathway for the textiles ecosystem（TPTE））が策定された他、偽りの環境主張を意味するグリーンウォッシュに関する規定（The new provisions against greenwashing practices）が採択される等、欧州における繊維産業は目まぐるしい環境変化が生じている。

日本の繊維産業は、98%以上の衣料品が他国で製造され、輸入されているものである特性に加え、国内の人口動態が減少していくなか、海外への展開は今後の成長に欠かせない領域である。そのため、欧州含む海外の市場環境変化に敏感に対応し、そのなかにおいても優れた対策を講じ、展開することで、海外市場への展開を新たな機会と捉えていくべきである。

日本における繊維産業のサステナブル推進は、令和 2 年に環境省による調査によって、国内に供給される衣料品の環境負荷が特定されて以降、経済産業省・消費者庁の 3 省庁が連携した推進が進められている。（図 1 参照）令和 3 年には経済産業省によって「繊維産業の現状と 2030 年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」が公開され、繊維産業が目指すべき姿が指示された。今後の繊維産業政策として、横断分野に「サステナビリティ」と「デジタル化」が、戦略分野には「新たなビジネスモデルの創造」、「海外展開による新たな市場獲得」、「技術開発による市場創出」が其々掲げられている²。本ビジョンの実現に向けて、目まぐるしい変化を見せる欧州の繊維産業の動向、特に素早い制度整備の背景や成立過程を捉えることは、国内繊維産業が国際的な競争力を維持・強化し、健全で確かなサステナビリティ推進を促すための制度整備の在り方を導出するために極めて重要である。また、既に欧州をはじめグローバルに製品を提供している大手繊維企業だけでなく、国内の各繊維産地を代表とする中小繊維企業においても海外展開など野心的な目標に対して挑戦できる環境を整備することは、国内繊維産業の活性化・発展に繋がるものである。

¹ 国連貿易開発会議（UNCTAD）による試算

<https://news.un.org/en/story/2019/03/1035161#:~:text=But%20the%20fashion%20industry%20is,polluting%20industry%20in%20the%20world.&text=As%20for%20carbon%20emissions%2C%20the,flights%20and%20maritime%20shipping%20combined>

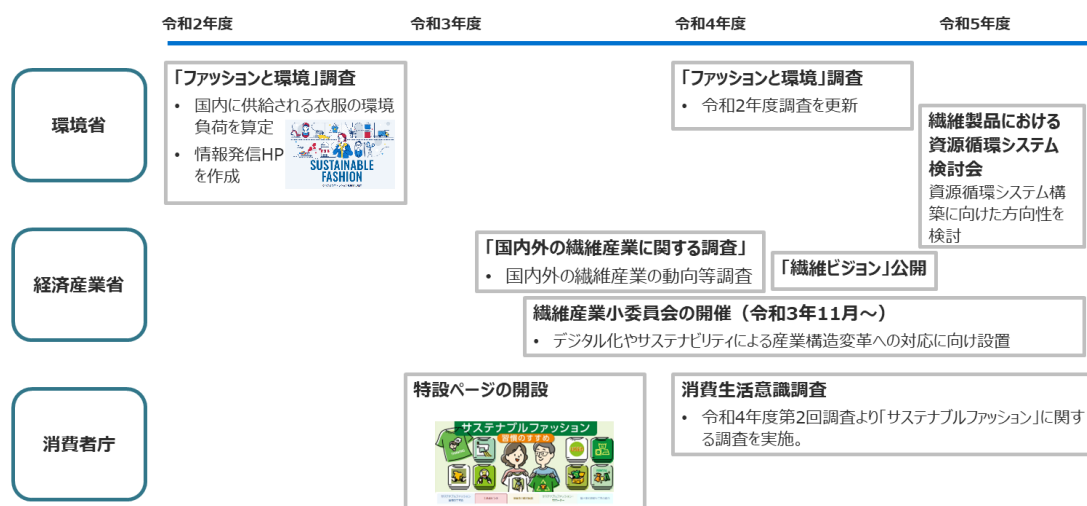
² 経済産業省「2030 年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/20220518_1.pdf

よって、本調査の目的は以下のように位置付けている。

繊維製品の資源循環や、適量生産・適量消費やグリーンウォッシュ対策に関する国内外の動向や制度について、詳細に調査・分析するとともに、国内の繊維産業が抱える課題を整理し、我が国の繊維産業の国際競争力の維持・強化に向けた制度整備を検討する。

図 1 国内 3 省庁による繊維産業のサステナブル推進に向けた主たる取組



出所：環境省「サステナブルファッション」特設ページ、経済産業省「繊維産業小委員会」、消費者庁「サステナブルファッション」の推進に係る取組（令和 5 年 11 月 10 日）第 7 回繊維産業小委員会資料」より株式会社日本総合研究所作成

第2章 繊維リサイクル等に関する調査

1. 調査の目的・全体像

繊維製品のサステナブル推進において先行している欧州の制度整備の背景や成立過程に加え、事業者の対応状況や課題を整理することで、国内繊維産業が国際的な競争力を維持・強化し、健全で確かな推進を促すための制度整備の在り方を導出する。また新たな制度が、事業者負担を与える「だけ」に留まらず、取組むことによる収益性との両立のための手段等、推進を加速させるために必要な要素を含むものとすべく、先行事例より要素を抽出する。調査項目は全体で14となる（図2参照）。

図2 調査項目一覧

繊維リサイクルなどに関する調査
① EUの「持続可能な繊維循環戦略」に基づくESPR（持続可能な製品のためのエコデザイン規則）等の政策形成過程。
② 「Transition pathway for the textiles ecosystem」の制定過程、及び記載内容の整理。
③ 欧州における環境規制に対する国内外の企業の対応方針、課題分析。
④ 諸外国（欧州・米国等）における衣料品の適量生産・適量消費や衣料品の廃棄の政策動向。
⑤ フランスにおける繊維製品の資源循環に係る法制の進展の歴史的分析。
⑥ 国内におけるESG投資の情報開示事例、及びその内容の分析。
⑦ アパレル企業等における回収後の衣料品や衣料品の廃棄等に関する情報開示の状況についての調査・整理。
⑧ グリーンウォッシュ対策に対する国内外の動向・法規制、取締事例。
⑨ 国内の繊維産業企業の収益分析とサステナビリティ対応に関するリスク分析。
⑩ 国内の繊維産業企業におけるサプライチェーンリスクの分析。
⑪ 国内市場における衣料品の低価格化要因。国内衣料品の供給量と小売価格の相関性、小売価格と産業従事者の賃金の相関性に関する分析。
⑫ 中国・韓国等の東アジア諸国における繊維産業の状況、及び政策分析。サステナビリティへの対応や本邦との経済的関連性に関する調査。
⑬ 海外の非上場企業におけるLCAの取組に関する調査。
⑭ CSRD（企業サステナビリティ報告指令）及びその前身であるNFRD（非財務情報報告指令）の具体的な開示事例に関する調査。

出所：株式会社日本総合研究所作成

①～②は欧州による繊維産業に対する政策の調査ではあるが、政策内容そのものでなく形成過程に着目している。すなわち、それら政策がどのような背景によって立ち上がり、どのような議論を踏まえたうえで、政策となったかについて調査を試みている。

③はそうした政策による環境変化に欧州でビジネスを展開する繊維産業がどのように対応しているかを調査した。ここでは、特にエコデザイン規則に関する動向についても調査を試みた。

④もエコデザイン規則に伴うものであるが、適量生産・適量廃棄に関する各国の状況や政策状況について調査を実施した。

⑤はEU域内において、特に実効性の高い政策を展開しているフランスについて、環境・資源循環に関する法制がどのように進化していったか、というフランス国内の歴史的背景を踏まえたうえで、繊維製品に対する法制について整理している。

⑥～⑦は国内に関する調査であり、⑥は ESG 投資の開示事例について、コーポレートガバナンスコードにおいて開示が求められている項目と、国内繊維企業の開示状況。更には、優れた開示事例について調査したものである。⑦は衣料品の回収や回収後の情報開示について各自治体・NPO 団体の取組状況を調査した。また、衣料品の廃棄状況に関する各社の開示状況についても調査を行った。

⑧はグリーンウォッシュに関する発生状況や EU における規制の動向を整理したうえで、国内において取締可能な範囲や課題について調査を実施している。

⑨～⑩は国内繊維企業に関する収益構造面（⑨）及び流通構造面（⑩）からのサステナビリティリスクの分析を試みたものである。

⑪は国内において衣料品供給量が増加した要因について、価格又は産業従事者の賃金から分析を試みている。

⑫は日本と地理的に近い中国、韓国、台湾における繊維産業の状況やサステナビリティに対する対応状況を調査しつつ、日本における事業機会・リスクについて分析を試みている。

⑬は非上場企業における LCA の取組・開示情報の調査を行うことで、日本の中小企業においてもそうした取組や開示を行うために、何が必要かを分析したものである。

⑭は欧州における環境報告指令の移行に併せ、Non-Financial Reporting Directive（非財務情報報告指令：NFRD）と Corporate Sustainability Reporting Directive（企業サステナビリティ報告指令：CSRD）の対比や現時点での各社の開示状況について分析を試みている。

2. 調査結果

- ① EU の「持続可能な繊維循環戦略」に基づく ESPR（持続可能な製品のためのエコデザイン規則）等の政策形成過程。

1. 調査の背景

Ecodesign for Sustainable Products Regulation（持続可能な製品のためのエコデザイン規則：ESPR）は欧州委員会において 2022 年に規則案が採択されたものであり、繊維製品に限らず食品や衣料品を除く広範な産業製品に対して、エネルギー効率、耐久性、信頼性、再利用性、更新可能性、修理可能性、リサイクル可能性、懸念すべき物質の有無、リサイクル材の含有量、炭素・環境フットプリントなどの持続可能性要件が製品仕様の基本設計に求められるものである³。また、繊維製品と履物については売れ残った商品の直接廃棄を禁止（direct-ban on the destruction of textiles and footwear⁴）が盛り込まれた。これにより、大企業⁵に対して消費財製品を対象とした売れ残り製品の廃棄の廃棄量とその理由の開示義務に加え、同規則案の施行 2 年後からは繊維製品と履物に関して、売れ残り製品の廃棄が原則として禁止されることとなる⁶。

こうした状況で、繊維産業には一層の適量生産・売れ残り商品の適切な処理が求められることとなったが、この政策が形成されるにあたって、どのような過程で、どのような議論が行われていたか。何故、繊維製品（及び履物）のみ「廃棄の原則禁止」といった規則が盛り込まれたのか、という点について整理する必要がある。

2. 調査の目的

EU における ESPR に関する政策形成が、どのような背景や目的で形成されたのかを明らかにする。すなわち、政策自体の内容調査・検証ではなく、政策形成にあたっての背景とはどういうものか？ 狙いとする目的やそこに向けた行動計画や目標はどのような議論により形成されたか？といった面にスコープを充てる。

3. 調査概要

政策形成の背景を洗い出すために、ESPR に繋がる欧州の環境政策の流れを整理する。そのうえで、ESPR における政策過程を整理した。

³ JETRO ビジネス短信「EU、エコデザイン規則案で政治合意、未使用繊維製品の廃棄禁止へ（2023 年 12 月 11 日）」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ed09003e4ac32460.html>

⁴ European Council「Products fit for the green transition: Council and Parliament conclude a provisional agreement on the Ecodesign regulation（2023 年 12 月 5 日初出、2023 年 12 月 22 日更新）」

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/05/products-fit-for-the-green-transition-council-and-parliament-conclude-a-provisional-agreement-on-the-ecodesign-regulation/>

⁵ EU における大企業・グループの基準は 2024 年度に改正され、1．総資産残高 2,500 万ユーロ、2．純売上高 5,000 万ユーロ、3．年間平均従業員数 250 人のうち、少なくとも 2 つ以上の基準を超える場合、対象となる。

⁶ 中規模企業に対しては施行から 6 年間の猶予期間が認められる。

4. 調査結果

欧州における環境政策の時系列進展

欧州における環境政策の時系列進展を図 3 に整理した。EU においては 1973 年から環境行動計画（Environmental Action Programme of the European Community）が策定されている。しかし、第 4 次環境行動計画までは、計画に沿った行動がとられていたにもかかわらず、環境はむしろ悪化する傾向となっていたために、第 5 次以降から環境と経済の調和を図り、かつ市民の参加を積極的に進める方針を取ることで、環境に対する確実な好影響を与えるものとして再構築されるものとなった。

2010 年には欧州地域における中期戦略として欧州 2020（Europe 2020）が制定された。ここでは環境に対する重要施策として「知識とイノベーション」、「より持続可能な経済」、「高雇用・社会的包括」を挙げている。

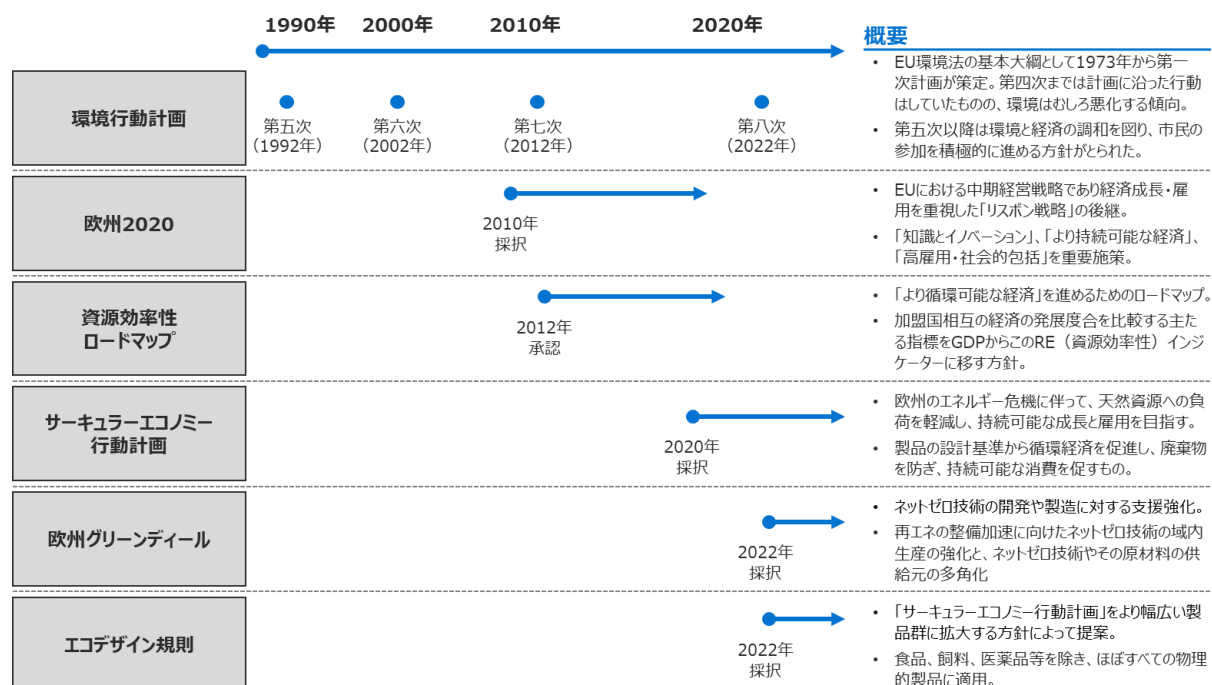
「より循環的な経済」を具体的に進めるために検討されたものが資源効率性ロードマップ（RE（Resource Efficiency） Roadmap）である。加盟国相互の経済の発展度合を比較する主たる指標を GDP からこの RE（資源効率性）インジケータに移す方針を定めた。

2010 年代後半にはエネルギー危機が欧州全体で問題となり、そのなかで循環経済を更に推し進めるために、進められたものがサーキュラーエコミー行動計画（Circular economy action plan）である。同計画では、製品の設計基準から循環経済を促進し、廃棄物を防ぎ、持続可能な消費を促すことを目的としている。

2022 年には、欧州グリーンディール（The European Green Deal）により、ネットゼロを実現するための技術開発や製造に対する支援を強化していくことが公表された。

エコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation : ESPR）はそうした時期に採択されており、循環経済とネットゼロを推し進める具体的施策の一つとみることが出来る。

図 3 欧州における環境政策の時系列進展



出所：JETRO「EU の環境政策と産業」より株式会社日本総合研究所作成

エコデザイン規則以前の課題

「エコデザイン」という概念自体は以前から存在し、2005 年には環境に配慮した製品設計の枠組み⁷、2009 年にはエコデザイン指令（ecodesign requirements）⁸が存在していた。但し、その時点ではエネルギー関連製品に限られていたもので、消費財製品は対象外であった。これが、サーキュラーエコノミー行動計画で行動対象と特定されたセクターに適用すべきとのニーズが寄せられるなど、エコデザイン規制の枠組み拡大を要請する意見が増えたことが一因である。

また、2022 年にデジタル製品パスポート（Digital Product Passport）が公表されたことも契機となっている。デジタル製品パスポートとは、QR コードやバーコードなどの付与により、製品ライフサイクルの各段階における情報を消費者が容易に確認できるようにすることであり、ここに環境関連情報を紐づける意見が活発になったことである。

更には持続可能性・循環経済に対する要望や売れ残り消費財製品についての管理を明確にする必要があるなど様々な要件により、従来規則による管理が困難になったことが背景として挙げられる。

図 4 エコデザイン規則以前の課題

・ 包括的な持続可能性評価の欠如

- EUは2005年から環境に配慮した製品設計の枠組み¹、2009年からエコデザイン指令²が存在していたものの、対象製品がエネルギー関連製品に限られていた。
- サーキュラーエコノミー行動計画で特定されたセクターを優先させるべきなど、適用範囲の拡大ニーズに関する多くの支持が得られた。
- 故に、すべての製品の持続可能な生産と消費、関連情報の入手可能性と信頼性をカバーする包括的で統合された政策手段が必要であった。

・ デジタル製品パスポートのニーズ

- 2022年に公表されたデジタル技術を活用し、製品ライフサイクルのあらゆる段階（設計、製造、使用、廃棄）において事業者や消費者がデータに確実かつ容易にアクセスできるようにする仕組み（QR コードやバーコード等を想定）。
- デジタル製品パスポートを導入するというアイデアは、多くの関係者に支持された。

・ 持続可能性・循環性要件の拡大

- サーキュラーエコノミー行動計画に特定されている「廃棄物防止」の側面に基づくエコデザイン要件の枠組みが急務であった。

・ 売れ残り消費者製品の取扱い

- 売れ残った耐久消費財の取り扱いについて、域内市場の分断を避ける必要があった。

1. DIRECTIVE 2005/32/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 6 July 2005 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energyusing products and amending Council Directive 92/42/EEC and Directives 96/57/EC and 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council

2. DIRECTIVE 2009/125/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products

出所：一般財団法人 日欧産業協力センター レポート欧州グリーンディール 主席研究員 新開裕子「EU Policy Insights」Vol.24
2023 年 7 月「EU サーキュラーエコノミー政策の現在地：エコデザイン規則（ESPR）案」より株式会社日本総合研究所作成

⁷ DIRECTIVE 2005/32/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 6 July 2005 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energyusing products and amending Council Directive 92/42/EEC and Directives 96/57/EC and 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council

⁸ DIRECTIVE 2009/125/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products

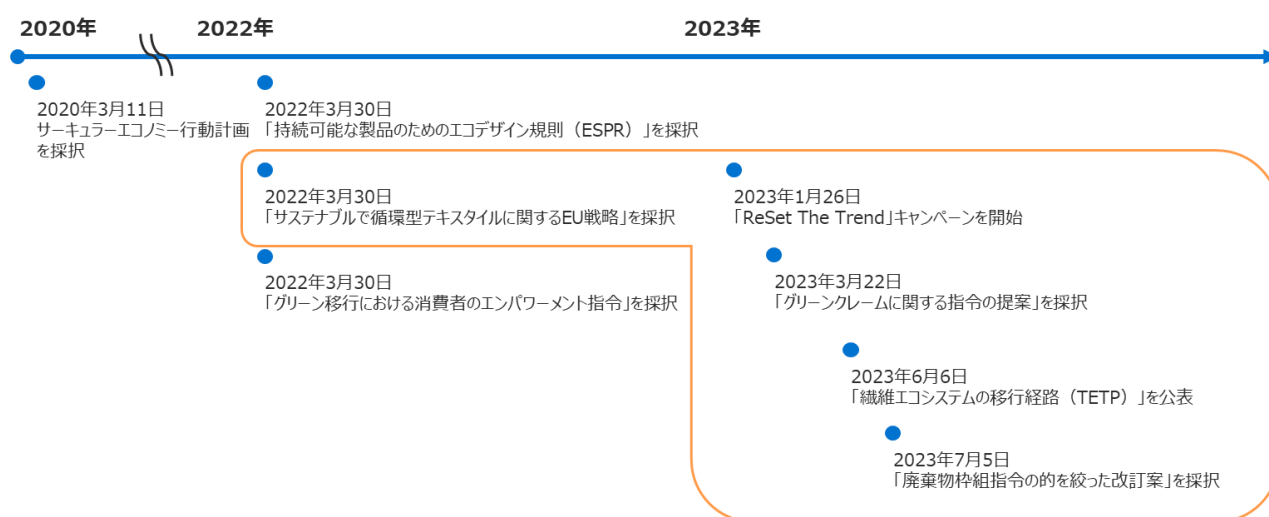
EU における繊維分野の環境政策

エコデザイン規則自体は、繊維分野に限った内容ではなく食品を除く消費財全般に渡る政策であるが、そのような中においても繊維分野は特に EU においても環境政策において注力されている分野である。その繊維分野における環境政策の進展について時系列整理を試みた。

EU において繊維分野を特に推し進めていく方針となった契機は 2022 年の「サステナブルで循環型テキスタイルに関する EU 戦略（EU strategy for sustainable and circular textiles）」が採択されたことに端を発している。ここでは、「繊維産業は EU 域内において食料、住居、モビリティに次いで環境と気候変動に大きな影響を与える産業と位置付け」⁹られている。また、食料、住居、モビリティにおいてはエコデザイン規則における対象外分野であるということから、繊維分野はエコデザイン規則内においてモデルケースの意味合いもあるように推測される。

同戦略が採択されてからは、矢継ぎ早に繊維分野を中心とした政策が実行されている。グリーンクレームに関する指令（本書⑧グリーンウォッシュ対策に対する国内外の動向・法規制、取締事例。参照）や「繊維エコシステムの移行経路（TETP）」（本書②②「Transition pathway for the textiles ecosystem」（TPTE）の制定過程、及び記載内容の整理。参照）などに繋がっていることがわかる。

図 5 EU における繊維分野の環境政策



出所：European Commission「EU strategy for sustainable and circular textiles」より株式会社日本総合研究所作成

⁹ European Commission「EU strategy for sustainable and circular textiles」

https://environment.ec.europa.eu/strategy/textiles-strategy_en

サステナブルで循環型テキスタイルに関する EU 戦略

より EU における繊維のサステナブル戦略について、深堀していきたい。EU は同戦略において 2030 年の繊維産業に関するビジョンを掲げており、循環型への移行やそれらによる競争力の強化を掲げている。ここでは「ファストファッションは時代遅れ（fast fashion is out of fashion）」と名指しによるビジネスモデルの変革を呼び掛けていることも特徴的である。また、必要なアクションについても 9 項目掲げられており、デジタル製品パスポートの導入や過剰生産・消費の防止、グリーンウォッシュの排除や拡大生産者責任規則（EPR）の導入など、今後推進されるアクションが盛り込まれている。

図 6 サステナブルで循環型テキスタイルに関する EU 戦略

欧州委員会の2030年のテキスタイルに関するビジョン

- EU市場に出回るすべての繊維製品は、耐久性があり、リペア・リサイクル可能であり、大部分がリサイクル繊維でできており、有害物質を含まず、社会的権利と環境に関して生産される。
- 「ファストファッションは時代遅れ（fast fashion is out of fashion）」であり、消費者は高品質で手頃な価格のテキスタイルからより長く恩恵を受けることになる。
- 収益性の高いリユースおよびリペアサービスが利用可能となる。
- 繊維産業が競争力、強靱性に優れ、柔軟性が高く、革新的であり、生産者はバリューチェーンに沿って製品に責任を持ち、リサイクルに十分な能力を持ち、焼却と埋め立てを最小限に抑える。

必要なアクション

- 長持ちさせ、リペア・リサイクルを容易にするための設計要件と、リサイクル含有量の最小化要件を設定。
- より明確な情報とデジタル製品パスポートの導入。
- 過剰生産と過剰消費の状況を転じさせ、売れ残り・返品製品の破却を防止。
- マイクロプラスチックの意図しない放出への対処。
- グリーンウォッシュに取組み、消費者にサステナブルなファッションに対する意識を向上。
- すべての加盟国で製品に対する義務的かつ調和のとれた拡大生産者責任規則（EPR）を導入し、生産者がより持続可能な製品を設計するよう奨励。
- 廃棄物の輸出を制限し、持続可能な繊維製品をグローバルに推進。
- リユース・リペアなどの循環型ビジネスモデルを奨励。
- 企業と加盟国に対し、戦略の目標を支持するよう奨励。

出所：European Commission「EU strategy for sustainable and circular textiles」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- EU においては 1970 年代から環境に関する取組が継続されてきた
 - 環境行動計画は 1973 年から策定されてきたが、1992 年の第 5 次計画以降は、より経済と環境の調和を図る方針をとり、10 年ごとのスパンで策定。
 - 欧州全体の戦略として欧州 2020 において「持続可能な経済」が重要施策として掲げられた。
 - 「持続可能な経済」を推進するために資源効率性ロードマップが策定。
 - 2010 年代後半のエネルギー危機に応じて、サーキュラーエコノミー行動計画が採択。循環経済を促進。
 - 循環経済を加速する施策として、エネルギー分野のみに適用されていたエコデザイン指令をエコデザイン規則として食品・医薬品を除く消費財製品に適用。
- 繊維分野においては EU で 2022 年にテキスタイル戦略が採択される
 - 食品・医薬品を除く消費財製品のうち、最も環境負荷の高い分野であることからモデルケースとしての意味合いが強い。
 - 「ファストファッションは時代遅れ」などビジネスモデルの変革による循環可能で競争力のある産業への転換が望まれている。

② 「Transition pathway for the textiles ecosystem」の制定過程、及び記載内容の整理。

1. 調査の背景

「① EU の「持続可能な繊維循環戦略」に基づく ESPR（持続可能な製品のためのエコデザイン規則）等の政策形成過程。」でも取り上げたように、EU では 2022 年 3 月の「サステナブルで循環型テキスタイルに関する EU 戦略」の採択によって、繊維分野によるエコシステム移行が進められることとなった。そこから、わずか 1 年後の 2023 年 6 月に公表されたのが、「繊維エコシステムの移行経路（Transition pathway for the textiles ecosystem : TETP）」である。いわば、サステナブルで循環型テキスタイルに関する戦略を実現するための具体的な手段と位置付けられるものであり、今後 EU の繊維企業各社が目指す方向性の指針となるべきものであるとみられる。これを実効的な指針とするために、制定にあたってどのような過程をとったのかを把握することは、日本において同様の指針を策定するにあたり、参考となり得るものである。本項では、「サステナブルで循環型テキスタイルに関する EU 戦略」を実現するための具体的な手段を提案 TPTE の制定過程を 4 つのプロセスに分類して整理。それらプロセスにおいて制定された内容を整理する。

2. 調査の目的

TPTE の制定過程と、そこから導き出された内容について整理する。持続的な戦略を具体的な手段に落とし込むために、どのようなプロセスで、どのような関係者を巻き込み、どのような内容に落とし込まれたかを整理する。

3. 調査概要

公開情報に基づき、TPTE 制定プロセス全体像を整理したうえで、プロセスごとにおける目的、手段、結果を整理した。更にプロセスごとの詳細や公開された内容と各プロセスの結果の反映状況の整理を行った。

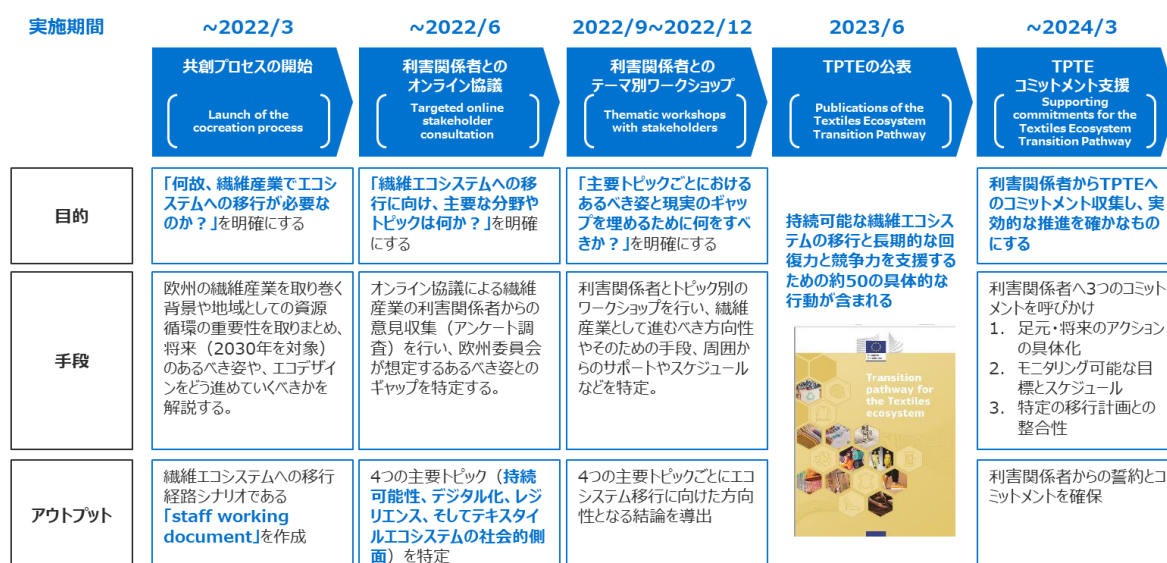
4. 調査結果

TPTE 制定過程の全体像

TPTE 制定過程の全体像を図 7 に整理した。この過程自体は TPTE の実装プロセスとして公開されている¹⁰ものを整理し直したものである。プロセスは全体で 5 つのフェーズから構成されており、「共創プロセスの開始（Launch of the cocreation process）」、「利害関係者とのオンライン協議（Targeted online stakeholder consultation）」、「利害関係者とのテーマ別ワークショップ（Thematic workshops with stakeholders）」、「TPTE の公表（Publications of the Textiles Ecosystem Transition Pathway）」、「TPTE コミットメント支援（Supporting commitments for the Textiles Ecosystem Transition Pathway）」である。

其々のフェーズの役割を以下に記す。「共創プロセスの開始」においては、「なぜ繊維産業でエコシステムへの移行が必要なのか」の認識を合わせることである。ここで EU として繊維産業に求められることや青写真を描くことで、繊維産業の方向性を示している。「利害関係者とのオンライン協議」においては、EU が示す方向性に対する現場の課題抽出を目的としている。目指す方向に対して、どのような分野がネックとなっているのかについて現場の意見を集約することを試みている。「利害関係者とのテーマ別ワークショップ」においては、そうして抽出された目指す方向と実際のギャップを埋めるために、何をすべきかという点について、抽出されたトピックごとにワークショップによるアクションを導出している。そうして、制定されたのが「TPTE の公表」となるが、制定過程はこれで終わらない。「TPTE コミットメント支援」において、公表された TPTE を基に自社の戦略策定やアクションに盛り込むよう誓約やコミットメントを獲得することによって、TPTE が所謂「絵に描いた餅」にならないように工夫されている。

図 7 TPTE 制定プロセス全体像



出所：European Commission「Textiles Ecosystem Transition Pathway – Co-creation and co-implementation process」より株式会社日本総合研究所作成

¹⁰ European Commission「Textiles Ecosystem Transition Pathway – Co-creation and co-implementation process」

https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/textiles-ecosystem/textiles-transition-pathway_en

共創プロセスの開始

ここからは、制定過程のフェーズごとに詳細を確認していきたい。まずは「共創プロセスの開始」である。ある産業に対して、特定の指針を示すにあたり「なぜ、その方向を目指す必要があるのか」「その方向は正しいのか」という価値観や産業全体の危機感を統一する必要がある。そのため、TPTE の制定過程の第一歩として繊維業界の関係者向けに「staff working document」が公表された。図 8 に公開されているドキュメントの目次を示しているが、全 8 章からなり、その構成は第 1 章「INTRODUCTION」において、なぜ繊維業界でエコシステムが必要なのかについて整理がなされており、業界の危機感について意識統一を行っている。第 2 章では繊維業界で起こりうるシナリオや現状の整理で業界の足並みをそろえることが示唆されている。第 3～4 章はエコシステムに対する実現ステップとしてサーキュラーエコノミーとデジタル化の観点から具体的な手段が記載されている。第 5 章では、実装するために必要なスキルやリソース開発の内容が、第 6 章でそれらを強化するためにモニタリングすべき KPI が列挙されている。第 7 章でそれらを含めたあるべき姿が定義されているものである。

図 8 共創プロセスの開始 Staff Working Document の内容

「staff working document」の目次

目的と内容

Contents	
1. INTRODUCTION.....	2
1.1. Sectors included in the textiles ecosystem.....	3
1.2. Numbers for the ecosystem.....	3
1.3. Links to other industrial ecosystems.....	5
1.4. Impact of the COVID-19 crisis and already noticeable negative consequences following the Russian invasion of Ukraine.....	5
1.5. Strengths and challenges.....	6
2. A RESILIENT TEXTILES ECOSYSTEM.....	7
2.1. Actions and scenarios for a more resilient ecosystem.....	10
3. A SUSTAINABLE AND CIRCULAR ECOSYSTEM.....	12
3.1. Actions and scenarios for a more sustainable ecosystem.....	15
4. DIGITALISATION OF THE TEXTILES ECOSYSTEM.....	18
4.1. Actions and scenarios for a more digital ecosystem.....	21
5. SUPPORTING THE ECOSYSTEM.....	23
5.1. Regulatory framework.....	24
5.2. Financing of projects.....	26
5.3. Trade and internationalisation.....	28
5.4. Skills.....	30
6. KEY PERFORMANCE INDICATORS.....	31
7. INDUSTRIAL FORUM'S BLUEPRINT FOR THE DEVELOPMENT OF TRANSITION PATHWAYS.....	32
8. CONCLUSIONS AND AN INVITATION TO STAKEHOLDERS.....	32

「1 インTRODクダクション」では、繊維業界においてエコシステムが必要な理由、現状の問題点やその原因・根拠が記載されており、業界の危機感の定義化と意識統一を目的とされている。

「2 強靱なテキスタイルエコシステム」では、繊維業界において起こりうるシナリオや現状の整理を行い、業界の基礎情報の足並みをそろえることを目的に据えている。

「3 持続可能で循環的なエコシステム」「4 テキスタイルエコシステムのデジタル化」では、上記のエコシステムを構築するための具体的な手段としてサーキュラーエコノミーの観点とデジタル化の観点から各シナリオにおける実現ステップとして記載されている

「5 エコシステムのサポート」以降では、更に現実的に実現するために必要なリソースや、設定されるべき重要指標の提言を行っている

出所：European Commission COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT 「Scenarios towards co-creation of a transition pathway for a more resilient, sustainable and digital textiles ecosystem (2022 年 3 月 30 日)」より株式会社日本総合研究所作成

利害関係者とのオンライン協議

「共創プロセス」においてあるべき姿は定義されたものの、繊維業界各社が一斉にその方向に動けるわけではない。各社においてスキル・リソースに差があることや商慣行など、1社で解決できない問題なども存在すると想定できる。そうしたあるべき姿と実際のギャップを埋める活動としてアンケート調査を行っている。アンケートの対象者は、繊維業界における各社・業界団体の関係者をはじめ、学識者・消費者団体・環境団体などの有識者・関係団体、EU域内の市民やNGOなど幅広い対象者に向けて行われている。アンケート調査項目はサステナビリティ関連項目に加えてDXや財務、スキリング等、主要7項目にも及んでいる。また、調査項目の特徴として、繊維業界全体の構造的な課題や直面しているハードルを抽出するように、自由記述型質問を主体としている点にある。調査実施者において、あらかじめ想定される課題に絞るのではなく、実際の課題を広く把握することを目的としていることが読み取れる。

図 9 利害関係者とのオンライン協議 アンケート調査の概要

アンケート調査の概要

カテゴリ	調査項目
レジリエンス	- エコシステムがグローバル経済との統合からどのように恩恵を受けるか - エコシステムのオペレーターを国際化できるように支援するか - 競争力のギャップをどのように縮小するか - 繊維業界のエコシステムの機能に寄与する価値連鎖の継続性・強靱性に関する問題 - エコシステムにとって最も重要な価値連鎖のボトルネックは何か - EU内外のエコシステムのレジリエンスを減少させる可能性のある戦略的依存性 - エコシステムにおける主な規制の柔軟性は、エコシステムのレジリエンスを強化するのに十分か - エコシステムのレジリエンスを強化するインフラ面の障壁 - 政府機関や産業が繊維業界のエコシステムのレジリエンスを高めるために取るべき他の行動
持続可能性	- 繊維業界のエコシステムのGXを確実に実現するための主な課題について - 再生繊維の需要を促進するために必要な行動について - リサイクルハブが提供する一貫した廃棄物情報は、EUでの繊維リサイクルを促進するために有効か - 生産プロセスの持続可能性を改善するために必要な行動について
デジタル化	- DXがエコシステム、特にSMEのグローバル競争力をどのように向上させることができるか、そしてそれが生み出す可能性のある課題は何か - エコシステムにおけるデジタル技術導入の主な障壁は何か - エコシステムにとって最も関連性の高いデジタル技術は何か - 組織体（企業など）がDXにおいて直面する課題は何か - 水平的およびクロスセクター的な課題は何かあるか
資金調達・財務	- 繊維業界のエコシステム、特にSMEがGXやDXを実現するための資金調達において直面するシステム的な障壁 - 繊維業界のエコシステムに不利となる現在の資金調達シーンにおいて生じているギャップ - 繊維業界のエコシステムを強化し、GXやDXを確実に達成するために必要な特定の投資は何か - エコシステムにおける転換に影響を与える資金調達スキームのギャップ
研究とイノベーション	- エコシステムのGXやDXを実現するための未解決の研究とイノベーションのニーズ - 研究機関から産業への技術移転に障壁は存在するか
スキル	- 企業セグメントと製品グループに対する雇用およびリスキリングのニーズの予測 - 新しい労働力を採用するために取られた行動 - DXを可能にするために必要なスキルは何か、またそのような労働者はどのような人物か
社会的側面	- EU内外のGXやDXが繊維業界のエコシステムに与える社会的影響（労働者を含む） - エコシステムの成功した転換を追跡するために使用されるべき特定のKPI

Targeted stakeholder consultation based on the Staff Working Document “Scenarios towards co-creation of a transition pathway for a more resilient, sustainable and digital textiles ecosystem”

Introduction

The update of the EU digital transitions of the progress to co-create other stakeholders, transition ecosystem was identified.

About you

I am giving my contribution as:

- ☐ Academic / Research institution
- ☐ Business association
- ☐ Company / Business organisation
- ☐ Consumer organisation
- ☐ Environment
- ☐ EU institution
- ☐ EU citizen
- ☐ International
- ☐ Network of org
- ☐ Non-government
- ☐ Local admin
- ☐ Regional admin
- ☐ National admin
- ☐ Trade Union
- ☐ Other

I have read and agree with the personal data protection provisions

Resilience

Please read and re Working Document

How does the perspectives

How can private sector investments be best mobilised to support the green and digital transition and also strengthen resilience of the textiles ecosystem?

How can spe

出所：European Commission「Targeted stakeholder consultation based on the Staff Working Document “Scenarios towards co-creation of a transition pathway for a more resilient, sustainable and digital textiles ecosystem”（2022年3月30日）」より株式会社日本総合研究所作成

このアンケート調査を通じて、得られたのが4つの主要トピックである。持続可能性、デジタル化、レジリエンス、そしてテキスタイルエコシステムの社会的側面において、あるべき姿と実際のギャップが大きいと測定され、これらトピックの課題を解決することで実効性のある指針を示せることが明らかとなった。

図 10 利害関係者とのオンライン協議 主たるアンケート結果

持続可能性	デジタル化
環境への影響を最小限に抑えるためのビジネスモデルの革新や新しい製品やサービスの開発 ● リサイクルや再利用を含む循環経済への移行 ● 環境に優しい材料の使用 ● 持続可能な供給チェーンの構築	主要なプレイヤーがデジタルサービスの開発と技術革新の潜在力を最大限に活用 ● 分散型プラットフォームの開発 ● 人工知能やブロックチェーンのような新技術の採用 ● デジタルスキル向上のための教育プログラム
レジリエンス	エコシステムの社会的側面
過去の危機からの学びと将来発生しうる恐慌に対する準備 ● より強固なガバナンスモデルの確立 ● リスク管理の改善 ● 地域コミュニティとの連携強化 ● 柔軟かつ適応性のある事業戦略の採用	地域社会への貢献や社会的価値の提供 ● 教育や健康サービスの提供 ● 地域社会の経済発展への貢献 ● 雇用機会の創出 ● 社会的包摂の促進

出所：European Commission「Compilation of the Stakeholder Survey Results（2022年3月30日）」

より株式会社日本総合研究所作成

利害関係者とのテーマ別ワークショップ

得られた 4 つのトピックの課題を解決するために、トピック別のワークショップが開催された。ワークショップの参加メンバーもアンケート同様に多様な関係者の参画によって、多角的な視点から議論が行われたものである。ここで得られた結論は「エコシステムの転換を実現するには、エコシステムのステークホルダー間の共同の取組とコミットメントが必要」というものである。あるべき姿と実際のギャップを埋めつつ、より実効性を高めるための行動が指示された。

図 11 利害関係者とのテーマ別ワークショップ

ワークショップの概要

エコシステム自体の在り方	GXに向けてエコシステムを活用する方法	エコシステムのデジタル化を実現する方法	エコシステム転換の過程で生じる課題
エコシステムが直面する様々な課題を特定し、解決策を提案 ● ビジネスモデルの革新 ● 専門知識とスキルの向上 ● ネットワーキング強化	GXを実現していく具体的な行動として、エコシステムがどのように貢献できるかを議論 ● リサイクルや再利用サービス ● 再生可能エネルギーの生成 ● 持続可能な公共調達の促進 等	エコシステムのデジタル化を実現する際に考えられる障壁やその乗り越え方を検討 ● デジタル技術の採用と革新の促進 ● デジタルスキル向上の重要性 ● 分散型プラットフォームやデータ共有の促進についてのアプローチ	人材育成や国際的ネットワーキングなど長期的・横断的課題の理解を深化 ● スキルと能力構築 ● EUのプロジェクトと活動への資金提供 ● シナジーの活用 ● 国際的なネットワーキングと業界横断的なパートナーシップの強化 ● エコシステムに関するデータ収集や分析の改善

出された結論

「長期的な課題に対処しながらエコシステムの転換を実現するには、EU、EU加盟国、地域/都市など、**エコシステムのステークホルダー間の共同の取組みとコミットメントが必要**である」

→規制フレームワークの共有、スキルと訓練戦略、プロジェクトと活動の資金提供、ビジネス環境のサポート、エコシステムに関するデータと情報の改善、国際的なネットワーキングと業界横断的な協力の強化等が含まれる

出所：European Commission「Targeted stakeholder consultation based on the Staff Working Document “Scenarios towards co-creation of a transition pathway for a more resilient, sustainable and digital textiles ecosystem”（2022 年 3 月 30 日）」より株式会社日本総合研究所作成

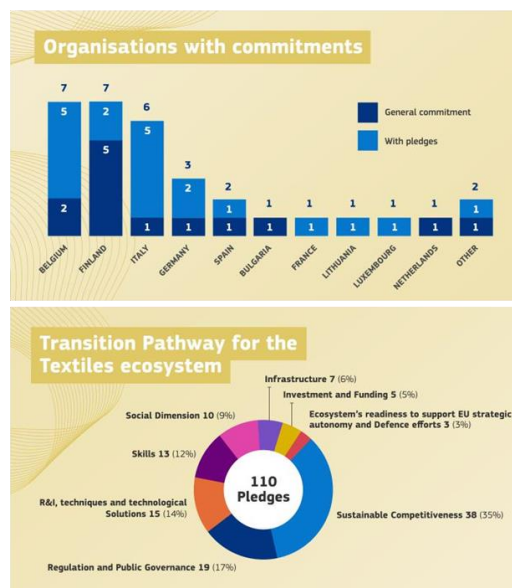
TPTE コミットメント支援

TPTE 公表後、ワークショップの結論に伴いコミットメント支援がとられた。支援策として声掛けや一方的な情報提供に加えて、ステークホルダー間の相互作用を促進するためにコミュニティ形成や相互助力の促進が行われたものである。結果として、19 の組織から 110 の具体的な制約が提出され、移行計画に対する巻き込みを確かなものにする事が可能となっている。

図 12 TPTE コミットメント支援

TPTEコミットメント支援策

声掛け	2023年6月6日にテキスタイルエコシステムのための移行計画を公表後、具体的な行動と目標を定めたコミットメントの提出を促した。また、現在でも未提出の組織からのさらなる提出を求めている。
情報提供とガイドライン	未提出の組織に対して、コミットメント提出の準備に役立つレッスンとガイドラインを提供。また、関連する情報へのアクセスとしてプラットフォームを提供。さらに、ステークホルダーコミュニティを構築し、移行計画の実装を支援するためのプラットフォームを設立予定。
コミュニティの形成と相互助力の促進	19の組織から提出された110の具体的な誓約を含む、 第一ラウンドのコミットメントをまとめて公開 。移行計画の要素を全てカバーするように、持続可能な競争力、規制と公共ガバナンス、社会的側面、R&Iと技術的解決策、インフラ、スキル、投資と資金調達、EUの戦略的自律性と防衛努力へのエコシステムの準備などが含まれる。また、移行を支援し、 これまでの良例と学んだ教訓を共有するためのステークホルダーイベントの開催を計画 。



出所：European Commission「Commitments and pledges for the transition of the textiles ecosystem」より株式会社日本総合研究所作成

TPTE 記載内容の整理

これら政策過程のうち、特に「利害関係者とのテーマ別ワークショップ」が TPTE 公表資料にどのように反映されたかを確認していきたい。TPTE の「5. 移行計画の構築要素」(BUILDING BLOCKS OF THE TRANSITION PATHWAY) には 8 つの要素が述べられている。「5.1 持続可能な競争力」(Sustainable competitiveness) には「国際競争の激化、エネルギー費用の上昇、原材料の持続不可能な使用、リサイクル、スキルといった未来の競争力に関する課題と事業機会」が挙げられおり、「エコシステム自体の在り方」として環境を軸としたビジネスモデルの革新や「GX に向けてエコシステムを活用する方法」でリサイクルや再利用サービスなどエコシステム推進における具体的な手法が盛り込まれている。更に、「エコシステム転換の過程で生じる課題」においても中小企業へのサポートなど対策が明記されている。

また「5.4 研究、イノベーション、技術、ソリューション」(Research & Innovation, techniques, and technological solutions) には「持続可能で循環的で高品質な製品を追求する。研究、技術開発、イノベーション、デジタル化、持続可能性、創造性、スキル開発の努力を増やす必要」が挙げられており、「エコシステムのデジタル化を実現する方法」や「エコシステム転換の過程で生じる課題」において結論出されたデジタルスキル向上の重要性や人材育成・スキル開発の観点が盛り込まれている。

「5.5 インフラストラクチャ」(Infrastructure) では「公共および民間企業や組織による戦略的計画によるテキスタイル廃棄物の管理インフラと物流に関する投資が必要」と記述されており、「エコシステムのデジタル化を実現する方法」における分散型プラットフォームやデータ共有の促進についてのアプローチなどの観点が盛り込まれている。

「5.6 スキル」(skills) では「EU スキル協定イニシアティブの下で、EURATEX¹¹、CEC¹²、COTANCE¹³と協力して、テキスタイルエコシステムのための大規模スキルパートナーシップを設立」とあり、「エコシステム自体の在り方」や「エコシステム転換の過程で生じる課題」の観点が盛り込まれている。特に「エコシステム転換の過程で生じる課題」においての国際的なネットワーキングと業界横断的なパートナーシップの強化という観点が取られている。

「5.8 EU の自立と防衛を支援するエコシステムに向けて」では「エコシステムの構築は、テキスタイル製品の供給、新しい技術の開発、サプライチェーンの強化に貢献」と「エコシステム自体の在り方」において従来のビジネスモデルを革新する観点が盛り込まれている。

¹¹ EURATEX : The European Apparel and Textile Confederation (欧州のアパレル・テキスタイル産業団体)
<https://euratex.eu/>

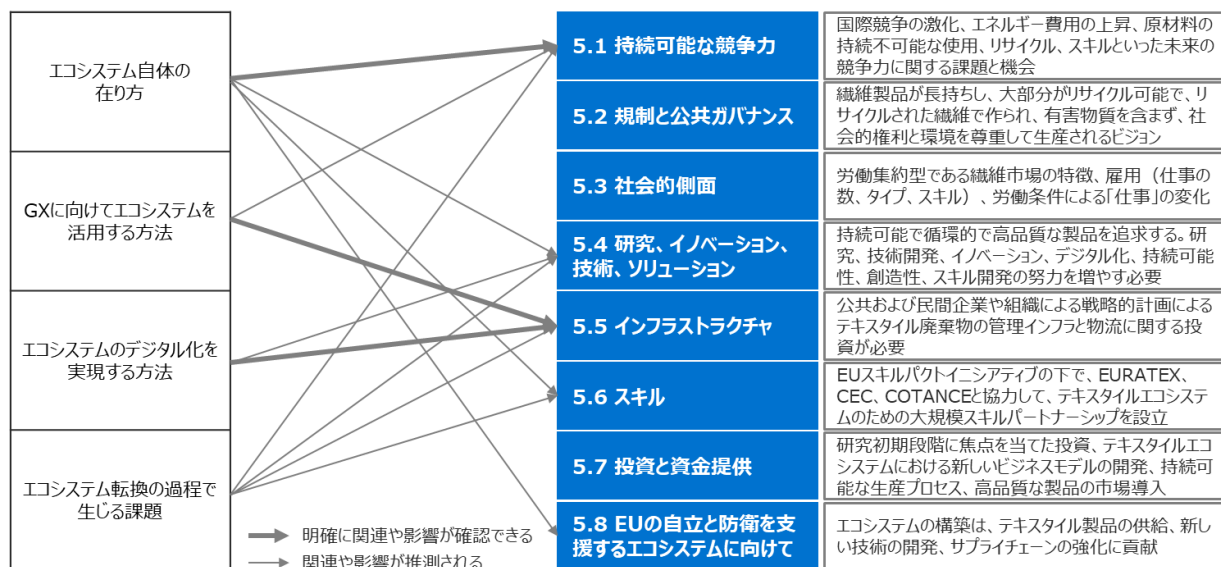
¹² CEC : European Footwear Confederation (欧州のフットウエア産業団体)
<http://cec-footwearindustry.eu/>

¹³ COTANCE : The Confederation of National Associations of Tanners and Dressers of the European Community (欧州の皮なめし業者およびドレスラーの全国協会連盟)
<https://www.cotance.com/>

図 13 テーマ別ワークショップと最終版 TPTE の連関

ワークショップのテーマ

TPTE本文内「5. 移行計画の構成要素」のセクションと概要



出所：European Commission「Transition pathway for the Textiles ecosystem」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- TPTE の制定過程は 5 つのフェーズに分類される。
 - 「共創プロセスの開始（Launch of the cocreation process）」
 - 「利害関係者とのオンライン協議（Targeted online stakeholder consultation）」
 - 「利害関係者とのテーマ別ワークショップ（Thematic workshops with stakeholders）」
 - 「TPTE の公表（Publications of the Textiles Ecosystem Transition Pathway）」
 - 「TPTE コミットメント支援（Supporting commitments for the Textiles Ecosystem Transition Pathway）」
- TPTE 公表版には 8 つの構成要素が盛り込まれており、テーマ別ワークショップによるアウトプットが所々に盛り込まれている。
 - 5.1 持続可能な競争力では環境を軸としたビジネスモデルの革新やリサイクルや再利用サービスなどエコシステム推進における具体的な手法が盛り込まれた。
 - 5.4 研究、イノベーション、技術、ソリューションではデジタルスキル向上の重要性や人材育成・スキル開発の観点が盛り込まれた。
 - 5.5 インフラストラクチャでは分散型プラットフォームやデータ共有の促進についてのアプローチなどの観点が盛り込まれた。
 - 5.6 スキルでは国際的なネットワーキングと業界横断的なパートナーシップの強化という観点が盛り込まれた。
 - 5.8 EU の自立と防衛を支援するエコシステムに向けてでは従来のビジネスモデルを革新する観点が盛り込まれた。

③ 欧州における環境規制に対する国内外の企業の対応方針、課題分析。

1. 調査の背景

①②で調査した欧州における繊維産業・製品に関する環境規制に対して、欧州を拠点に事業を展開する各社はどのように環境規制へ対応しているか、また対応にあたって生じている課題は何であることを調査し、分析したい。

2. 調査の目的

欧州の環境規制を受けた国内外企業の対応方針と課題を分析し、理想像とのギャップを診断する。

3. 調査概要

欧州の繊維製品における環境保護の規制状況について、EU、フランス、日本の比較を行っている。そのうえで、欧州で事業を展開する8社（INDITEX（スペイン）、H&M（スウェーデン）、Fast Retailing（日本）、LVMH（フランス）、NIKE（米国）、PRIMARK（アイルランド）、NEXT（イギリス）、IKEA（スウェーデン））における環境保護方針と個別政策について整理を行っている。整理については経済産業省が策定した環境配慮設計のガイドライン案¹⁴における各項目に照らし合わせている。

¹⁴ 経済産業省「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（案）」（2024年3月18日）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/010_03_02.pdf

4. 調査結果

繊維製品の環境保護に対する規制状況

EU・フランス・日本における繊維製品の環境保護に対する規制の状況を経済産業省「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（案）」における環境配慮項目に沿って整理を行った。

EU においては「安全性への配慮」は REACH 規則¹⁵に基づき製品の安全性確保が取られている。「廃棄物の抑制」ではエコデザイン規則が該当している。また、「易リサイクル設計」は ESPR に基づいて製品がより持続可能でリサイクルしやすい設計を推進されており、「省エネルギー、GHG 排出抑制」は ESPR・パリ協定が関連している。「長期使用」においては SPFF¹⁶の中で、製品の耐久性と修理可能性を高める取組が進められている。

フランスにおいては基本的に EU における規制に準拠しつつ、フランス独自の規制を盛り込んでいる。EU との乖離でいえば「包装資材の抑制」は梱包材の使用と廃棄物の削減に関する規定として AGECE 法¹⁷に準拠する必要がある。この AGECE 法はフランス独自の廃棄抑制・循環経済を目的とした法律で、繊維製品のみには適用されているものではないが EU の規制をより実効性を高める手段として規制が取られている。

日本においては、「安全性への配慮」が有害物質を含有する特定家庭用製品の規制に関する法律等によって規定されているものの、その他分野は規制によって縛るというものでなく、ガイドラインにおいて奨励される、という段階である。

図 14 各国・地域における繊維製品の環境保護に関する規制状況の比較

	EU	フランス	日本
1. 繊維から繊維へのリサイクル	△	△	×
2. 易リサイクル設計	△	△	×
3. 植物由来原料の使用	△	△	×
4. 省エネルギー、GHG排出抑制	△	△	△
5. 安全性への配慮	●	●	●
6. 水資源への配慮	△	△	△
7. 廃棄物の抑制	●	●	△
8. 包装資材の抑制	×	●	×
9. 在庫の抑制	×	×	×
10. 長期使用	△	△	×
11. 洗濯時の繊維くずの発生抑制	△	△	×
12. リペア・リユースサービスの活用	△	△	×

● 規制あり
△ 規制はないが記載情報から取り組んでいる旨を推測可能
× 規制はなく推測も難しい

出所：経済産業省「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（案）」、各国規制を基に株式会社日本総合研究所作成

¹⁵ REACH 規則（Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals）：化学物質の登録、評価および制限に関する規則

¹⁶ SPFF（Sustainable Product Policy Framework）：持続可能な製品政策枠組み

¹⁷ AGECE（France's Anti-waste and Circular Economy Law）

環境保護に基づく企業方針

欧州で事業を展開する主たる繊維企業における環境保護に関する基本方針を図 15 に整理している。これら大企業においては環境法規を遵守することは当然のことながら、規制枠外における環境影響について言及されている（INDITEX）ケースや環境影響を推進するイノベーションを推進する（LVMH、NIKE）ケース、更にはステークホルダーとの関係強化を目指す（Fast Retailing）ケースなど、環境貢献を通じて、どう社会に貢献するかという観点が盛り込まれている。

図 15 環境保護に関する基本方針

	INDITEX	H&M	Fast Retailing	LVMH
環境保護に関する方針	環境法規の順守だけでなく潜在的な環境影響について言及 - 適用される環境法規と規制の遵守、汚染防止と潜在的な環境影響の最小化に焦点を当てる。温室効果ガス排出量、自然資源の消費、および潜在的に有害な化学物質の流出を減少させることによる環境の保存を通じて、継続的な改善を促進する。 - 気候変動、水管理、生物多様性の保護の影響を計画および実施活動において考慮し、環境問題に関する意識向上を奨励する。 - 環境持続可能性を進めるために、水管理戦略、グローバルエネルギー戦略、および生物多様性戦略の3つの環境戦略を実施する。	サプライチェーンの各段階で発生する環境影響について言及 環境への影響の最小化、エネルギー使用と気候・空気質への影響の削減、水資源の責任ある管理、化学物質の適切な管理、循環性の促進と廃棄物の最小化、原材料の責任ある調達と動物福祉の保護などを挙げている。	環境影響はもとより、顧客とのエンゲージメントについても言及 - 気候変動対応、エネルギー効率の向上、生物多様性の保全、水資源管理、サプライチェーンの持続可能性、そして顧客とのエンゲージメントに焦点を当てた包括的な枠組み。 - これには、パリ協定に基づく温室効果ガス排出量の削減、店舗とオフィスでの省エネ対策の実施、製品の計画と調達における低排出材料の使用促進、生産プロセスや地域の水環境問題に関連する水消費の特定と対応、サプライチェーン全体でのリソース効率の向上と廃棄物の削減、衣服リサイクルプログラムや機能性衣服の提供を通じて顧客のエネルギー使用量の削減などが含まれる。	環境機関へのサポートやイノベーションの推進について言及 国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿った取組、内部カーボンフットプリントによる気候変動対策プロジェクトの資金提供、Bilan Carboneメソッドを用いたCO2排出量の測定と業界初の環境報告書の公開、サプライヤーや従業員への倫理的かつ持続可能なビジネス実践へのコミットメントを示す各種コードの策定、生物多様性の保全への取り組み、循環経済とエコデザインへの専念、エネルギー効率の向上と排出量削減目標の設定、環境および社会パフォーマンスにおける透明性とトレーサビリティの向上へのイノベーションを通じた製品安全性の確保と卓越性の維持など、複数の要素を含んでいる。
	NIKE	PRIMARK	NEXT	IKEA
環境保護に関する方針	大量使用素材に関するリサイクルや代替資源の開発に言及 環境配慮素材の使用による温室効果ガス排出量の削減、製品内の素材の環境影響改善への姿勢（特にポリエステル、ゴム、革などの特定の大量使用素材に重点）、製品全体で持続可能な革新を実施して排出削減目標に取り組むこと、環境影響の大きい素材をよりリサイクル素材に置き換え、その使用を支援するビジネス戦略の開発に重点を置くこと、伝統的な化石燃料ベースのフォームに代わるバイオベースの代替品を含む新しいフォームのロードマップの継続的な進化、製品と消費者の要件を満たす循環および新しいリサイクル方法と素材タイプに焦点を当てた革新へのコミットメントが含まれる。	生じうる環境影響について言及 環境への影響を減らすアプローチを導くために、責任ある調達、化学物質管理、資源と廃棄物、エネルギー効率と温室効果ガス（GHG）削減、水の効率と保全、動物福祉と生物多様性といった焦点領域がある。	持続可能性の維持に向け、排出量削減を中心とした活動に言及 - 炭素排出量を削減し、サプライチェーン全体での持続可能性を促進することを目的とした包括的な環境保護ポリシーを持つ。 - 製品の環境への影響を削減し、エネルギー効率を向上させ、廃棄物のリサイクルを増やし、包装の使用を最小限に抑えるために積極的に取り組んでいる。 - さらに、グローバルな炭素排出量を削減することにコミットしており、スコップ1、2、3の排出量に対して具体的な削減目標を設定している。 - さらに、責任ある調達、化学物質管理、動物福祉と生物多様性、エネルギーと温室効果ガス排出量、資源と廃棄物管理、水の保全に焦点を当てている。	バリューチェーン全体における姿勢や炭素固定化について言及 - バリューチェーン全体にわたる持続可能な実践の重要性を強調。木材や農業などの原材料を環境、社会、動物福祉の基準に従って責任を持って調達することが含まれる。 - 森林増加を実現する努力、劣化した土地での再生プロジェクトの推進、水管理プログラムのリードなどが記載されている。 - さらに、気候変動と戦い、温室効果ガスの排出を削減し、林業、農業、製品を通じて炭素を取り除き、貯蔵するためのイニシアティブに積極的に取り組んでいる事も言及。 - また、生物多様性の保護を推進し、森林破壊を停止するための活動にも関与。

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

個別項目に対する方針

改めて経済産業省「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（案）」における環境配慮項目について、各社がどの項目に対応しているか、各社の IR 情報において確認できる限りの比較を行った。傾向としては「省エネルギー、GHG 排出規制」、「安全性への配慮」、「水資源への配慮」、「廃棄物の抑制」においては各社共通で取り組まれており、「包装資材の抑制」や「洗濯時の繊維くずの発生抑制」は観点として注力されづらい傾向にある。

図 16 環境配慮項目に対する各社対応

- 記載あり
- △ 記載はないが記載情報から取り組んでいる旨を推測可能
- × 記載はなく推測も難しい

	INDITEX	H&M	Fast Retailing	LVMH	NIKE	PRIMARK	NEXT	IKEA
1. 繊維から繊維へのリサイクル	×	△	●	×	△	●	△	△
2. 易リサイクル設計	×	×	△	●	△	●	●	●
3. 植物由来原料の使用	●	●	●	×	●	×	×	△
4. 省エネルギー、GHG排出抑制	●	●	●	●	●	●	●	●
5. 安全性への配慮	●	●	●	●	●	●	●	●
6. 水資源への配慮	●	●	●	●	●	●	△	●
7. 廃棄物の抑制	●	●	●	●	●	●	●	●
8. 包装資材の抑制	△	△	●	×	×	△	●	×
9. 在庫の抑制	×	△	●	×	△	●	△	×
10. 長期使用	×	●	△	●	●	△	△	●
11. 洗濯時の繊維くずの発生抑制	×	×	×	×	×	×	×	×
12. リペア・リユースサービスの活用	×	●	●	×	△	△	△	●

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

以下、各社の取組状況として確認できた内容を図 17～22 に記載する。

図 17 個別項目に関する方針内容①

	INDITEX	H&M	Fast Retailing	LVMH
1. 繊維から繊維へのリサイクル	×記載なし	△リサイクル材料の優先順位付けや、製品の再利用サービスの拡大など、循環経済への移行を支援する取り組みに言及しており、繊維から繊維へのリサイクルを行っていると推測できる	●「衣類から衣類へのリサイクル」という直接的な記述があり、RE.UNIQLOプログラムを通じて、使用済み衣類を収集し、再利用またはリサイクルする取り組みをしている	×記載なし
2. 易リサイクル設計	×記載なし	×記載なし	×記載なし	●再利用可能でリサイクル可能な素材を使用することで、廃棄物の発生を抑える
3. 植物由来原料の使用	●環境優先素材の使用を通じて温室効果ガス排出量の削減を目指す	●原材料の責任ある調達と動物福祉の保護を挙げている	●原材料の責任のある調達として、サステナブルなコットンの使用、アパレル生産を目的として屠殺された動物からの調達を禁止	×記載なし
4. 省エネルギー、GHG排出抑制	●環境優先素材の使用による温室効果ガス排出量の削減に焦点を当てている	●環境への影響の最小化、エネルギー使用と気候・空気質への影響の削減を挙げている	●気候変動対応、エネルギー効率の向上、等に焦点を当てた包括的な枠組みを持っている。パリ協定に基づく温室効果ガス排出量の削減、店舗とオフィスでの省エネ対策の実施、サプライチェーン全体でのリソース効率の向上、機能性衣服の提供を通じて顧客のエネルギー使用量の削減などが含まれる	●持続可能な開発目標（SDGs）に沿った取り組み、Bilan Carbone®メソッドを用いたCO2排出量の測定と業界初の環境報告書の公開、エネルギー効率の向上と排出量削減目標の設定など、複数の要素を含んでいる

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

図 18 個別項目に関する方針内容②

	INDITEX	H&M	Fast Retailing	LVMH
5. 安全性への配慮	●環境法規と規制の遵守、汚染防止と潜在的な環境影響の最小化に焦点を当てている	●化学物質の適切な管理、環境への影響の最小化に取り組んでおり、消費者、従業員への安全性を高めている	●生産プロセスや地域の水環境問題に関連する水消費の特定と対応に焦点を当てている	●環境および社会パフォーマンスにおける透明性とトレーサビリティの向上へのイノベーションを通じて、製品安全性の確保と卓越性の維持に言及している
6. 水資源への配慮	●“The List by Inditex”のイニシアティブを通じて、水質と廃棄物の管理を含む環境基準を設定し、これらの基準をサプライチェーン全体に適用。ZDHC（有害化学物質排出ゼロ）の「Roadmap to Zero」プログラムへの参加を通じて、水質管理と化学物質の安全な使用に関する業界標準を推進する	●環境への影響を最小限に抑えるための包括的なアプローチを採用しており、水資源の保護も一つに含まれる（サプライチェーンにおける水の使用と管理の改善、水質保護への取り組み等）	●生産工程での水の使用量を削減し、水質汚染を防ぐための具体的な目標を設定している。持続可能な素材の使用を通じて水資源の保護に貢献する記載している	●水資源の管理と保全に注力。サプライチェーン全体での水の使用効率を向上させること、生産工程における水質の保護、水生生態系への影響を最小限に抑える、を達成することを目標として設定している
7. 廃棄物の抑制	●廃棄物管理と削減の文脈で、店舗や施設での廃棄物管理システムの存在や、包装材料、食堂サービス、施設での廃棄物生成に関する廃棄物削減プログラムが示されている	●製品とプロセスの両方で廃棄物の削減に注力。特にリサイクル素材の使用を増やし、製造プロセスで生じる廃棄物を減らす方針	●製品の計画と調達における低排出材料の使用促進に言及している	●廃棄物の抑制の取り組み言及あり。特に、製品のパッケージングを減らし、再利用可能でリサイクル可能な素材を使用することで、廃棄物の発生を抑える
8. 包装資材の抑制	△包装資材の抑制に直接言及はないが、廃棄物を新たな入力材料に変える循環型モデルに向けた持続可能性目標が包装資材の削減にも貢献すると推測できる	△循環性の促進と廃棄物の最小化に取り組んでおり、これは包装資材の削減にも関連して取り組んでいると推測できる	●2020年までに店頭での使い捨てプラスチック包装を85%削減する目標を発表	×記載なし

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

図 19 個別項目に対する方針内容③

	INDITEX	H&M	Fast Retailing	LVMH
9. 在庫の抑制	×記載なし	△循環性の促進と廃棄物の最小化に取り組んでおり、これには在庫の効率的な管理や過剰在庫の削減が含まれると推測できる	△倉庫在庫量をKPIとしている記載あり	×記載なし
10. 長期使用	×記載なし	●製品の再利用サービス拡大などを通して製品のライフサイクルを延長し、循環経済に貢献できるよう取り組みを行っている	△「衣類から衣類へのリサイクル」や「RE.UNIQLOプログラム」を通じて、使用済み衣類を収集し、再利用またはリサイクルし、製品のライフサイクルを延長する取り組みと解釈できる	●革新的な素材の創出やエコデザインの各段階での採用、製品の寿命延長を目指すクリエイティブな循環プログラムなどを展開しており、これらは製品の長期使用を促進する取り組みと解釈できる
11. 洗濯時の繊維くずの発生抑制	×記載なし	×記載なし	×記載なし	×記載なし
12. リペア・リユースサービスの活用	×記載なし	●リサイクル技術への投資や、資源循環のための逆供給チェーンの確保、製品の再利用サービスの拡大など、循環経済への移行を支援する取り組みを行っている	●「RE.UNIQLOプログラム」を通じて、使用済み衣類を収集し、再利用またはリサイクルしている	×記載なし

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

図 20 個別項目に対する方針内容④

	NIKE	PRIMARK	NEXT	IKEA
1. 繊維から繊維へのリサイクル	△選択した店舗で使用済み靴やアパレルの回収にコミットしており、廃棄物ストリームの汚染率の削減や廃棄物の分別とトレーニングの改善に取り組んでいます。これらの活動は、繊維製品のリサイクルに貢献している解釈ができる	●顧客が店舗で愛用された衣類やテキスタイルを寄付できるテキスタイル回収プログラムに取り組んでいる。このプログラムは、繊維から繊維へのリサイクルの一環と見なすことができる	△循環型ファッションパートナーシップへの参加やリサイクルプログラムの開発に言及しており、これらは繊維製品のリサイクルに関連する取り組みと解釈できる	△すべての製品を循環型の能力を持つように設計し、再生可能またはリサイクルされた素材のみを使用する目標を掲げています。家具などに使用される繊維製品のリサイクルしているという取り組みと解釈できる
2. 易リサイクル設計	△製品回収サービスの拡大や、製品と消費者の要件を満たす循環および新しいリサイクル方法と素材タイプに焦点を当てた革新へのコミットメントを含む、多くのポリシーとイニシアティブを実施。易リサイクル設計を採用していることが解釈できる	●製品の設計段階でリサイクルしやすい選択を行う「リサイクル可能なデザイン」のコミットメントに取り組んでいる	●包装の削減や、循環型ファッションパートナーシップへの参加、リサイクルプログラムの開発など、製品や包装がリサイクルしやすい設計を目指す取り組みに言及している	●すべての製品を循環型の能力を持つように設計し、再生可能またはリサイクルされた素材のみを使用する目標を設定している
3. 植物由来原料の使用	●伝統的な化石燃料ベースのフォームに代わるバイオベースの代替品を含む新しいフォームのロードマップの継続的な進化に取り組んでいる	×記載なし	×記載なし	△リサイクル素材の再利用を保证するために、リサイクル技術の探索、特定、開発に取り組んでいる。この中で、植物由来の素材を利用する取り組みも含まれる可能性がある
4. 省エネルギー、GHG排出抑制	●製品全体で持続可能な革新を実施し、規模での排出削減目標に取り組みを行っている。また環境優先素材の使用によりGHG排出量を削減を行っている	●エネルギー効率と温室効果ガス削減を焦点領域として挙げている	●グローバルな炭素排出量の削減にコミットしており、具体的な削減目標を設定している。	●気候変動へ力を入れており、温室効果ガスの排出を削減するためのイニシアティブに積極的に取り組んでいる

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

図 21 個別項目に対する方針内容⑤

	NIKE	PRIMARK	NEXT	IKEA
5. 安全性への配慮	●環境法規と規制の遵守、汚染防止と潜在的な環境影響の最小化に焦点を当てている。潜在的に有害な化学物質の流出を減少させることも含まれ、製品および環境の安全性に配慮している	●サプライチェーンにおける化学物質の使用に厳しい制限を設ける化学物質管理プログラムを実施しており、これにより製品の安全性を確保している	●売れ残り商品の廃棄に関する取り組みを通じて、製品のライフサイクルを通じてエコデザインを採用し、製品の寿命を延ばすことに焦点を当て、安全性の向上に努めている	●リサイクル素材の再利用を保证するために、リサイクル技術の探索、特定、開発に取り組んでおり、製品の化学的安全性を保证する努力をしている
6. 水資源への配慮	●製品のライフサイクルにおける水の使用量を削減する目標を掲げる。素材選択から製造プロセス、製品の廃棄処理に至るまで、水資源の効率的な使用と保護を徹底する	●水の効率と保全を焦点領域として挙げている	△サプライチェーンと顧客との関係を含めた持続可能な取り組みに言及していますが、これは水資源への配慮を間接的に含むと推測できる	●水管理プログラムのリードと、製品を通じて炭素を取り除き、貯蔵するためのイニシアティブに取り組んでいる
7. 廃棄物の抑制	●製品回収サービスの拡大、廃棄物ストリームの汚染率の削減、廃棄物の分別とトレーニングの改善など、廃棄物削減に関する複数のポリシーとイニシアティブを実施している	●顧客が店舗で愛用された衣類やテキスタイルを寄付できるテキスタイル回収プログラムや、「リサイクル可能なデザイン」のコミットメントを通じて、廃棄物削減に取り組んでいる	●リサイクルプログラムの開発や、包装のリサイクル内容の増加など、廃棄物削減に関する取り組みをしている	●すべての製品を循環型の能力を持つように設計し、リサイクル素材の利用を増やすために取り組んでいる
8. 包装資材の抑制	×記載なし	△売れ残り在庫を寄付、再販、またはリサイクルするためのパートナーシップが間接的に包装資材の削減に関連していると推測できる	●包装の削減、包装材料のリサイクル内容の増加に取り組んでいる	×記載なし

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

図 22 個別項目に対する方針内容⑥

	NIKE	PRIMARK	NEXT	IKEA
9. 在庫の抑制	△在庫の抑制に直接言及はありませんが、製品回収サービスの拡大や廃棄物削減の取り組みは、間接的に在庫管理の効率化に貢献していると推測できる	●売れ残り在庫を寄付、再販、またはリサイクルするためのパートナーシップがある	△在庫管理の取り組みに直接言及する記述はありませんが、売れ残り商品の処分に 関する取り組みが、在庫の抑制に関連して いると推測できる	×記載なし
10. 長期使用	●使用済み靴やアパレルの回収や、消費者に販売できない商品を社内の従業員向けに再販するプログラムなど、製品のライフサイクルを延長し、長期使用を促進する取り組みを行っている	△製品の耐久性向上やリサイクルを通じて間接的に製品の長期使用を促進している可能性がある	△製品の耐久性向上やリサイクルを通じて間接的に製品の長期使用を促進している可能性がある	●製品の寿命を延ばすための新しい解決策を顧客に提供すると共に、循環型サービス（修理、引き取り、買い戻し）などのイニシアティブを含む循環型ビジネスへの変革を目指している
11. 洗濯時の繊維くずの発生抑制	×記載なし	×記載なし	×記載なし	×記載なし
12. リペア・リユースサービスの活用	△選択した店舗で使用済み靴やアパレルの回収を行い、廃棄物削減に取り組んでいます。これには、使用済み商品のリペアやリユースが含まれると推測できる	△売れ残り在庫の寄付、再販、リサイクルに関する取り組みが、リユース文化の促進に関連している	△売れ残り在庫の寄付、再販、リサイクルに関する取り組みが、リユース文化の促進に関連している。(左記に同じ)	●すべての製品を循環型の能力を持つように設計し、再生可能またはリサイクルされた素材のみを使用する目標を掲げている。修理などの変革も行おうとしている

出所：各社「IR 情報」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

● 繊維製品の環境保護に対する規制状況において

- EU においては「安全性への配慮」、「廃棄物の抑制」が求められている。
- フランスにおいては、EU の規制に加えて「包装資材の抑制」においても廃棄物の抑制が求められている。
- 日本においては、「安全性への配慮」を除き、ガイドラインにて配慮すること、が求められている段階である。

● 欧州で事業を展開する各社の環境対応状況

- 「省エネルギー、GHG 排出規制」、「安全性への配慮」、「水資源への配慮」、「廃棄物の抑制」においては各社共通で取り組まれていつ傾向にある。
- 「包装資材の抑制」や「洗濯時の繊維くずの発生抑制」は観点として注力されづらい傾向。

④ 諸外国（欧州・米国等）における衣料品の適量生産・適量消費や衣料品の廃棄の政策動向。

1. 調査の背景

EU におけるエコデザイン規則（本報告「①EU の「持続可能な繊維循環戦略」に基づく ESPR（持続可能な製品ののためのエコデザイン規則）等の政策形成過程。」参照）、フランスにおける廃棄物と循環経済との戦いに関する法律（本報告「⑤フランスにおける繊維製品の資源循環に係る法制の進展の歴史的分析。」参照）など、繊維製品の売れ残り廃棄に対する規制が取られ始めている。これによって、リサイクル・リペア・リユースの取組に加えて、これまでの繊維製品に対する生産・消費の在り方を見直すべきという声も増えてきている。衣料品の供給量が拡大した主たる要因はファストファッションの普及による、「安価ではあるものの、耐久性にはやや劣る」製品がグローバルで受け入れられたことが大きい。そこで各国における衣料品の価格動向や供給量と販売量の差、また衣料品廃棄の政策動向について調査を行った。

2. 調査の目的

諸外国における衣料品の廃棄低減に向けた取組を整理する。衣料品の廃棄状況や供給量と販売量の差分の解消・廃棄低減のための政策動向を調査し、整理する。

3. 調査概要

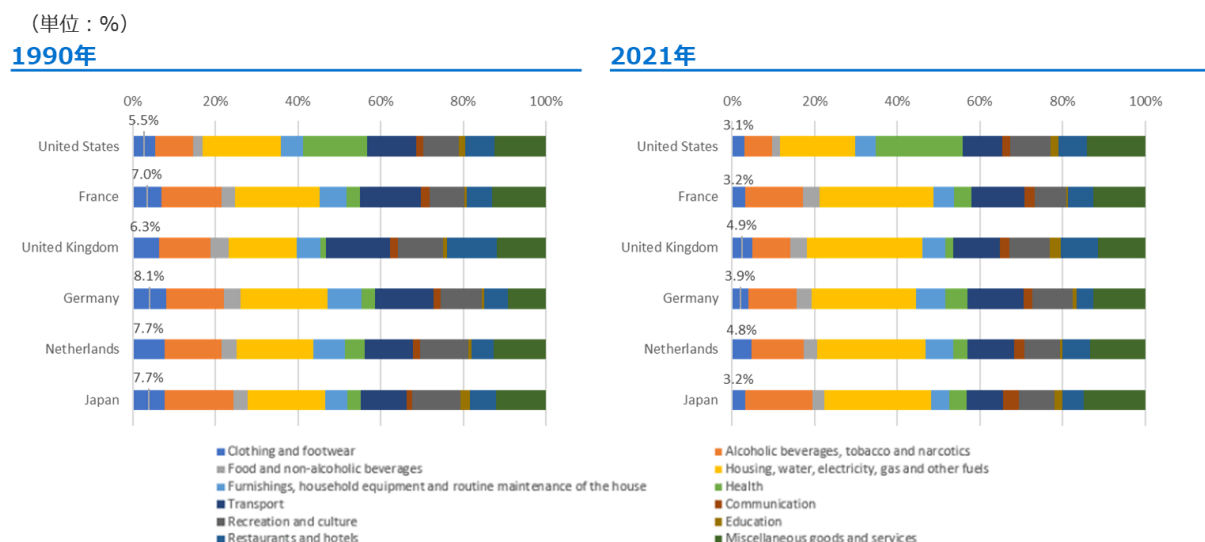
各国におけるファストファッションの浸透度などを観測するために、衣料品価格の動向について調査を行っている。また、貿易統計や各国調査を基にした各国供給量・販売量から、売れ残り衣料品の数量を推計した。さらには、各国における衣料品廃棄の低減に向けた政策動向を整理している。（フランスの政策動向に関しては、「⑤フランスにおける繊維製品の資源循環に係る法制の進展の歴史的分析。」にて纏めているので、本項では割愛している。）

4. 調査結果

衣料品に関する消費の動向

家計消費全体に占める衣料品割合の動向について、図 23 に示している。1990 年には家計消費全体の 5.5%～8.1%を占めていた衣料品への消費割合が、2021 年には 3.1%～4.9%と縮小している。この要因には、ファストファッションの普及による衣料品価格の低下に基づく衣料品への支出額の減少や各国とも経済的に豊かになっていったことによる「モノ」消費から「コト」消費の割合拡大の 2 つが主要因として考えられる。

図 23 家計消費における衣料品（被服・履物）の構成

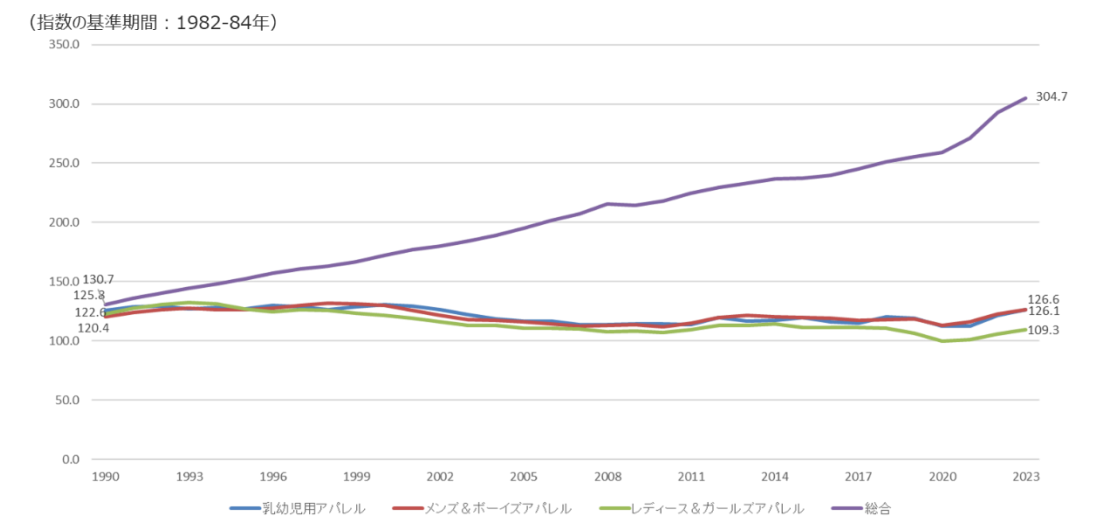


※国内家計最終消費支出の構成。被服・履物（Clothing and footwear）、食料品（Food and non-alcoholic beverages）、酒類・たばこ（Alcoholic beverages, tobacco and narcotics）、光熱費（Housing, water, electricity, gas and other fuels）、家具（Furnishings, household equipment and routine maintenance of the house）、保健・医療（Health）、交通（Transport）、通信（Communication）、娯楽・文化（Recreation and culture）、教育（Education）外食・宿泊（Restaurants and hotels）、その他（Miscellaneous goods and services）。1990 年のドイツは「Germany, Federal Republic of」出所：UN data「Individual consumption expenditure of households, NPISHs, and general government at current prices」より株式会社日本総合研究所作成

各国衣料品の価格動向：米国

各国における衣料品価格について消費者物価指数（Consumer Price Index：CPI）から観測を行った。米国における衣料品及び消費全体の消費者物価指数の推移を示したものが、図 24 である。アパレル各アイテムのみの消費者物価指数は多少の変動はあるものの、1990 年から 2023 年までの傾向として、ほぼ横ばいで推移していることがわかる。但し、消費全体の物価指数は年々増加を続け、2023 年には 1990 年比 2 倍以上に物価が高騰していることとなる。消費全体の物価は高騰しているが、衣料品の価格は同様に高騰することなく、維持をしていることで相対的に価格が低下していることが読み取れる。

図 24 衣料品の消費者物価指数（CPI）推移：米国



※乳幼児用アパレル（Infants' and toddlers' apparel）、メンズ&ボーイズアパレル（Men's and boys' apparel）、レディース&ガールズアパレル（Women's and girls' apparel）、総合（All Items）

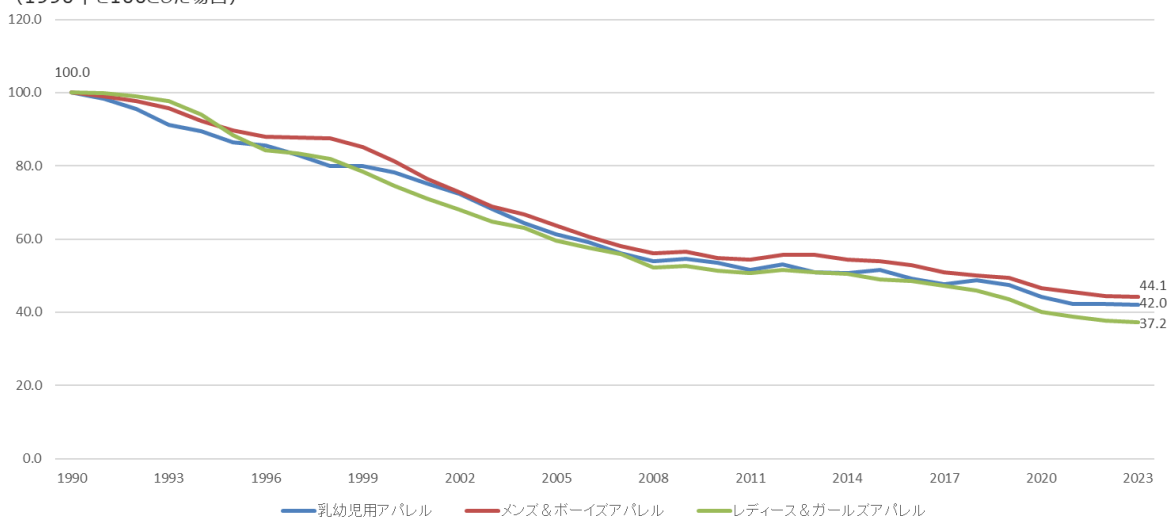
出所：U.S. BUREAU OF LABOR「All items in U.S. city average, all urban consumers, not seasonally adjusted」、

「Consumer Price Index for apparel expenditure in the U.S. from 1980 to 2023, by segment」より株式会社日本総合研究所作成

ここで、衣料品価格のうち各国の物価変動要因を排除する形での推移を試みた。手法としては、消費者物価指数における「総合（消費全体）」及び「各アパレル」ごとに前年度からの増減率を各年で算出し、「各アパレルの前年度増減率」と「総合の前年度増減率」の差分を求め、1990 年を 100 として各年の差分を乗算する形で算出をしている。具体的な例を示すと、米国における消費全体の消費者物価指数は 1990 年に 130.7、1991 年は 136.2 となっており、前年度からの増減率は+4.2%（ $=136.2/130.7$ ）となる。同様に、同国の「メンズ＆ボーイズアパレル」の消費者物価指数は 1990 年に 120.4、1991 年は 124.2 となっており、前年度からの増減率は+3.2%（ $=120.4/124.2$ ）となる。両者とも消費者物価指数は上昇しているが、全体の物価上昇に比べ、「メンズ＆ボーイズアパレル」の上昇率は緩い上昇であることがわかる。ここで全体の物価上昇によらない衣料品価格の変動を測るために「メンズ＆ボーイズアパレル」の前年度増減率と消費全体の前年度増減率の差分を取り（3.2%－4.2%）、1990 年を基準年として 100 と置いた指数に乗算（ $100 \times (1 + (3.2\% - 4.2\%))$ ）として、1991 年の価格指数を算出している。この計算を 2023 年まで各年行った結果が図 25 となる。米国における衣料品の価格指数は 1990 年から継続して減少しており、2023 年時点の価格は 1990 年比の 60%程度となっており、衣料品の 1 着あたり単価が継続的に減少している状況がみられる。

図 25 「アパレル」と「総合」の消費者物価指数前年比の差分による「衣料」の価格指数推移：米国

(1990年を100とした場合)



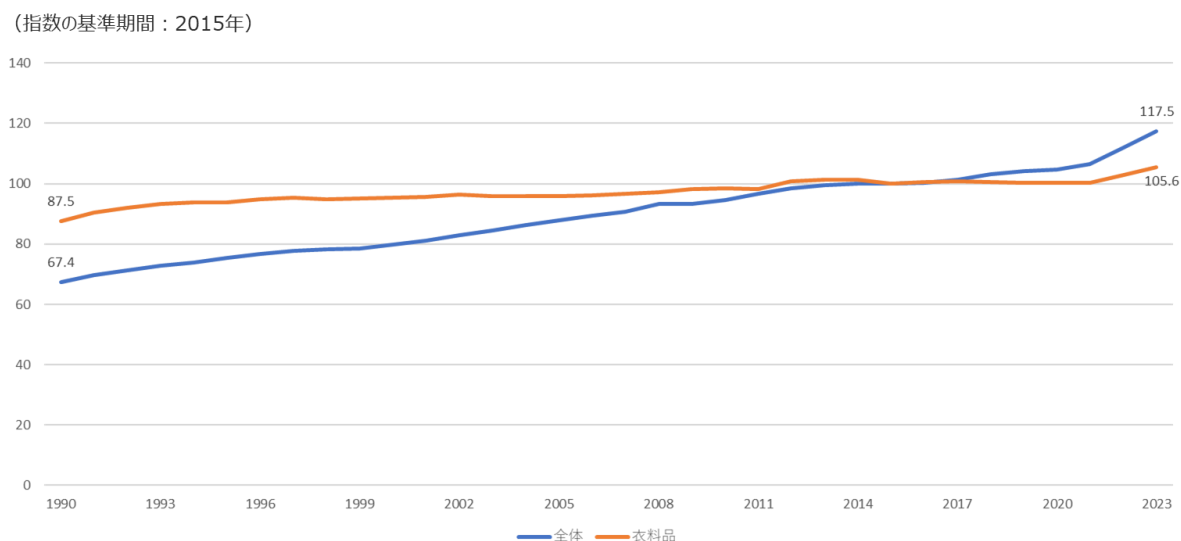
*消費者物価指数における「総合」及び「各アパレル」の前年度増減率を算出し、「各アパレルの前年度増減率」と「総合の前年度増減率」の差分を求め、1990 年を 100 として各年の差分を乗算していったもの

出所： U.S. BUREAU OF LABOR より株式会社日本総合研究所作成

各国衣料品の価格動向：フランス

米国と同様の価格動向を各国でも調査している。フランスにおける消費者物価指数において衣料品は緩やかな上昇がみられるが、米国同様に消費全体の物価上昇のほうが大きくみられる。

図 26 衣料品の消費者物価指数（CPI）推移：フランス

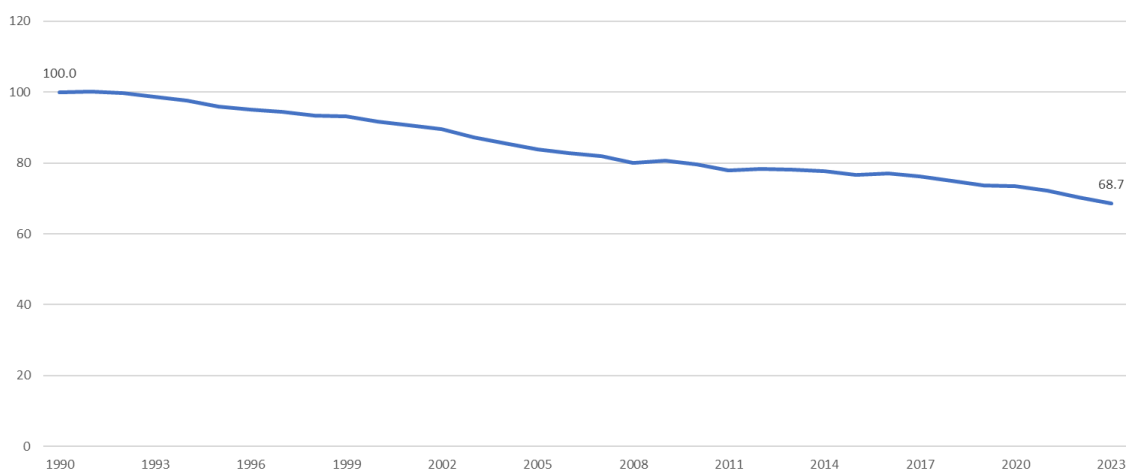


出所：出所： Insee 「 Annual consumer price index - Base 2015 - All households - France - All 」、
「 Annual consumer price index - Base 2015 - All households - Metropolitan France - Coicop
classification: 03.1 - Clothing items 」より株式会社日本総合研究所作成

そこで、全体の物価上昇を排除した衣料品のみの価格変動を米国同様に算出すると、米国ほどではないものの衣料品 1 着あたりの価格指数は継続的に減少し、2023 年には 1990 年比約 31%減少していることがわかる。

図 27 「衣料品」と「総合」の消費者物価指数前年比の差分による「衣料」の価格指数推移：フランス

(1990年を100とした場合)



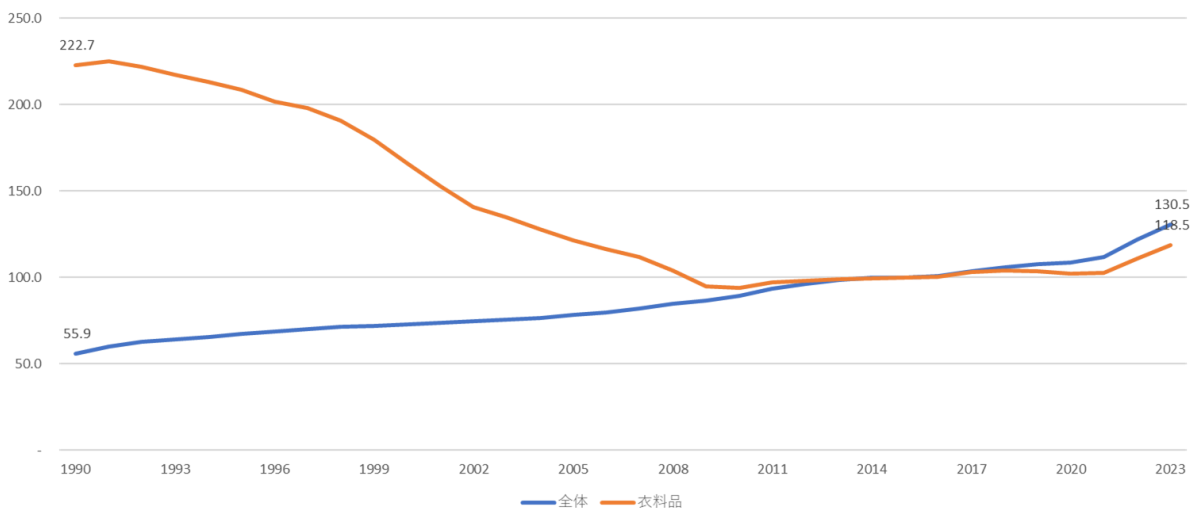
出所：Insee 「 Annual consumer price index - Base 2015 - All households - France - All 」、
「 Annual consumer price index - Base 2015 - All households - Metropolitan France - Coicop
classification: 03.1 - Clothing items 」より株式会社日本総合研究所作成

各国衣料品の価格動向：イギリス

イギリスにおける消費全体及び衣料品の消費者物価指数の推移は、衣料品において 1990 年から 2009 年あたりまで急激な減少があり、消費全体は右肩上がりとなっている。

図 28 衣料品の消費者物価指数（CPI）推移：イギリス

（指数の基準期間：2015年）

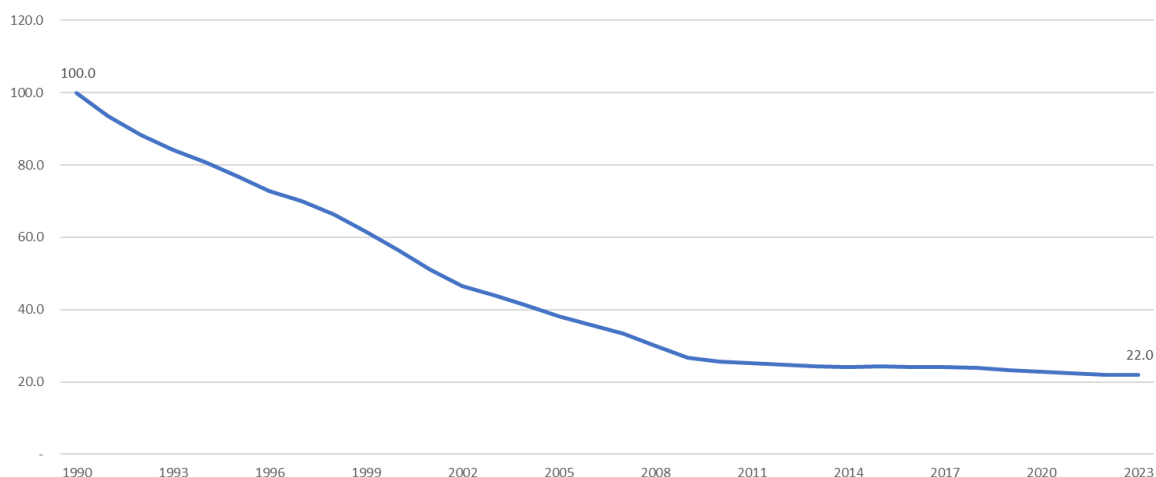


出所：Office for National Statistics「CPI INDEX 00: ALL ITEMS」、 「CPI INDEX 03.1 : CLOTHING」
より株式会社日本総合研究所作成

消費全体の物価上昇を排除した衣料品の価格指数は極端な結果となっており、2023 年は 1990 年比で 78% 減少していることがわかる。但し、2010 年代以降は衣料品価格の減少は下げ止まりとなっている。

図 29 「衣料品」と「総合」の消費者物価指数前年比の差分による「衣料」の価格指数推移：イギリス

（1990年を100とした場合）

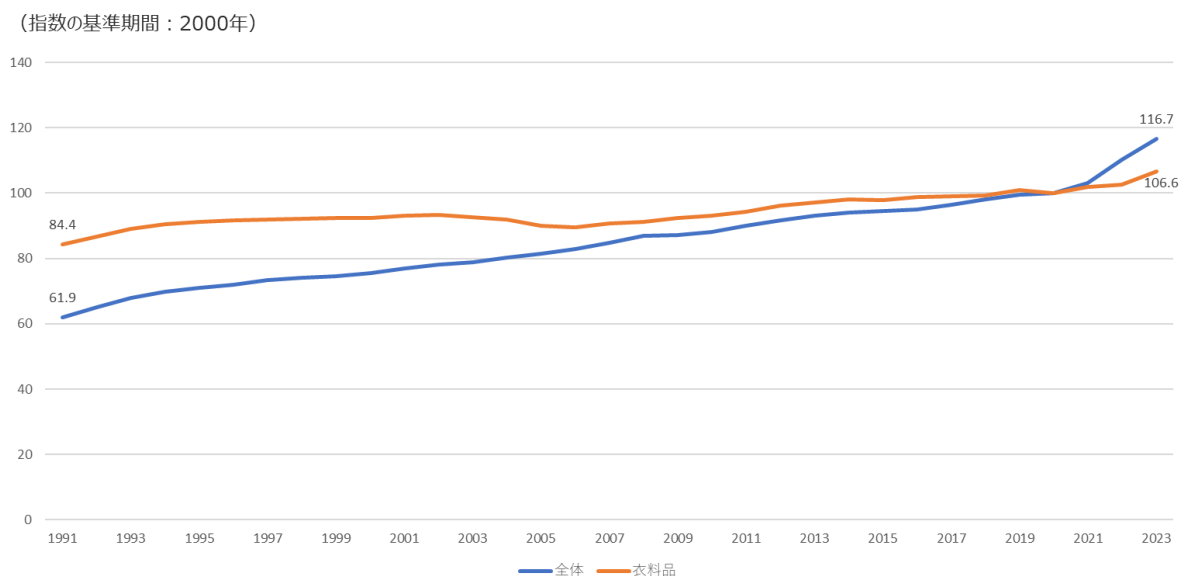


出所：Office for National Statistics 「CPI INDEX 00: ALL ITEMS」、 「CPI INDEX 03.1 : CLOTHING」より株式会社日本総合研究所作成

各国衣料品の価格動向：ドイツ

ドイツにおける消費者物価指数の推移においても各国同様に衣料品価格の上昇に対して、消費全体の物価上昇が高く見られる。

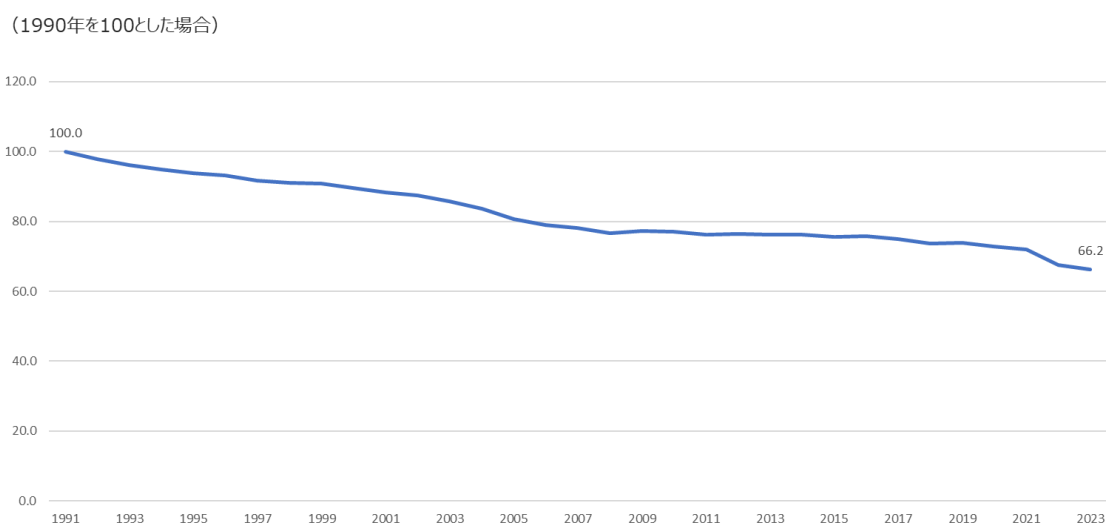
図 30 衣料品の消費者物価指数（CPI）推移：ドイツ



出所：Federal Statistical Office 「Consumer price index: Germany, years」、「Consumer price index: Germany, years, individual consumption by purpose (Clothing)」より株式会社日本総合研究所作成

消費全体の物価上昇を排除した衣料品の価格指数は、こちらも各国同様に減少が続いており、2023 年には1990 年比 34%減少している。

図 31 「衣料品」と「総合」の消費者物価指数前年比の差分による「衣料」の価格指数推移：ドイツ

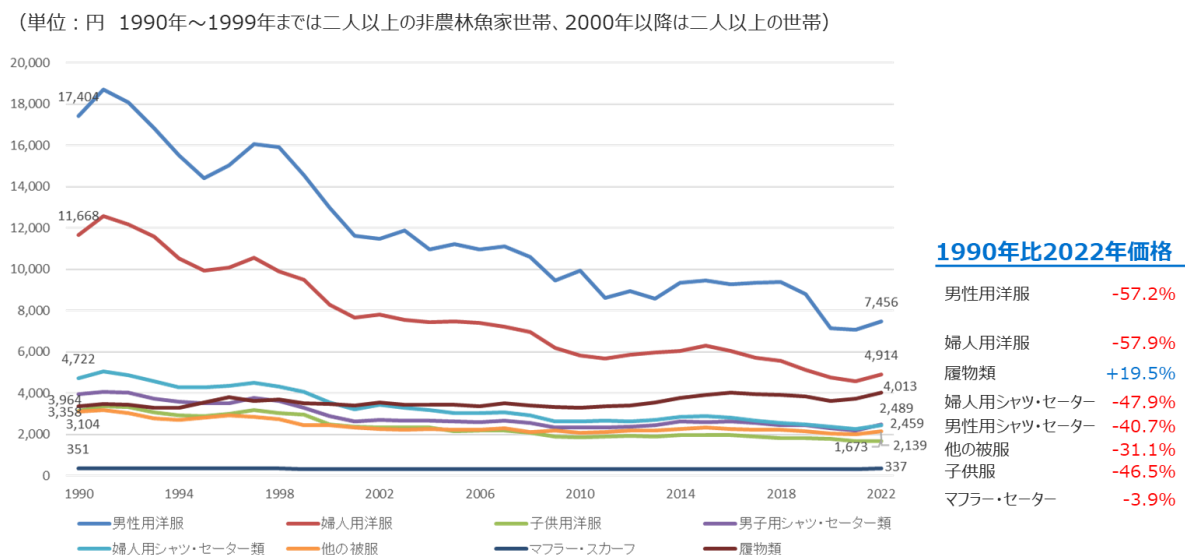


出所：Federal Statistical Office 「Consumer price index: Germany, years」、「Consumer price index: Germany, years, individual consumption by purpose (Clothing)」より株式会社日本総合研究所作成

各国衣料品の価格動向：日本

日本の衣料品 1 着あたり単価は総務省「家計調査」より 1 世帯当たりの購入金額を購入数量で除算することで算出できる。男性用洋服は 1990 年に 1 着あたり 17,404 円で購入されていたが、2022 年では 7,456 円と 57.2% の減少。女性用洋服は 1990 年に 1 着あたり 11,668 円で購入されていたが、2022 年では 4,914 円と 57.9% の減少となっている。

図 32 国内衣料品価格の推移 品目別 1 着あたり単価

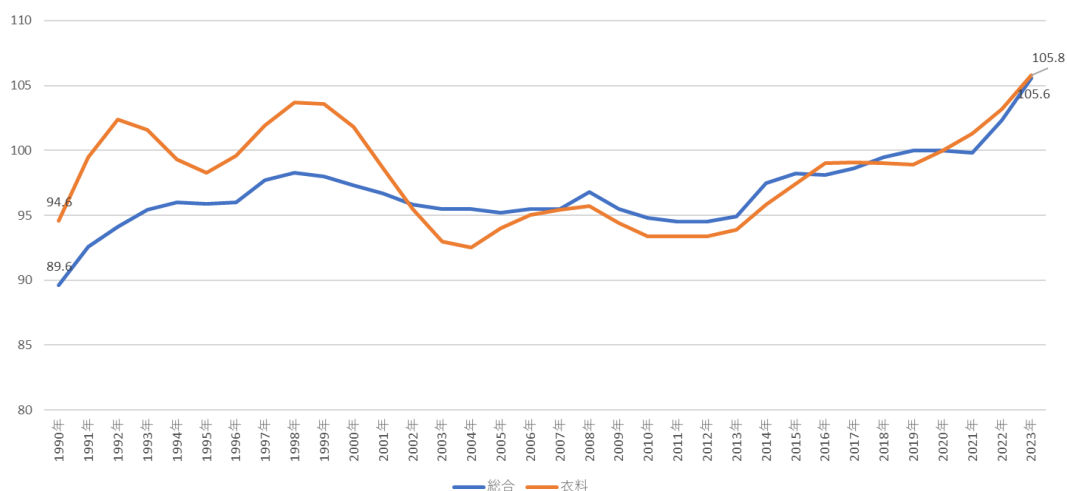


※1 世帯当たり年間の品目別消費金額を購入数量で除算して算出。それぞれの項目に含まれる品目は以下の通り、
「男性用洋服」は背広服、男性用上着、男子用ズボン、男子用コート、男子用学校制服。「婦人用洋服」は婦人服、婦人用上着（2005 年以降）、スカート、婦人用スラックス、婦人用コート、女子用学校制服「子供用洋服」は子供服、乳児服。「男子用シャツ・セーター」はワイシャツ、他の男子用シャツ、男子用セーター。「婦人用シャツ・セーター」はブラウス、他の婦人用シャツ、婦人用セーター。「他の被服」は帽子、ネクタイ。「マフラー・スカーフ」は手袋、男子用靴下、婦人用ストッキング、婦人用ソックス、子供用靴下。「履物類」は大人用運動靴（1999 年以前は運動靴）、大人用サンダル（1999 年以前はサンダル）、男子靴、婦人靴、子供用靴・サンダル（1999 年以前は子供靴）

出所：総務省「家計調査」より株式会社日本総合研究所作成

但し、日本においても消費者物価指数における変動も確認している。日本における消費者物価指数の変動は各国に比べ、増減が激しい傾向となっている。

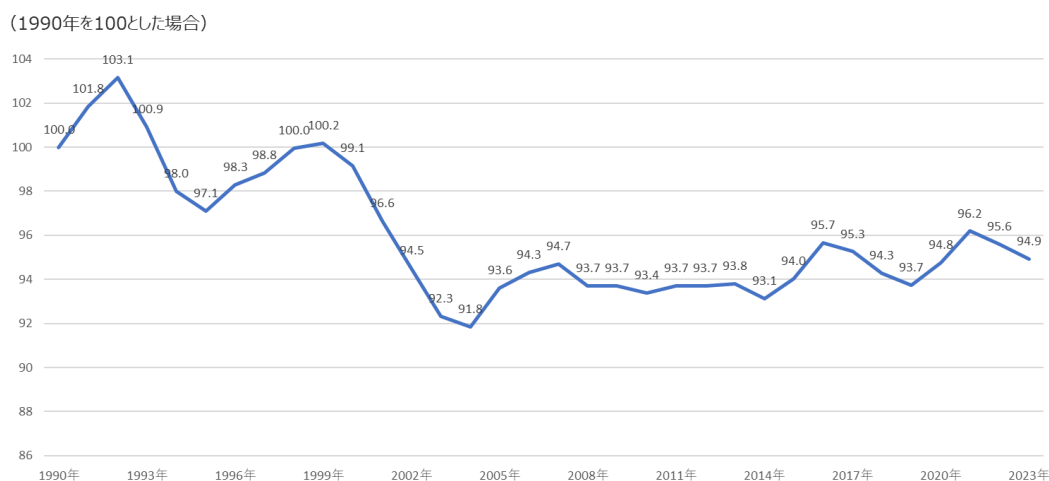
図 33 衣料品の消費者物価指数（CPI）推移：日本



出所：総務省「消費者物価指数」より株式会社日本総合研究所作成

消費全体の物価上昇によらない、衣料品のみの価格変動を各国と同様に算出したものが図 34 となる。価格指数による変動は「家計調査」により求められる 1 着あたり単価の波線と傾向が近似している、とみられる。

図 34 「衣料品」と「総合」の消費者物価指数前年比の差分による「衣料」の価格指数推移：日本



出所：総務省「消費者物価指数」より株式会社日本総合研究所作成

各国衣料品供給量・販売量

衣料品の供給量・販売量について、フランスおよび日本の状況を比較した。

日本における国内衣料品供給量は衣料品の輸入量と国内生産量を足し合わせたものに輸出量を差し引いて算出している。フランスにおける国内供給量は同国でファッション分野のサーキュラーエコノミーを推進する「Refashion」による 2022 年の調査¹⁸より引用している。

図 35 衣料品供給量・供給点数の推計値

各国衣料品供給数量・供給点数（2022年）

国名	国内供給量（輸入量－輸出量）＋国内生産量			
	（トン）	輸入量	輸出量	国内生産量
フランス	630,904	838,287	259,292	51,909
日本*	858,644	845,764	3,233	16,113

（参考）各国人口あたり供給点数

国名	国内供給点数（輸入点数－輸出点数）＋国内生産点数				国名	人口（人）	人口あたり供給点数（枚）
	（千枚）	輸入点数	輸出点数	国内生産点数			
フランス	2,739,000	3,639,329	1,125,687	225,358	フランス	67,656,682	57.3
日本	3,727,705	3,670,340	9,541	66,906	日本	126,146,099	29.6

*:ITC によるデータ抽出は 2024 年 3 月 6 日時点のもの、2023 年 3 月株式会社矢野経済研究所による「環境省 令和 4 年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務-マテリアルフロー」の輸出入量とは誤差が生じている。出所：株式会社日本総合研究所作成

日本における国内販売量は環境省による「令和 4 年度ファッションと環境」調査結果による「家庭・事務所への販売量」を引用している。フランスにおける国内販売量は Euromonitor による 2017 年の調査¹⁹により年間 15 億枚とされている。2017 年の国内衣料品供給量は「Refashion」の調査で約 42 万トン、2022 年は約 63 万トンとされている。供給量の増加率から販売点数を算出した。

図 36 衣料品販売量・販売点数の推計値

各国衣料品販売量・販売点数（2022年）

国名	（トン）			
	国内供給量	販売量	売れ残り量	売れ残り率
フランス	630,904	510,644	120,260	19.1%
日本	858,644	661,500	197,144	23.0%

（参考）各国人口あたり販売点数

国名	（千枚）				国名	人口（人）	人口あたり販売点数（枚）
	国内供給点数	販売点数	売れ残り枚数	売れ残り率			
フランス	2,739,000	2,216,904	522,710	19.1%	フランス	67,656,682	32.7
日本	3,727,705	2,871,828	855,877	23.0%	日本	126,146,099	22.8

出所：株式会社日本総合研究所作成

¹⁸ Re_fashion「Rapport d'activité 2022」

¹⁹ Common Objective「Volume and Consumption: How Much Does The World Buy?」

<https://www.commonobjective.co/article/volume-and-consumption-how-much-does-the-world-buy>

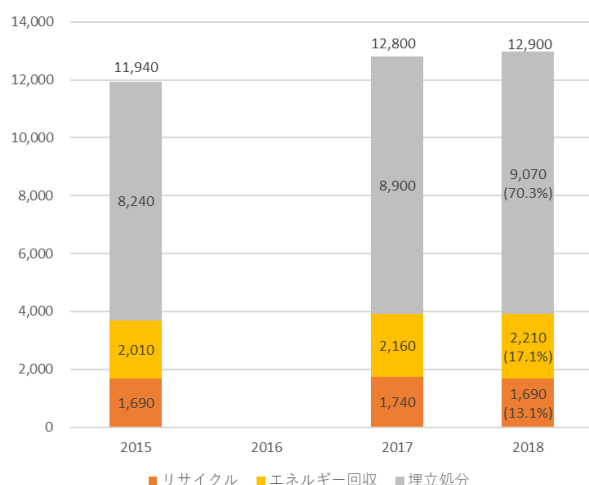
廃棄低減に向けた政策事例

米国では衣類・履物の廃棄量のうち 70%が埋立処分となっており、リサイクル・リユースの取組が進められている。そのような中においてカリフォルニア州では全米に先駆けて、回収とリサイクルに関する法律案が議論されている。同法律案は 2023 年に提案され、同年中の可決には至らなかったものの、2024 年に再度取り上げられる予定である。

図 37 廃棄低減に向けた政策事例：米国

米国における衣類・履物廃棄量の発生量と処理データ¹

(単位：千トン)



カリフォルニア州における取組²

生産者に回収とリサイクルのためのプログラムを義務付ける法律案を提出

- カリフォルニア州ジョシュ・ニューマン上院議員は2023年に「責任ある繊維回収法」の改正案を提出 (Responsible Textile Recovery Act of 2023)
- 使用済みアパレル・繊維製品について、回収とリサイクルのためのスチュワードシッププログラムを確立することを義務付け
 - スチュワードシッププログラム：製品の回収・輸送・リペア・リサイクル等の管理のために生産者が設立した手段
- 生産者はスチュワードシッププログラムをカリフォルニア州の資源リサイクル回収省に提出して、レビューと承認・不承認、または条件付き承認を受ける必要
- プログラムに違反した場合10,000ドル未満、悪質な故意の違反の場合には50,000ドル未満の罰金が科せられる。
- 本法案は2023年中の可決とならなかったものの、2024年に再度取り上げられる予定³

出所： 1. American Apparel and Footwear Association, International Trade Commission, the U.S. Department of Commerce's Office of Textiles and Apparel, and the Council for Textile Recycling「Advancing Sustainable Materials Management: 2018 Tables and Figures」
 2. LEGISLATIVE INFORMATION「Responsible Textile Recovery Act of 2023」
 3. Arnold & Porter「California Textile Recycling Legislation Delayed to 2024 — And in Need of Improvement」より株式会社日本総合研究所作成

イギリスにおいてはフランス同様に循環経済の取組を加速させており、繊維セクターも主要分野の一つに挙げられている。リペア・リユース・リサイクルの推進など、テキスタイル分野におけるイノベーションへの投資を計画している。

図 38 廃棄低減に向けた政策事例：イギリス

イギリスにおける衣類廃棄量の統計

- イングランドだけで年間100万トン以上の繊維製品が廃棄
 - 衣類は約40万トン
 - 衣類以外の繊維製品は約43万トン
 - 発生する都市廃棄物全体の4.2%に相当
- イギリスには年間62万トンの繊維製品をリユース・リサイクルのために処理可能なシステムがあるものの、廃棄物の60%が国外に輸出されている

循環経済アプローチのための計画

英国政府は、ファッションやテキスタイルのリペア・リユース・リサイクルの取組を促進するための新たな計画を発表

- 英国政府は2023年8月に「資源の最大化、廃棄物の再消化」とする計画を発表（Maximising Resources, Minimising Waste）
- 同計画では繊維、プラスチック/包装、建設用家具、電子機器、食品、道路車両など、7つの主要分野に焦点を当てている
- 繊維セクターにおいては下記の試みがとられる予定
 - 繊維製品の拡大生産者責任制度（EPR）のモデルを開発するための業界主導のパイロットに15万ポンドを投資
 - 繊維廃棄物階層（サプライチェーンのどの段階で、どのような廃棄物が発生するか）を開発し、繊維およびファッション製品および材料を管理する企業に堅牢なガイダンスを提供
 - リペア・リユース・リサイクル推進のために包括的な協議を2024年に協議
 - 売れ残り在庫と余剰在庫に焦点を当て、サプライチェーン全体で廃棄物発生の自主的な標準化された測定と報告を推進。廃棄物の報告義務が必要かどうか検討
 - 使用済み繊維製品や家庭ごみからの再生可能な繊維材料の開発におけるイノベーションを促進
 - サーキュラー・ビジネスモデルの採用における業界最大の課題に取り組むための行動を推進

出所： GOV.UK「The waste prevention programme for England: Maximising Resources, Minimising Waste」より株式会社日本総合研究所作成

ドイツは営利・非営利企業や自治体を含めた回収システムが機能しており、ドイツ連邦二次原材料・廃棄物処理協会のリードにより、使用済み繊維製品の約40%が再利用されている。

図 39 廃棄低減に向けた政策事例：ドイツ

ドイツにおける衣類廃棄量の統計

- ドイツだけで年間約200万トンの繊維廃棄物が排出され、一人当たり17キログラム以上出している計算となる。

使用済み繊維を回収するためのシステム

商業、非営利団体、地方自治体など様々な団体が関与するシステム

ドイツ連邦二次原材料・廃棄物処理協会(Bundesverband Sekundärrohstoffe und Entsorgung e.V. : bvse)はドイツとヨーロッパのリサイクルおよび廃棄物処理部門の約1,000の中規模企業を代表

- 繊維製品に関与する民間企業(全体の約85%)が、特に慈善団体や地方自治体(全地方自治体の65%)とのコラボレーションを形成
- 2015年以降、ドイツでは繊維の再利用が8%増加し、810,000トンに達している（収集されたテキスタイルの62%）

出所： bvse「DEMAND, CONSUMPTION, REUSE AND RECYCLING OF CLOTHING AND TEXTILES IN GERMANY」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- 長期トレンドにおいては衣料品における価格は各国で減少傾向
- 日本における衣料品の売れ残り率（＝販売点数/国内供給点数）は約 23.0%、フランスでは 19.1%となっている。
- 繊維廃棄の低減に向けた政策としては
 - 米国においてはカリフォルニア州において生産者に対して回収・リサイクルを盛り込んだ計画を義務付ける法案が議論されている。
 - イギリスにおいてはリペア・リユース・リサイクルの推進など繊維産業に対するイノベーション推進に向けた投資が行われている。
 - ドイツにおいては、官民連携によるリサイクル率の向上が推進されている。

⑤ フランスにおける繊維製品の資源循環に係る法制の進展の歴史的分析。

1. 調査の背景

ここまで EU を中心に繊維産業に係る環境政策・資源循環に関する動向を追ってきたものの、それらの動向の中で最も具体的に、実効性のある政策をとっているのがフランスである。フランスは繊維産業に関わらず、環境に対して踏み込んだ政策を展開することで知られている。一例として、2016 年 2 月には「食品廃棄物との闘いに関する法律」²⁰において、400 m²以上の敷地面積を持つ大型スーパーでは、安全上問題のない賞味期限切れ食品や賞味期限が近付いている食品の廃棄が禁止され、フードバンクなどの団体への寄付が義務付けられることとなった。繊維産業に関しても2020年に「廃棄物と循環経済との戦いに関する法律」²¹において、売れ残り商品の廃棄が原則禁止されることとなった。こうした産業を問わない環境政策を推進する背景について、フランス環境政策の歴史的背景を把握し、日本における環境政策に参考とすべき点について検討したい。

2. 調査の目的

フランスの繊維製品に係る環境法令の改正・新設の経緯、その背景を整理する。また、法律改正・新設の歴史だけでなく、その背景にある経緯を整理する。

3. 調査概要

本項は大きく 3 つのセクションで構成され、フランスにおける政策枠組みの全体像を整理し、フランスの繊維産業における政策変遷を整理。更には繊維製品に関する環境法制の進展とその背景を整理した。

²⁰ LOI n° 2016-138 du 11 février 2016 relative à la lutte contre le gaspillage alimentaire (1)

²¹ LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire

4. 調査結果

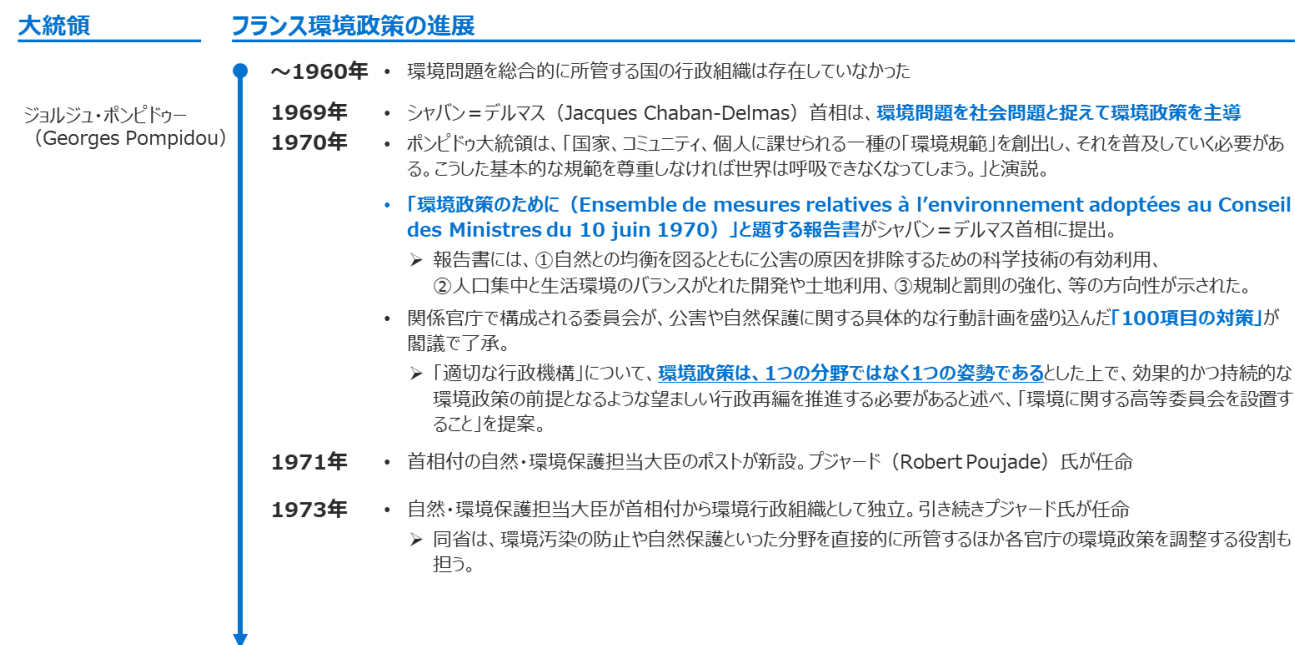
フランスにおける環境政策の歴史的変遷

まずはフランスにおける環境政策の変遷について、整理をしていきたい。国立国会図書館、遠藤真弘氏による「フランスにおける環境政策の発展」²²を基に、当時の政権・政策状況と共に環境政策がどう構築されたかを時系列に整理を行った。以降、本項において特に記載がない場合、出所はすべて同著のものとなる。

①1960年代末～1970年代前半 ポンピドゥー政権による環境政策の開始

フランスにおいて 1960 年代後半まで、環境問題を所管する独立した組織は置いていなく、環境政策を主導し始めたのは、1969 年からとなる。ジョルジュ・ポンピドゥー（Georges Pompidou）大統領時代に首相を務めたシャバン＝デルマス（Jacques Chaban-Delmas）氏が「環境問題を社会問題と捉えて環境政策を主導」し始め、環境に関する調査、対策の検討を指示したものである。1970 年にその報告書である「環境政策のために」が報告され、①自然との均衡を図るとともに公害の原因を排除するための科学技術の有効利用、②人口集中と生活環境のバランスがとれた開発や土地利用、③規制と罰則の強化、等の方向性が示された。そうした報告書を基に関係官庁で構成される委員会によって、公害や自然保護に関する具体的な行動計画「100 項目の対策」が閣議で了承された。本対策において、「環境政策は、1 つの分野ではなく 1 つの姿勢であるとした上で、効果的かつ持続的な環境政策の前提となるような望ましい行政再編を推進する必要があると述べ、「環境に関する高等委員会を設置すること」が提案されている。翌 1971 年には首相付のポストとしての「自然・環境保護担当」が新設され、ブジャード（Robert Poujade）氏が最初の大臣として任命されることとなった。1973 年には、首相付から環境行政組織として独立され、引き続きブジャード氏が任命をされた。

図 40 フランスにおける環境政策の歴史的変遷①



出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

²² 国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13113245>

②1970 年代前半～1970 年代後半 生活の質向上に向けた環境政策権限の強化

ポンピドゥー大統領が在任中の 1974 年に死去したことにより、同年に行われた大統領選挙で勝利したジスカル＝デスタン（Valéry Giscard d'Estaing）が大統領に就任することとなった。デスタン政権では生活環境改善の必要性から、所管組織として「生活の質省」を設置。更に、1976 年には各種の開発・生産活動に一定の制約を設けることが、汚染防止・自然保護に役立ち、生活環境改善につながるとの観点から、自然保護法を制定した。同法はフランスで初めて環境影響評価（アセスメント）を導入した法律でもある。

同時期、法務大臣を務めていたルカニエ（Jean Lecanuet）氏の環境政策に関して演説を行ったこともポイントとして挙げられている。同氏は、①環境行政組織がその重要性に値する責任を負うべきであること。②環境保護の実効性を高めるため様々な分野に分散している環境法規や環境政策を統合すること。③生活の質に関する権利を認識することの重要性を指摘した。これはすなわち、分野を軸とした政策から、環境を軸とした政策転換への第一歩ともいえる。こうした演説を反映するように 1978 年には「環境・生活基盤省」が設置される。同省は、公共施設、住宅、建築、土地整備、都市計画など広範な分野を含む巨大省とされている。フランスにおいてはこの時期から、環境政策という大きな枠組みの中に各分野が包含される政策枠組みが出来上がったといえる。

図 41 フランスにおける環境政策の歴史的変遷②

大統領

ジスカル＝デスタン
(Valéry Giscard
d'Estaing)

フランス環境政策の進展

- **1974年** ・ 生活の質省（Ministère de la Qualité de la vie）を設置
- 1976年** ・ **自然保護法**（Loi n° 76-629 du 10 juillet 1976 relative à la protection de la nature）の制定
 - 生活環境を改善するには、開発整備、施設整備、各種生産活動に一定の歯止めをかけることで、環境汚染を防止するとともに動植物や自然景観など自然環境を保全する必要があるとの認識から制定。
 - 同法はフランスで初めて環境影響評価（環境アセスメント）を導入
- ・ ルカニエ（Jean Lecanuet）法務大臣による環境政策に関する言及
 - ①環境行政組織がその重要性に値する責任を負うべきであること②環境保護の実効性を高めるため様々な分野に分散している環境法規や環境政策を統合すること③生活の質に関する権利を認識することの重要性を指摘
- 1978年** ・ **環境・生活基盤省**（Ministère de l'Environnement et du Cadre de vie）の設置
 - 環境分野に、公共施設、住宅、建築、土地整備、都市計画など、それまで設備・国土整備省（Ministère de l'Équipement et de l'Aménagement du territoire）が所管した開発分野を含む巨大省となった。

出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より

株式会社日本総合研究所作成

③1980 年代前半～1990 年代前半 環境に関する国家計画を策定

1981 年の大統領選挙においては、環境保護をスローガンとした左派のミッテラン（François Mitterrand）氏が勝利。1958 年以降の第 5 共和制において初の左派政権となった。同大統領は公約として、環境憲章の制定を掲げた。同年、環境行政組織は「環境省」に改称された。

1986 年の国民議会選挙では左派が敗北し、環境行政組織は消滅されることとなった。しかし、同年はウクライナでチェルノブイリ原発事故が発生し、世界全体で環境汚染に関する関心が高まった年でもあった。こうした流れもあり、環境に関するフランス国内の関心も高まりを続け、1988 年の大統領選挙ではミッテラン氏は再選することとなった。

1990 年には「環境に関する国家計画」が採択され、10 年計画での環境政策の推進と関連公的機関の再編が実施された。1991 年には相次いで、公的機関の再編が実施。環境省も復活され、環境推進が本格的に展開される基盤が整うこととなった。

図 42 フランスにおける環境政策の歴史的変遷③

大統領	フランス環境政策の進展
ミッテラン（François Mitterrand）	1981年 - 大統領選挙で、環境保護をスローガンとした左派ミッテランが勝利 - 公約として、「環境憲章は、自然地域、緑地、海岸、森林、水路、保養・レクリエーション地区の保護を保証するものであり、1981年末までに、地域及び地方の団体及び自治体の広範な意見募集を行った上で策定され、フランス議会に提出される。」を掲げた。 - 環境行政組織は、環境省（Ministère de l'Environnement）と改称 1986年 - 国民議会選挙で左派が敗北。環境行政組織が消滅。（同年、チェルノブイリ原発事故が発生し、環境汚染が世界的に問題に） 1988年 - 大統領選挙で、ミッテランが再選。 - 環境行政組織は復活せず、首相府が所管。環境担当大臣補佐に環境政党「政治的エコロジー運動」のラロンド（Brice Lalonde）氏が就任 - チェルノブイリ事故を受けて、環境のみならず重大な科学技術のリスクや自然災害の防止についても権限を持つ 1990年 「環境に関する国家計画」（Le Plan national pour l'environnement）が政府に採択。 - 今後 10 年間に実行すべき環境政策を定めるとともに、その実現に必要な公的機関の再編を提案。 1991年 - 計画に伴い公的機関の再編が実施 - エネルギー管理庁、廃棄物再生・処分庁、大気品質庁を統合した環境・エネルギー管理庁（Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie: ADEME）の設立 国立産業環境・災害研究所（Institut national de l'environnement industriel et des risques: INERIS）、フランス環境研究所（Institut français de l'environnement: IFEN）の設立 環境省が復活。環境大臣にラロンド氏が就任。

出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

④1990 年代前半～1990 年代後半 国政選挙において環境政策が争点に

1993 年の国民議会選挙では再び左派が敗北するも、この時期において右派においても環境政策を無視することはできなくなっており、右派の中でも環境政策に明るいバルニエ（Michel Barnier）氏が環境大臣に就任した。このバルニエ氏の名称をとって「バルニエ法」とも呼ばれる「環境保護の強化に関する 1995 年 2 月 2 日法」が制定された。同法は①環境法上の一般原則②良好な環境への権利、を規定するものでフランス環境法において「真に環境を横断するような最初の基本法」と言われている。

ミッテラン大統領退任後、1995 年の大統領選挙ではジャック・シラク（Jacques Chirac）氏が当選。大統領に就任した。この後、環境政党として「エコロジー政党」、「緑の党」等が勢力を強めていき、1977 年の国民議会選挙では「緑の党」を連合に加えた左派が勝利した。同年、環境省は「国土整備・環境省」と改められ、ヴォワネ（Dominique Voynet）氏が大臣に就任した。この時期には環境・エネルギー管理庁の予算が 4 倍に増加するなど、環境政策に関する権限や拡大し、国土整備政策に関する環境配慮が一段と進んだとされている。

図 43 フランスにおける環境政策の歴史的変遷④



出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

⑤2000 年代前半 環境憲章の制定

シラク大統領は 2001 年の演説で「持続可能な開発」の重要性と憲法に裏付けられた環境憲章の制定を訴えた。翌 2002 年に大統領選挙でシラク大統領が再選すると、「国土整備・環境省」は「エコロジー・持続可能な開発省」と改められ、環境憲章の制定に向けた準備が進められる。2003 年には、市民や自治体も環境政策へ巻き込んでいくための「持続可能な開発全国会議」や「持続可能な開発に関する各省間の調整を担う、持続可能な開発のための省庁間委員会」が発足された。

2005 年には環境憲章が制定された。環境憲章は、憲法に付加される形式により、「憲法と一体をなす文書」として憲法的効力を与えられたものである。同国にとっての環境推進は、この時点でさらに 1 段階高い位置付けへ引き上げられることとなった。

図 44 フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑤

大統領

ジャック・シラク
(Jacques Chirac)

フランス環境政策の進展

- **2001年**
 - ・ シラク大統領は、「**持続可能な開発**」の重要性と憲法に裏付けられた**環境憲章の制定**を訴える
 - 環境憲章には①責任原則②予防原則③統合原則④防止原則⑤参加原則の5つの基本原則を盛り込むことを望んだ。
- 2002年**
 - ・ 大統領選挙でシラク大統領が再選
 - ・ 国土整備・環境省を継ぐ環境行政機関として、**エコロジー・持続可能な開発省** (Ministère de l'Écologie et du Développement durable: MEDD) が設置
- 2003年**
 - ・ **持続可能な開発全国会議** (Conseil national du développement durable: CNDD) と、**持続可能な開発に関する各省間の調整を担う、持続可能な開発のための省庁間委員会** (Comité interministériel pour le développement durable: CIDD) が発足
 - 市民や自治体の代表者も環境政策へ巻き込んでいく体制を構築
 - ・ 2008年を目標年とする「**持続可能な開発国家戦略**」 (Stratégie nationale de développement durable: SNDD) が策定
- 2005年**
 - ・ **環境憲章**が制定
 - 憲法に付加される形式により、「**憲法と一体をなす文書**」として**憲法的効力**が与えられている。
 - 同憲章には5つの基本原則も盛り込まれた。

出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

⑥2000 年代後半 環境グルネル法の制定

2007 年の大統領選挙ではニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）氏が当選。同氏は、選挙戦において環境・気候変動問題を最重要政策課題として位置付けていた。この年に、「エコロジー・持続可能な開発省」は「エコロジー・持続可能な開発整備省」と改称され、運輸・国土整備・エネルギーの各行政分野を統合することとなった。同省は翌 2008 年に「エコロジー・エネルギー・持続可能な開発・国土整備省」と再改称され、所管分野をさらに拡大することになる。また、2007 年には政府、自治体、使用者団体、労働組合、環境団体の代表者によって、6 つの作業部会が開催される「環境グルネル会議」が開催された。同会議の成果は 2009 年に「環境グルネル第 1 法」、翌 2010 年の「環境グルネル第 2 法」の制定により、結実される。環境グルネル法は環境政策の骨格や具体的な手順を定めたもので、環境グルネル会議で 5 つの関係主体が合意した 265 項目のコミットメントを精査して盛り込まれたものである。

図 45 フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑥

大統領

ニコラ・サルコジ
(Nicolas Sarkozy)

フランス環境政策の進展

- 
- 2007年**
 - ・サルコジ大統領が誕生
 - 選挙公約には、「持続可能な開発を担当する副首相ポストの創設」、「民間の環境保全団体も参加する環境会議の開催」などが盛り込まれ、**環境・気候変動問題を最重要政策課題として位置付け**。
 - ・エコロジー・持続可能な開発省に運輸行政、国土整備行政、エネルギー行政などの所管分野が統合され、**エコロジー・持続可能な開発整備省**（Ministère de l'Écologie, du Développement et de l'Aménagement durables: MEDAD）が設置
 - ・環境グルネル会議の開催
 - 5つの関係主体（政府、自治体、使用者団体、労働組合、環境団体）の代表者で構成される6つの作業部会（①気候変動対策及び省エネルギー②生物多様性及び天然資源の保護③健康に配慮した環境④持続可能な生産及び消費⑤環境に配慮した民主主義⑥雇用及び競争に有利な環境配慮型開発）を開催。
 - 各関係主体が合意した265項目のコミットメントを発表。
 - 2008年**
 - ・**エコロジー・エネルギー・持続可能な開発・国土整備省**（Ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement durable et de l'Aménagement du Territoire: MEEDDAT）設立
 - 所管分野は、環境、エネルギー、運輸、海洋、住宅、国土整備などにわたる
 - 2009年**
 - ・環境政策の目標や規範を掲げた「**環境グルネル第1法**」が制定
 - 2010年**
 - ・目標実現のための具体的な政策手段を示した「**環境グルネル第2法**」が制定

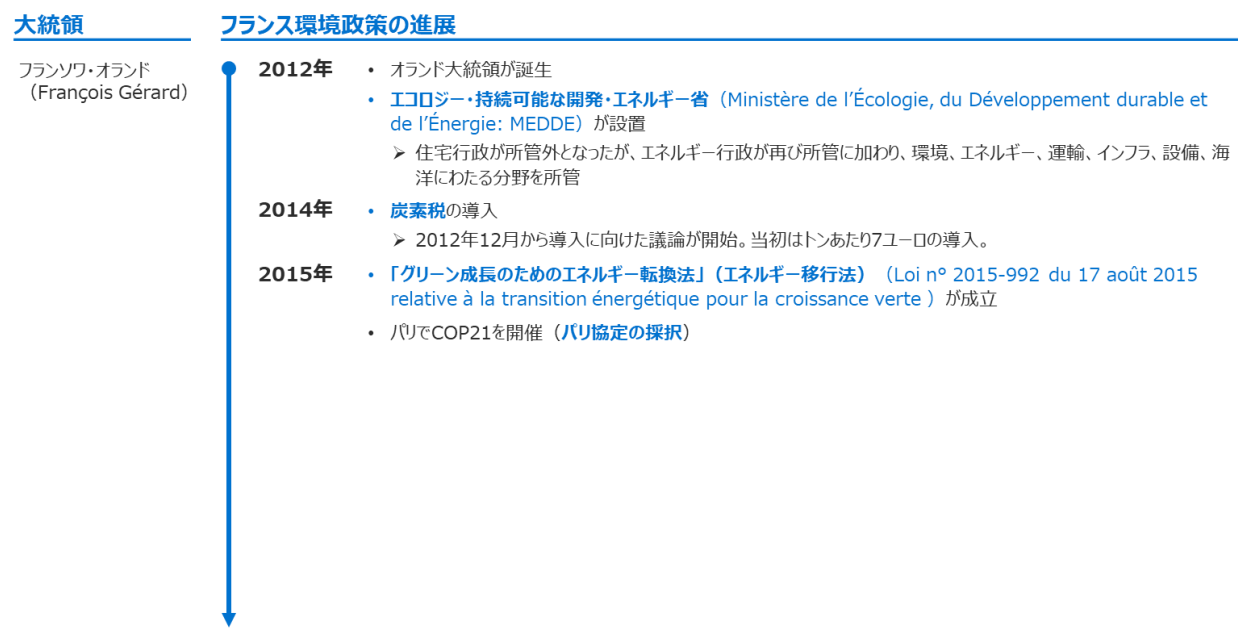
出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

⑦2010年代前半 具体的な環境法令の制定

2012年の大統領選挙では社会党のフランソワ・オランド（François Gérard）氏が当選。同年に、「エコロジー・エネルギー・持続可能な開発・国土整備省」は住宅行政を所管外とするも、エネルギー行政が所管に加わる形で「エコロジー・持続可能な開発・エネルギー省」と改称された。

また、2014年には2012年から導入が議論されていた「炭素税」が導入、2015年には「グリーン成長のためのエネルギー転換法」（エネルギー移行法）が制定されるなど、市民も含めてより実効的な環境政策がとられていった。同年にはパリでのCOP21を開催し、パリ協定が採択される等、環境推進国として大きな役割を果たすこととなる。

図 46 フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑦

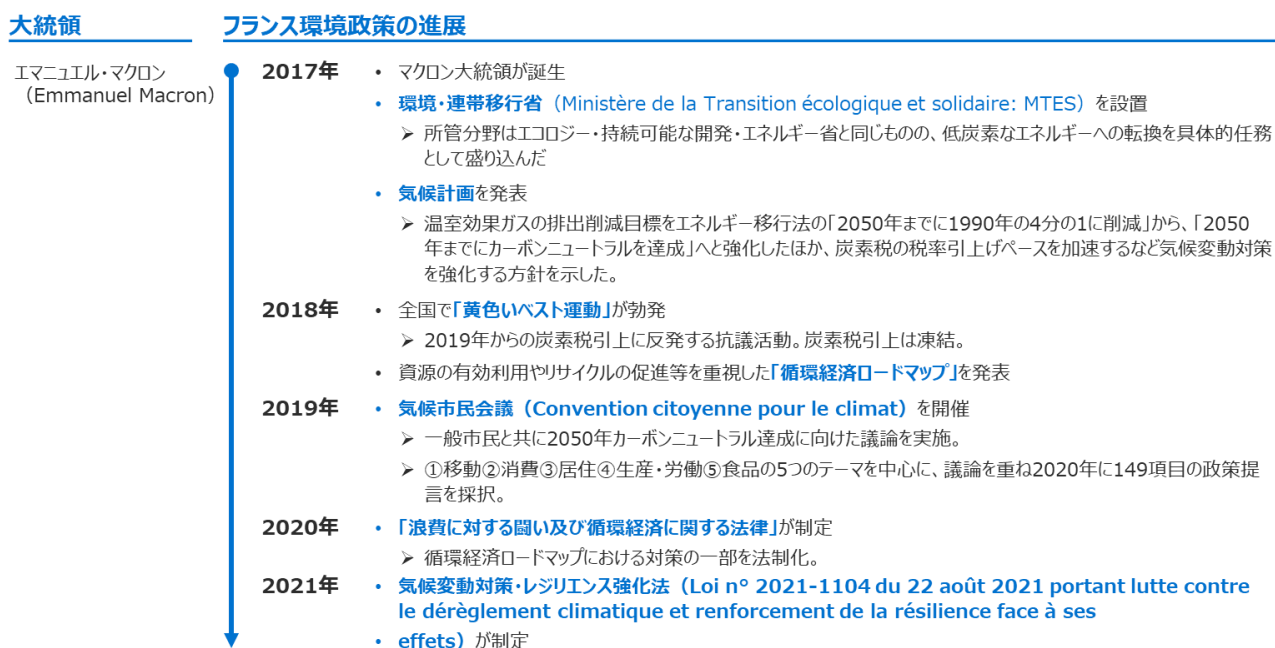


出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

⑧2010年代後半～現在 エネルギー転換・循環経済への移行

2017年にはエマニュエル・マクロン（Emmanuel Macron）氏が大統領に就任。環境行政は「環境・連帯移行省」と更なる改称が行われた。このころになると、炭素税のさらなる引き上げに対して、市民が反発するなど環境政策との調和が難しくなる時期が生じている。こうした動きに対して、2019年に気候市民会議を開催し、一般市民を巻き込んだ環境議論を再び行っていた。市民などステークホルダーを巻き込んでいく試みについて同国はうまく展開していると言えるであろう。

図 47 フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑧



出所：国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 遠藤真弘「フランスにおける環境政策の発展」より
株式会社日本総合研究所作成

フランスに繊維産業における政策の変遷

ここからは、フランスの繊維産業に関する政策の移り変わりを調査・分析していきたい。フランスの繊維産業は 1500 年代のリヨンの絹織物からスタートしたといわれており、18 世紀には高級紋織物の製造により欧州全土へ展開するなど、絹織物産地として、高い評価を得ていた。しかし、1960 年以降国際競争の激化による資本利益率の下降傾向を阻止するために行った途上国の工業化支援は、途上国による繊維産業の拡大発展に繋がることとなり、結果としてフランス繊維工業は徐々に規模を縮小することとなった。それでも、近年の繊維産業は航空機資材、自動車資材、土木建築資材、軍事資材等のハイテク産業資材分野への転換を行うなど、量より質にシフトしながら高機能繊維製品の市場を牽引している。

図 48 フランス繊維産業の変遷

～1900年代	1536年にフランソワ 1世がリヨン執政府に絹織物製造所の設置特許を与えたことから、リヨンの絹織物の歴史がスタートした。 18世紀には世界的な絹織物産地として脚光を浴び、ブリュッセル、ファルコン等の紋織用織機の改造努力によって、高級紋織物の製造が可能になり、ヨーロッパ全域の宮廷から内装、家具の装飾、婦人及び紳士の衣服の注文を受けた。 1830年代になると、フランス革命によって同業組合が廃止され、リヨンの都市以外でも自由に絹織物の生産が可能となり、リヨン周辺地域に工場が拡散、生産量が飛躍的に増加した。 1850年以降、ワース、ポール・ボワレ、ジャンヌ・ランバンなど多くのオートクチュール店とリヨンの織物工場の連携が始まり、20世紀に入って世界のファッション・テキスタイルをリードする絹織物産地に躍進した。
～1980年代	1960年代に国際競争の激化による資本利益率の下降傾向を阻止するため、また輸入規制を強める途上国市場を確保するために、先進国からの資本は地場資本とともに途上国の工業化＝繊維工業の拡大発展に寄与する結果となった。 - フランスの経済社会評議会が報告した「フランス産業の将来と工業生産の国際的配置の新展開（報告者の名より「ペイヨン報告」とも呼ばれる）では「繊維・衣料工業は、他のいかなる工業よりも発展途上国からの競争によって大いに影響を受けているし、フランス諸産業に対する発展途上国の工業化の結果に関して典型的事例を表示している」と記載。
現在	- このように、2000年頃まではパリのオートクチュール業界向けファッション素材の製造に注力していたものの、1980年代後半からファッション・テキスタイル分野において、イタリアの台頭が目覚ましく、ポリエステル燃糸織物、加工糸織物、裏地等の量産品のアジアからの輸入増、そしてオートクチュール業界の不況もあって、「ハイタッチからハイテクへ」を合言葉に、ローム・アルプ地方は宇宙開発、医学的用途、高速新幹線（TGV）、民間軍事航空機、自動車、土木建設、スポーツ・レジャー等の産業資材・高機能繊維への転換を実施した。 - 現在は、航空機資材、自動車資材、土木建築資材、軍事資材等のハイテク産業資材分野への転換し、ヨーロッパの高機能繊維産業をリードする地域になっている

出所：経済産業省「令和 3 年度製造基盤技術実態等調査（国内外の繊維産業に関する調査）調査報告書」、
佐賀大学経済学部 古賀和文「1970 年代工業生産の国際的配置の新展開：フランス繊維工業の場合を中心
に」より株式会社日本総合研究所作成

フランス繊維製品の資源循環に係る法制の時系列整理

フランスの繊維製品に係る資源循環に係る法制において、大きな契機は 2007 年における拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility：EPR）の制定となる。同法では、「使用する原料の量」、「リサイクル原料の導入」、「再生可能資源の使用」、「耐久性」、「修復のしやすさ」、「再利用のしやすさ」に基づいて生産者に課税されることとなった。繊維製品において同法を適用するタイミングは欧州地域でも早く、欧州委員会では 2023 年に繊維製品に対する EPR を適用する提案を提出し、その動きに応じてスウェーデン（2024 年 1 月から義務付け）、オランダ（2025 年以降繊維製品のリサイクルとリユースに関して責任を負う義務）²³が付与されることになったため、同国の動きは群を抜いている。また、本項冒頭にも挙げた 2020 年の「廃棄物と循環経済との戦いに関する法律」においては、売

²³ THE WOOLMARK COMPANY「ウールと拡大生産者責任」

れ残り未使用繊維製品の廃棄が禁じられることとなった。同法は 2021 年に条項が追加され、国・地方自治体などの公共調達において、再生品割合の含有基準が定められ、繊維製品では 20%が再生品であることが定められることとなった。

図 49 フランス繊維製品の資源環境に係る法制の時系列整理



出所：THE WOOLMARK COMPANY「ウールと拡大生産者責任」、
「一般社団法人 東京環境経営研究所」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- フランスにおける環境政策の歴史的変換は以下のとおりである
 - 1960 年代末 ポンピドゥー政権による環境政策が開始
 - 1970 年代 生活の質向上に向けた環境政策権限が強化
 - 1980 年代 環境に関する国家計画が策定
 - 1990 年代 国政選挙において環境政策が争点となるほど重要性を増し
 - 2000 年代 環境憲章の制定、環境グルネル法等基盤法制が整備され
 - 2010 年代 それらに基づいた具体的かつ実効性のある法令が制定
 - 2020 年代～現在 循環経済など環境を推進しつつ、価値を高める方針へ転換
- こうした環境政策は繊維産業において、次のような影響を与えている。
 - 量より質を重視し、高機能繊維市場を開拓していくにあたり、環境推進は繊維産業にとっても注力領域であり、EPR の早期導入や廃棄物に関しても各国に先んじて導入することによる環境イメージの推進。

⑥ 国内における ESG 投資の情報開示事例、及びその内容の分析。

1. 調査の背景

企業に対する投資判断として、売上高・利益等の経営指標だけでなく、環境や社会への配慮を行う事業であり、適切な企業統治（ガバナンス）がなされているか、が重要な判断価値となっている。この環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとった「ESG 投資」は世界のトレンドと言えるものである。繊維産業各社においても、各社の事業について ESG に関する方針・取組の開示により、市場から高い評価を受け、取組の加速に繋がる原資に繋げていく事は、健全なサステナビリティの推進においても必要なテーマである。

但し、情報開示のレベルや分かり易さ等は企業にとっても様々であり、明確な指標が定かでないことから、特に中小の事業者において、自社の取組をどこまで・どのように開示すれば、市場から評価を得られるのか、判然としない状況である。本項では国内における ESG 投資の情報開示事例、及びその内容について分析し、優良な開示事例の紹介などを行うものである。

2. 調査の目的

国内上場企業に係る ESG 投資の開示状況や優良事例を整理し、国内企業のコーポレート・ガバナンスに関する取組の進捗状況を把握する。

3. 調査概要

東京証券取引所（東証）のプライム市場、スタンダード市場、グロース市場に株式を上場しているすべての国内会社が提出したコーポレート・ガバナンス報告書データを対象として、日本における ESG 投資の開示に関する時系列進展や、現在の開示状況から、ESG 開示の現在地を明らかにする。更に、ESG 投資に関する優良事例の紹介を行う。

4. 調査結果

コーポレート・ガバナンスをめぐる東証の取組の変遷

まずは、東証に上場する各社においてどのような情報開示が求められてきたかの変遷を整理する。図 50 の通り、コーポレート・ガバナンスの充実が上場企業に求められたのは 1999 年であったが、この時点では「要請」という段階であった。コーポレート・ガバナンスについて報告書の提出が義務化されたのは 2006 年であり、同年より東証はコーポレート・ガバナンス白書を隔年で刊行し、全社の中での自社の位置付けが把握できるよう補助をしている。このコーポレート・ガバナンスを策定するにあたって指標となるのが、「上場企業コーポレート・ガバナンス原則」（2004 年公表）である。コーポレート・ガバナンスの構成要素が列挙しており、上場企業はこちらの原則に則り、自社の方針や対応を開示することが求められている。その後、コーポレート・ガバナンスの報告内容は何度か改訂をされてきたが、「社会」、「環境」が盛り込まれるよう求められたのは 2021 年になってからである。この年に、コーポレート・ガバナンス原則・補助原則において社会（中核人材の多様性の確保）・環境（サステナビリティ）に関する開示内容が拡充されたためである。

図 50 コーポレート・ガバナンスをめぐる東証の取組の変遷

実施年	概 要	
1999	コーポレート・ガバナンスの充実について上場会社に要請	「Governance」 ・ 1999年に充実が要請 ・ 2006年に報告書の提出が義務化
2004	「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の公表 ○上場会社のガバナンスの充実に向けた環境整備の一環として、我が国におけるガバナンスに対する共通認識の基盤を提供するという目的のもと策定。株主の権利の保護などガバナンスに期待される機能を整理	
2006	「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出義務化 ○ガバナンスの取組状況をより投資者に判りやすい形で提供することを目的に実施 ○上場会社間のガバナンスの比較が容易になり、全体の中での自社の位置づけを把握可能に ○総合的な分析を行い「コーポレート・ガバナンス白書」を隔年で発刊	
2007	「企業行動規範」の導入 ○取締役会・監査役会の設置など上場会社に最低限求められるガバナンス体制の採用を義務化	「Social」 ・ 2021年に「中核人材の多様性の確保」とダイバーシティの観点求められる
2009	独立役員制度の導入 ○全上場会社に1名以上の独立役員の選任を義務化	
2014	「スチュワードシップ・コード」の策定（金融庁） ○機関投資家が投資先企業に持続的成長を促すことを求める ※2017年、2020年に改訂	
2015	「コーポレートガバナンス・コード」の策定 ○上場会社の自律的な対応により実効的なガバナンスを実現することを求める	「Environment」 ・ 2021年に「サステナビリティに関する原則・補充原則」が求められ、課題の識別・方針策定・開示が求められる
2018	「コーポレートガバナンス・コード」の改訂 ○政策保有株式、アセットオーナー等に関する原則・補充原則を拡充	
2021	「コーポレートガバナンス・コード」の改訂 ○取締役会の機能発揮、 <u>中核人材の多様性の確保</u> 、 <u>サステナビリティ</u> 等に関する原則・補充原則を拡充	
2022	新市場区分（プライム市場、スタンダード市場、グロース市場）の運営開始 ○プライム市場上場会社に、一段高いガバナンス水準を求める	

出所：東証株式会社「コーポレート・ガバナンス白書 2023（データ編）」より株式会社日本総合研究所作成

社会・環境に関して拡充された原則・補助原則

社会・環境に関する開示内容としてどのような開示内容が追加されたかをみると、新設・追記された項目は【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】、【補助原則 3-1③】（情報開示の充実）、【補助原則 4-2②】（取締役会の役割・責務（2））、【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の 4 項目であるといえる。以下、順に内容を解説する。

原則 2-3 は、サステナビリティをめぐる課題に関する原則である。補助原則 2-3①に記載されている通り、サステナビリティに関する様々な課題について、リスク並びに収益機会に繋がる経営課題を認識し、取組に関して検討を行うことが求められている。「サステナビリティ」に含まれる内容としては、地球環境問題のみならず、人権の尊重や従業員に対する健康・労働環境への配慮など、多様な観点求められる。

原則 3-1、4-2 は情報開示の充実、取締役会の役割・責務について其々、補助原則について社会・環境に関する開示内容が新設されたものである。補助原則 3-1③については、経営戦略の開示にあたって、サステナビリティの取組

を適切に開示すべきとし、「社会」要件については、人的資本や知的財産への投資など経営戦略上の人材への投資・開発をどこに軸を置くかを具体的に開示・提供することが求められている。「環境」要件については、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業にどう影響を与えるか、分析したうえでの開示が求められている。開示については気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）と同等程度といった指標が求められている。補助原則 4-2②については、取締役会の役割・責務といった点について「社会」要件については、人的資本・知的財産への投資等が事業に対する効果を確実なものとするよう監督することが求められている。「環境」要件については、サステナビリティに関する中長期的な方針の策定が求められている。

原則 4-11 は取締役会・監査役会の実効性確保といった点について、実務上のスキルバランスのみならず多様性（ダイバーシティ）のある取締役人員の構成となっていることが開示内容として求められている。

図 51 社会・環境に関する原則

社会・環境に関する原則	原則の概要	新設・改訂された補充原則	補充原則の概要
原則 2-3	【原則2-3、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 ● 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。	2-3①	● 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。
原則 3-1	【原則3-1、情報開示の充実】 ● 上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 （ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 （iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明	3-1③ 【新設】	● 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。 ● 特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。
原則 4-2	【原則4-2、取締役会の役割・責務(2)】 ● 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。 ● また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。	4-2② 【新設】	● 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。 ● また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。
原則 4-11	【原則4-11、取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 ● 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たするための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。 ● 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。	4-11①	● 取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

※赤字表記は「社会」要件について、青字表記は「環境」要件を表す。

出所：株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～（2021年6月11日）」より株式会社日本総合研究所作成

各補充原則に関する対応状況

これらの原則に対して、東証上場企業はどの程度対応（コンプライ）しているのか。2022年7月14日開示時点の状況を図52に示す。まず補充原則2-3①「サステナビリティに関する様々な課題について、リスク並びに収益機会に繋がる経営課題を認識し、取組に関して検討を行う」に関してみると、東証上場企業の全社平均も95.0%と高い水準であり、繊維製品業（49社）においては全体平均を上回る95.9%が対応との結果となっている。次いで補助原則3-1③「サステナビリティの取組を適切に開示」においては全体平均で60.9%と若干低くなるが、繊維製品業においては

69.4%と全体平均を上回る結果となった。同様に、補充原則 4-11①「取締役会・監査役会の実効性確保」では全体平均 78.1%に対して繊維製品業は 87.8%と全体平均を上回る対応率となっている。一方、補充原則 4-2②「取締役会の役割・責務」においては、全体平均 77.7%に対して、繊維製品業は 71.4%と本項で紹介した 4 つの原則において唯一全体平均を下回る結果となった。繊維製品業においてはサステナビリティに関するリスク・事業機会の認識はできているものの、具体的な方針の策定・実行において課題があるように見受けられる。

図 52 各補充原則に関する対応（コンプライ率）状況

新設・改訂された原則	コンプライ率											
	全社平均 (n=3,293)	市場区分		連結売上高規模				業種				
		プライム (n=1,837)	スタンダード (n=1,456)	1兆円以上 (n=157)	1000億円以上 1兆円未満 (n=776)	100億円以上 1000億円未満 (n=1,669)	100億円未満 (n=691)	繊維製品 (n=49)	小売業 (n=308)	卸売業 (n=300)	サービス業 (n=370)	情報・通信 (n=349)
補充原則 2-3①	95.0%	95.8%	94.0%	100.0%	97.2%	94.1%	93.6%	95.9%	94.8%	94.7%	95.1%	93.4%
補充原則 3-1③ 【新設】	60.9%	62.3%	59.1%	93.6%	74.0%	55.2%	45.4%	69.4%	53.9%	56.3%	59.5%	53.3%
補充原則 4-2② 【新設】	77.7%	86.1%	67.1%	96.8%	91.6%	75.1%	57.3%	71.4%	70.8%	75.3%	75.9%	77.1%
補充原則 4-11①	78.1%	89.5%	63.6%	96.8%	93.4%	76.2%	61.2%	87.8%	73.4%	75.0%	76.2%	77.4%

※2022 年 7 月 14 日時点の開示情報を基に評価

出所：東証株式会社「コーポレート・ガバナンス白書 2023」より株式会社日本総合研究所作成

ESG 投資に関する優良事例の紹介

補充原則 2-3① 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

ここからは、各補充原則に関して優良な開示事例を取り上げていきたい。まずは補充原則 2-3①における青山商事株式会社の開示事例である。同社は想定するサステナビリティリスクに対してリスクが顕在する期間を短～中～長期のレンジで、にリスク建材時における影響度を低～高で評価している。また、それだけにとどまらず、事業に与える潜在的影響額を金額ベースで算定し、開示をしている。具体的な金額によってリスクを算定し開示することは投資家にとって、また実際に取組を行う現場の人材においてもリスクの重要性が判りやすく明示されているものといえる。

また、同補充原則においては J.フロントリテイリング株式会社の開示事例も取り上げる。同社は、青山商事株式会社同様に想定するサステナビリティリスクごとに発生時期を開示しているが、リスクだけではなく事業機会としても、どう捉えるかを開示しているものである。サステナビリティを事業のリスクとしてのみ捉えるのではなく、新たな事業機会として推進していく旨を開示することは投資家にとって、魅力的な企業の一つとなりえる。

図 53 青山商事株式会社による開示事例

戦略 (Strategy)

[組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会について]

期間	リスクの内容	影響度	潜在的影響額 (概算)
中期	新たな規制・カーボンプライシングメカニズムのリスク EUで進んでいる炭素税や排出量取引制度などが日本でも新たに実施される場合、温室効果ガス排出量に応じた追加コストが掛かるリスクがある。 (影響額計算式: EUのETS平均炭素価格 50ユーロ × 排出量 約6万t = 約390百万円) ※ 1 ユーロ 130円・平均炭素価格 2020年EU 50ユーロを基準	中程度～低	390百万円
期間	リスクの内容	影響度	潜在的影響額 (概算)
長期	慢性的物理的リスク・平均気温上昇 年間電力使用総量1.2億kWh (2021年3月期実績) に対し、気温上昇によって電力使用量が15%程度上昇する場合、約330百万円のコスト増加リスクがある。 (影響額計算式: 電力購入費 約22億円 × 15% = 約330百万円)	中程度～低	330百万円
	市場・原材料のコスト増加リスク 売上の約半数を占めているスーツ・ジャケットなどの重衣料において、原材料であるウール価格が、気候変動などの市場変化によって価格上昇し、仮に仕入高コストが5%上がる場合、約890百万円のコスト増加リスクがある。 (影響額計算式: 仕入高 約178億円 × 5% = 約890百万円)	やや高い	890百万円
短期	最新技術の活用: スマート空調 最新技術を備える空調設備を導入することで、年間電気使用量の削減に繋がれば、エネルギーコストの削減機会になる。仮に年間0.5%～2%の削減効果がある場合、約11～44百万円のコスト削減に繋がる機会となる。 (影響額計算式: 電力購入費 約22億円 (2021年3月期実績) × 0.5% = 約11百万円)	やや高い	11～44百万円
	リサイクルの活用: 下取りサービス 全国の店舗でスーツを始めとした衣類を回収し、リユース・リサイクルに活用している。再流通可能な衣類は、東南アジア・アフリカ諸国で古着としてリユースされており、リサイクルの一部は、災害対策用備蓄毛布として生まれ変わらせ、被災地等に寄付をしている。このように下取り商品をリユース・リサイクル資源として活用しているため、仕入れの直接費用などの減少機会に繋	やや高い	7.5百万円

出所: 青山商事株式会社「有価証券報告書 (第 59 期)」

図 54 J.フロントリテイリング株式会社による開示事例

JFRグループにおける気候関連リスク・機会の概要

気候関連 リスク・機会の種類			発現時期		JFRグループの気候関連リスク・機会の概要
			短期	長期	
リスク	移行 リスク	政策規制	●	●	・炭素税等の導入に伴うコストの増加 ・地政学的リスクに伴うエネルギー調達コストの増加
		技術	●	●	・再生エネルギーの分散化と創エネ(PPAなど)によるコストの増加 ・環境性能の高い物件の開発と設備導入に係るコストの増加 ・高効率省エネルギー機器導入に係る投資の増加
		市場	●	●	・再生エネルギー需要増による再生エネルギー調達コストの増加 ・環境配慮型商品の需要増等、マーケット変化への対応遅れによる成長機会の喪失
		評判	●	●	・環境問題への対応遅れや、消費行動多様化への対応遅れによるレピュテーションの低下 ・投資家からの環境情報開示要求への対応不備による資金調達への悪影響 ・レピュテーション低下による人材採用および従業員エンゲージメントへの悪影響
	物理 リスク	急性	●	●	・自然災害による物流ルートの断絶 ・自然災害による店舗休業に伴う収益の減少
		慢性	●	●	・降雨量や気象パターンの変化に伴う農畜水産物の収量・品質の不安定化による調達コストの増加 ・気候変動に起因する感染症リスクによる従業員の健康被害の増加
機会	資源効率		●	●	・省エネルギー・建築の強化によるエネルギー調達コストの減少 ・環境価値の高い店舗や事業所への転換によるエネルギー調達コストの減少
	エネルギー源		●	●	・高効率省エネルギー機器導入によるエネルギー調達コストの減少 ・創エネルギー導入によるエネルギー調達コストの減少 ・再生エネルギーによる新たな政策・制度の進展による再生エネルギー調達コストの減少
	製品およびサービス		●	●	・サステナブルなライフスタイルを提案することによる新規顧客の獲得に伴う収益の拡大 ・環境配慮型商品・サービスの需要増への対応によるサプライチェーン全体の脱炭素化および収益の拡大
	市場		●	●	・グリーンボンド等による資金調達先の拡大 ・リークチャー型ビジネスへの新規参入による新たな成長機会の拡大 ・小売業の枠を超えた事業ポートフォリオの再構築と、環境配慮型商品・サービスへの参入・拡大による収益力の向上 ・環境価値の高い店舗への転換による新たなテナントの獲得機会増に伴う収益の拡大
	レジリエンス		●	●	・再生エネルギー・創エネ推進および調達先の多様化に伴うエネルギーレジリエンスの向上

出所: J.フロントリテイリング株式会社「サステナビリティレポート 2023」

補充原則 3-1③ サステナビリティ取組の開示

次いで、補充原則 3-1③における株式会社ファーストリテイリングの事例を取り上げたい。同社は、サステナビリティに関し

て6つの重点領域（マテリアリティ）を設定し、6つの領域ごとに主な取組を開示している。「自社としてどの領域を重視するのか」、「そのために何をするのか」といった点が過不足なく伝わっている事例である。また、株式会社ワールドは想定するリスクの分類とその影響を明らかにしたうえで、企業としてどう対応するかを明示している。両社に共通して言えることは、何のリスク・脅威（What）に対し、どう対応すべきか（How）が明確だということ、である。

図 55 株式会社ファーストリテイリングによる開示事例

重点領域（マテリアリティ）	主な取組み
1. 商品と販売を通じた新たな価値創造	・LifeWearを服づくりのコンセプトに掲げ、企画の段階からタイムレスなデザインを追求し、シンプルで高品質、高い機能性をもち、長く愛用される完成された服をつくります。 ・服の機能性や品質だけでなく、社会の課題、環境問題などを解決することで、新しい価値を想像していくことをめざします。 ・リサイクル素材を使用した循環型商品の開発や、RE.UNIQLO STUDIOでの補修、リメイクなどを通じて、服を長く着続ける楽しさを提案するとともに、環境負荷低減を図っています。
2. サプライチェーンの人権・労働環境の尊重	・サプライチェーンで働くすべての人の人権を尊重、労働環境の整備を重要な責務と考え、トレーサビリティの追求と透明性の向上に取り組んでいます。 ・取引先工場に対し、「生産パートナー コードオブコンダクト」の遵守を要請し、それに基づく定期的な労働環境モニタリングを実施しています。
3. 環境への配慮	・「気候変動への対応」「エネルギー効率の向上」「生物多様性への対応」「水資源の管理」「化学物質管理」「廃棄物管理と資源効率の向上」を重点領域とし、各領域の目標を設定し、取り組みを進めています。 ・主要縫製工場、素材工場では、サステナブル・アパレル連合の環境評価ツール（Higgインデックス）を活用し、エネルギー、水、廃棄物など7つの分野で、環境負荷やリスクを把握し、工場と共に環境負荷低減に取り組んでいます。 ・気候変動に関する取り組みについては、(2)気候変動をご参照ください。
4. コミュニティとの共生・社会貢献	・難民などの困難な状況に置かれた世界中の人々に、服の寄贈や雇用、自立支援のサポートを継続しています。 ・SDGsを軸としたチャリティ・プロジェクト「DRESS FOR ALL」の推進

出所：株式会社ファーストリテイリング「有価証券報告書（第62期）」

図 56 株式会社ワールドによる開示事例

(2) 戦略

当社グループは、TCFD提言を参照し、気候変動がもたらす「リスク」と「機会」を明確にいたしました。抽出したリスクおよび機会について、シナリオ分析等に基づき継続的な見直しを行うとともに、損益・資金計画に与える影響について検討を進め、経営戦略にどのように反映されているかを説明することで、当社グループの戦略のレジリエンスを示してまいります。

分類	リスク	影響	対応
移行リスク	政策及び法規制	・2050年までのネットゼロ対応の義務化 ・情報開示義務拡大への対応不備	・対応不備による製品需要の低下
	市場	・環境課題に対する顧客ニーズの急激な変化	・変化対応遅れによる製品、サービスの需要の低下
物理的リスク	急性	・異常気象による災害	・サプライチェーン寸断による原料調達不足、精算遅延・停止 ・店舗、工場、事務所の損害、休業による収益減少
	慢性	・平均気温の上昇	・気温の変化に対応しない商品構成による売上低下 ・冬物重衣料の売上低下
分類	機会	影響	対応
製品サービス	・環境意識の高い顧客の誘致	・環境配慮型製品、サービスの収益拡大	・リユース、リサイクル活動、シェアリングビジネス、アップサイクルビジネスによる需要の創造 ・環境配慮型製品の製造、販売、サービスの拡大
	・お客様やお取引先様と協働した環境活動の拡大	・社会貢献による企業価値向上	・エコロモキャンペーン（※）の拡大

出所：株式会社ワールド「有価証券報告書（第65期）」

補充原則 4-2② 方針の明確化

補充原則 4-2②については、株式会社丸井グループの開示事例を紹介する。同社は重点テーマに「ワーキング・インクルージョン」掲げ、人材開発に関する定量的な重点テーマをモニタリング・結果を開示している。また、時系列で開示していることにより各テーマの進捗状況等が確認できるポイントも参考になる点である。株式会社資生堂においては、「多様なプロフェッショナル」を掲げ、人材開発に関する定量的な重点テーマをモニタリング・結果を開示している。また、時系列で開示していることにより各テーマの進捗状況等が確認できるポイントも参考になる点である。株式会社資生堂においては、「多様なプロフェッショナル」を掲げ、人材開発に関する定量的な重点テーマをモニタリング・結果を開示している。また、時系列で開示していることにより各テーマの進捗状況等が確認できるポイントも参考になる点である。

ナル人材」として、人材育成に関する育成デザインやそのための施策と進捗について開示をしている。こうした点を明示することは新規の人材獲得において、無用な人材のアンマッチングを防ぐという観点からも学びとなる事例である。

図 57 株式会社丸井グループによる開示事例

主要データ：重点テーマ 2					
	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
社員数(人)	5,966	5,918	5,899	5,732	5,548
女性社員数(人)	2,655	2,641	2,685	2,584	2,466
男性社員数(人)	3,311	3,277	3,214	3,148	3,082
平均年齢(歳)	40.4	40.9	41.2	42.0	42.9
1人当たり年間平均残業時間(時間)	40	44	46	44	42
グループ会社間異動率(%) [※]	8	18	25	34	43
妊娠・育児のための短時間勤務(男女)(人)	312	345	416	473	484
女性育児フルタイム復帰率(%)	36	55	66	81	63
男性社員育休取得率(%)	14	54	66	94	109 [※]
障がい者雇用率(%) [※]	2.06	2.12	2.08	2.16	2.50
労働災害による負傷者数(人)	74	87	100	76	61
休業災害発生率(LTIFR)(請負業者)(%) [※]	0.58 (0)	1.36 (0)	0.72 (0)	1.40 (0)	0.83 (0)
職業性疾病発生率(OIFR)(LTIFR)(請負業者)(%) [※]	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
新規採用者数に占める女性比率(%)	—	—	—	—	60.8
社員離職率(定年退職者除く)(%) [※]	2.3	2.0	1.6	2.6	2.3
組合加入社員比率(%) [※]	—	—	—	93	94
人材への投資額(百万円) [※]	—	—	—	474	725

出所：株式会社丸井グループ「共創サステナビリティレポート」

図 58 株式会社資生堂による開示事例

主な施策と進捗

現在日本国内およびグローバルで推進している主な取り組みは、以下のとおりです。

- ・適所適材を進めるため、「ジョブ型人事制度」を日本国内で導入
- ・多様な人材を活かし「ジョブ型人事制度」を徹底運用するためのマネージャー向けマネジメントスキル向上研修を日本で継続開催
- ・キャリア自律促進のため、上司以外の管理職とも、キャリアに関する対話を持つことを可能にするキャリアメンタリングプログラムを日本で新たにスタート(2022年 266名受講)
- ・国内外の資生堂グループ共通の基準となる「グローバルグレード制度」を導入
- ・海外地域へのグループ共通賞与制度(One Shiseido Bonus Program)の導入
- ・エグゼクティブオフィサー・地域CEOをはじめ、リーダー層を対象とした本社・各地域の各種グローバルリーダースhipトレーニングを実施(2022年 162名)
- ・自律的学習を推奨するラーニングプラットフォームとしてLinkedIn Learningのグローバル展開

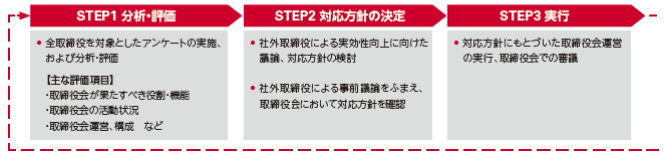
出所：株式会社資生堂「統合レポート 2022」

補充原則 4-11① 方針の明確化

補充原則 4-11①については SOMPO ホールディングス株式会社の事例を紹介する。同社は取締役会の実効性確保のために、分析・評価～対応方針の決定～実行のサイクルを回し、評価結果と次年度の取組について開示を行っている。取締役会が健全に運用されているかの指標となり、ガバナンスの取組評価として機能している。また、帝人株式会社においては、役員・監査役全員の専門性・役割を発揮できる分野として、スキルマトリクスを公開し取締役会・監査役会が多様な視点で十分なスキル人材のもと、運用されていることを伝えている。

図 59 SOMPO ホールディングス株式会社による開示事例

2022年度の評価結果と2023年度の取組み



2022年度の 取組みへの 主な評価	- 取締役会と一体運営している事前説明会については、活発な意見交換がなされており、極めて有用であると評価された。 - 取締役会本会議での審議が以前より充実したとの評価がある一方、本会議では事前説明会に出席していなかった他の役員からの補足や視点があるとよいとの意見、本会議で議論すべき点をさらに明確にしていくなきとの意見がなされた。 - 前年度に拡充したフリーディスカッションを引き続き実施し、執行部門による報告や取締役会による議論を重ねる取組みとともに、各事業の現場視察の実施は、執行状況の把握に資すると評価された。 - ポストコロナにおけるリアルとオンラインの取締役会開催のバランス、ペーパーレスへの取組みなど、非常に効果的な運営がなされていると評価された。 - 重要な将来テーマに関して十分な議論の時間を確保するため、今後さらにフリーディスカッションを活用することや、タイムリーな情報共有を継続することも必要との意見がなされた。
	継続的に、また新たに、当社の取締役が経営において議論を深めていく必要があると考えているテーマや、取締役会がさらなる機能発揮を果たしていくうえで有効である可能性がある取組みには次のようなものがあります。当社ではこれらを念頭に置きながら、引き続き実効性を高める取組みを実施していきます。

出所：SOMPO ホールディングス株式会社 HP「取締役会の実効性評価」

図 60 帝人株式会社による開示事例

ご参考
なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社における 地位	属性	在任 年数	専門性・経験を発揮できる分野								
				企業経営 ※1	財務・会計	法務・事業 リスク管理	グローバル 経営	環境 ソリューション	健康・安全 ソリューション	IT・DX・ イノベーション※2	ダイバー シティ&イン クルージョン	
うち内川 哲 茂	代表取締役 社長執行役員		2年	○			○	○	○	○		
お小川 英 次	代表取締役 専務執行役員		3年	○	○	○	○				○	
もり森 山 直 彦	取締役 専務執行役員		2年			○			○	○		
やま山 西 昇	取締役 常務執行役員		—			○		○			○	
すず鈴木 庸 一	取締役	社外 独立	5年			○	○	○				
おお大 西 賢	取締役	社外 独立	4年	○				○	○	○		
つ津 谷 正 明	取締役	社外 独立	1年	○		○	○				○	
みな南 多美枝	取締役	社外 独立	—				○		○		○	
しま嶋 井 正 典	常勤監査役		4年		○	○						
なか中 石 昭 夫	常勤監査役		3年				○	○			○	
なか中 山 ひとみ	監査役	社外 独立	6年			○			○		○	
あり有 馬 純	監査役	社外 独立	3年			○	○	○				
つじ辻 幸 一	監査役	社外 独立	—	○	○		○					

出所：帝人株式会社「第 157 回定時株主総会 招集通知書」

5. 調査結果のまとめ

- ESG 投資の開示については、
 - ガバナンスに関しては 1999 年以来充実が求められ、東証では 2006 年に報告書提出が義務化
 - 社会、環境に関しては 2021 年にコーポレート・ガバナンスにて原則・補充原則が追加

- 社会・環境に関する開示原則は、
 - 「サステナビリティに関する課題認識と適切な対応」（原則 2-3）
 - 「情報開示の充実」（同 3-1）
 - 「取締役会の役割・責務（方針策定と実行）」（同 4-2）
 - 「取締役会の多様性確保」（原則 4-11）

- 東証上場繊維製品企業においては、
 - 「サステナビリティに関する課題認識と適切な対応」、「取締役会の多様性確保」に関しては、全体平均よりも対応率が高く、全体の対応率としても高水準
 - 「情報開示の充実」に関しては、全体平均よりも対応率は高いが、全体の対応率自体が相対的に低い状況
 - 「取締役会の役割・責務（方針策定と実行）」に関しては、全体平均よりも対応率が低い

⑦ アパレル企業等における回収後の衣料品や衣料品の廃棄等に関する情報開示の状況についての調査・整理。

1. 調査の背景

国内衣料品の利用後における廃棄は令和 4 年の環境省の調査²⁴では年間で 48.5 万トンと推計されている。同省の令和 2 年度調査²⁵に比べ、2.7 万トンの削減となったものの、依然として手放される衣類の 60%以上が廃棄されている状況である。それでも令和 2 年度調査以来、アパレル企業や自治体において衣料品の回収に関する取組は数多く試みられることとなっている。本項では、衣料品の回収や回収後の情報開示、廃棄衣類に関する情報開示の現況を取り上げ、今後の示唆を抽出したい。

2. 調査の目的

衣料品の回収や廃棄に関する情報開示の現状について明らかにする。繊維企業などの取組だけでなく、自治体など官・民による対応状況を調査する。

3. 調査概要

自治体・NPO 団体における衣料品回収の取組調査を行った。調査対象範囲は東京 23 区及び政令指定都市の各自治体。また、NPO 団体においては主たる事業の一つとして、衣料品回収を行い国内外へリユース支援を行っている団体を対象とした。また、衣料品廃棄においては衣料品販売を行う国内繊維企業の売上高上位 10 社の開示内容より整理を行った。

²⁴ 株式会社矢野経済研究所「環境省 令和 4 年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務-マテリアルフロー-」(2023 年 3 月)

https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/goodpractice/case26.pdf

²⁵ 株式会社日本総合研究所「環境省 令和 2 年度 ファッションと環境に関する調査業務-「ファッションと環境」調査結果-」(2021 年 3 月)

https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/goodpractice/case25.pdf

4. 調査結果

衣料品回収の状況 ①東京 23 区

東京 23 区における衣料品回収の状況を図 61 に纏めた。回収方法としては、各地域の回収場所での回収を主とする地域・巡回回収と公共施設・民間施設などに常設あるいは非常設の回収機会を設けている拠点回収の 2 通りに大きく分けられている。確認できた限りでは 23 自治体中 20 自治体において拠点回収が実施されており、更に約 10 自治体で常設の回収拠点が設けられているなど、回収に向けた取組は広がっているといえる。回収実績については明示されていない自治体も多いが、江戸川区では令和 4 年度の 1 年間で 280 トンを、江東区でも 124 トンを回収している。

また、興味深い取り組みとして足立区では、区民から持ち込まれた衣類は 1kg あたり 1～5 円（回収事業者によって異なる）で買取られ、リユース・リサイクル等に回されている²⁶。また板橋区においては、回収拠点である板橋区立リサイクルプラザにおいて回収した衣類の販売スペースも設けられる²⁷など、有効利用が進められている。

図 61 衣料品回収の状況 東京 23 区

#	区	回収方法	頻度	場所	回収実績
1	足立区	拠点回収	不定期（1～5円/1kg買取）	各事業者拠点	11,624kg/年（令和4年度）
2	荒川区	地域回収	月1～2回程度	地域により異なる	不明
3	板橋区	拠点回収	平日	板橋区立リサイクルプラザ	不明
4	江戸川区	拠点回収	通常回収：月6回程度、常設・臨時回収も実施	体育館・公民館など	280,500kg/年（令和4年度）
5	大田区	拠点回収	区内14会場で各月1回	区内14会場	2,900kg/1回（令和5年度）
6	葛飾区	拠点及び巡回回収	月2回程度	区内6か所に常設拠点・15か所に巡回回収拠点	不明
7	北区	拠点回収	常設	区内9か所	不明
8	江東区	拠点及び巡回回収	巡回、常設回収	江東区清掃事務所、また無印良品東京有明センター	124,180kg/年（令和4年度）
9	品川区	拠点回収	月2回程度	区内29か所	不明
10	渋谷区	拠点回収	常設、平日のみ等場所により異なる	区内12か所	不明
11	新宿区	拠点回収	月1回	新宿リサイクルセンター	不明
12	杉並区	拠点回収	月1回	区内11か所	不明
13	墨田区	拠点回収	月2～3回程度	実施回により異なる	62,807kg/年（令和4年度）
14	世田谷区	拠点及び地域回収	常設ボックス、及び地域回収	区内2か所に常設のほか、各地域拠点	84,214kg/年（令和4年度）
15	台東区	拠点回収	回収施設の開館日に準ずる	区内14か所	不明
16	中央区	拠点回収	小中学校は毎週土曜日	常設1か所、小中学校など	不明
17	千代田区	拠点回収	主に平日	区内9か所	不明
18	豊島区	地域回収	週1回	各地域回収場所	不明
19	中野区	地域回収	週1回	各地域回収場所	不明
20	練馬区	拠点回収	拠点によって月2回程度もしくは毎週	区内約30か所	不明
21	文京区	拠点回収	回収施設の開館日に準ずる	区内14箇所	不明
22	港区	拠点回収	常設	区内18か所に回収ボックス設置	不明
23	目黒区	拠点回収	回収施設の開館日に準ずる	目黒区エコプラザ	不明

※回収実績は HP で閲覧可能なもののみ掲載

出所：各自治体 HP より（令和 6 年 3 月 14 日調査）株式会社日本総合研究所作成

²⁶ 足立区 HP 「資源買取市 資源を現金買取します！」

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/gomi/kurashi/kankyo/gomi-kaitorishi.html>

²⁷ 板橋区立リサイクルプラザ HP <https://itapla.com/itapla-shop/>

衣料品回収の状況 ②政令指定都市

政令指定都市における衣料品回収の状況を図 17 に纏めた。20 自治体のうち拠点回収は 12 か所と東京 23 区に比べ、取組にはややばらつきがみられるものの、横浜市の様に令和 4 年度の一年間で 387 トンの回収実績を上げるなど、実績として都内を上回る成果を上げた自治体も存在する。興味深い事例としては、北九州市²⁸や札幌市²⁹の様に民間の事業者と連携しているケースや仙台市³⁰の様に市内 39 か所もの回収拠点を設置しているケース。更にはさいたま市³¹や静岡市³²など民間商業施設と定期イベントによる回収を実施している自治体など、民間活用の事例が多く目立っている。

図 62 衣料品回収の状況 政令指定都市

#	都市	回収方法	頻度	場所	回収実績
1	大阪市	地域回収	週1回	各地域回収場所	不明
2	名古屋市	地域回収	地域により異なる	各地域回収場所	不明
3	京都市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	市内14か所	不明
4	横浜市	地域回収	地域により異なる	各地域回収場所	387,000kg（令和4年度）
5	神戸市	拠点回収及び地域回収	拠点の開館日に準ずる	リサイクルセンター2か所	不明
6	北九州市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	回収ボックス2か所及び市民センター44か所、クリーニング店14か所	不明
7	札幌市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	市内12か所および、大丸松坂屋百貨店、無印良品など4事業者	不明
8	川崎市	拠点回収及び地域回収	拠点の開館日に準ずる	市内7か所の生活環境事業所及び8か所の区役所・支所	不明
9	福岡市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	市内5か所の回収ボックスもしくは市内2か所の3Rステーション	不明
10	広島市	拠点回収及び地域回収	拠点の開館日に準ずる	各地域回収場所及び市内5か所のリサイクルセンター	不明
11	仙台市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	市内39か所	不明
12	千葉市	拠点回収	週1回	各地域回収場所	不明
13	さいたま市	回収イベントの実施	不定期	各民間モール	150cm段ボール90箱（令和5年4月16日実績）
14	静岡市	回収イベントの実施	拠点の開館日に準ずる	市内5か所の民間店舗	18,700kg（令和5年10月の1か月間）
15	堺市	地域回収	地域により異なる	各地域回収場所	不明
16	新潟市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	市内26か所	不明
17	浜松市	拠点回収	拠点の開館日に準ずる	市内12か所	不明
18	岡山市	拠点回収	月2回	各地域資源化物ステーション	不明
19	相模原市	地域回収	地域により異なる	各地域回収場所	不明
20	熊本市	地域回収	月2回	各地域資源化物ステーション	不明

※回収実績は HP で閲覧可能なもののみ掲載

出所：各自治体 HP より（令和 6 年 3 月 14 日調査）株式会社日本総合研究所作成

²⁸ 北九州市 HP <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/01100041.html>

²⁹ 札幌市 HP <https://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/genryo/furugi.html>

³⁰ 仙台市 HP <https://www.city.sendai.jp/shigenkasuishin/kurashi/machi/genryo/genryo/kaishu.html>

³¹ さいたま市 HP <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/010/004/p096698.html>

³² 静岡市 HP <https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s012195.html>

衣料品回収の状況 ③NPO 団体

衣料品の回収を主たる事業として行い、途上国や紛争国などへ支援物資として提供している団体として、図 63 の 4 団体をピックアップした。日本ファイバーリサイクル連帯協議会は年 3 回の受付期間を設け、郵送による衣料品の回収をおこなっており、令和 4 年度の実績として約 988 トンの回収を行っている。また、日本救援衣料センターにおいては、主に商業施設での回収イベントを年間 57 回実施しており令和 5 年度で 567 トンの回収実績を誇っている。

図 63 衣料品回収の状況 NPO 団体

#	団体名	回収方法	頻度	場所	回収実績
1	NPO法人 日本ファイバーリサイクル連帯協議会	郵送での回収	年3回の受付期間を設定	—	987,663kg（令和4年度）
2	NPO法人 日本救援衣料センター	商業施設での回収	57回/年間	各商業施設	567,000kg（令和5年度）
3	NPO法人 ワールドギフト	郵送での回収	随時	—	不明
4	NPO法人 国際子供友好協会	郵送での回収	随時	—	不明

※回収実績は HP で閲覧可能なもののみ掲載

出所：各団体 HP より（令和 6 年 3 月 14 日調査）株式会社日本総合研究所作成

回収後の衣料品に関する情報開示の状況 ①東京 23 区

東京 23 区における衣料品回収後の情報開示の状況は図 64 の通りである。共通していることは、回収業者のルートによって、衣類として利用できるものはリユース、できないものはリサイクルされているという点である。また、回収業者に委託しているという点から、「どこへ、どう利用されているか」といった点が、明確に開示されている自治体が少ないことが特徴としてみられる。東京 23 区のうちでは品川区³³が回収後の衣料品の内訳として、定量的（とは言え抽象的な数字ではあるが）に開示してあるのみであった。

図 64 回収後の衣料品に関する情報開示の状況 東京 23 区

#	区	回収後の情報開示内容
1	足立区	古布回収はリサイクル事業者との共同により、区としてリサイクル後の状況は不明
2	荒川区	回収業者によってリユースまたはリサイクル
3	板橋区	板橋区リサイクルプラザにて無償回収した衣類は同敷地内ショップで販売（リユース）
4	江戸川区	中古衣料やウエス（工業用雑巾）にするほか、布をばぐしてフェルト状にし、軍手やソファのクッション材などにリサイクル
5	大田区	古着はアジア・アフリカ諸国に輸出され、衣類としてリユース。衣類としてリユースできないものは、ウエス（工業用ぞうきん）などにリサイクル
6	葛飾区	中古衣料やウエス（工業用ぞうきん）として利用
7	北区	ウエス（工業用雑巾）、反毛として利用または古着として利用等
8	江東区	回収業者のリユース・リサイクルルートによって、国内外で再利用。また、再利用できないものは、工業用雑巾（ウエス）の加工や、綿やフェルトの原料として利用。
9	品川区	古着40%、ウエス30%、繊維加工20%、リサイクル不可10%
10	渋谷区	主に国外で再利用（リユース）
11	新宿区	アジア、中東、アフリカなどへ輸出されリユース
12	杉並区	回収した衣類は主に古着として再利用
13	墨田区	古着や靴、ぬいぐるみは、海外へ輸出して再利用したり、古着は断熱材などの材料として再利用
14	世田谷区	古布は売却し、バスポーツへの補助を実施
15	台東区	回収業者によってリユースまたはリサイクル
16	中央区	事業者によってリサイクル
17	千代田区	回収業者によってリユースまたはリサイクル
18	豊島区	古布は売却し、バスポーツへの補助を実施
19	中野区	回収業者によってリユースまたはリサイクル
20	練馬区	着られるものは、中古衣料として再利用。着られないものは、ウエス（工業用ぞうきん）などに加工して再生利用
21	文京区	主に東南アジアに輸出され、再び衣類としてリユース（再利用）
22	港区	古着問屋を通じてマレーシアを中心とした東南アジアに輸出しリユース。古着としてリユースできないものについては、ウエス（工業用ぞうきん）に加工して、リサイクル
23	目黒区	専門業者に引き取られた後、国内外で衣類として活用

※回収実績は HP で閲覧可能なもののみ掲載

出所：各自治体 HP より（令和 6 年 3 月 14 日調査）株式会社日本総合研究所作成

³³ 品川区 広報しながわ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/other000042200/kouhou20130521.pdf>

回収後の衣料品に関する情報開示の状況 ②政令指定都市

政令指定都市においても全体的な傾向は東京 23 区と同等である。大阪市では、回収されたマタニティウェアやベビー服・子供服において市民を対象とした無償提供を行っている以外、特徴的な情報開示はなく、回収後の衣料品の情報開示においては各自治体とも課題とみられる。

図 65 回収後の衣料品に関する情報開示の状況 政令指定都市

#	区	回収後の情報開示内容
1	大阪市	マタニティウェア・ベビー服・子ども服を環境事業センターで回収し、必要とされる市民の方に展示提供等（無料）
2	名古屋市	中古衣料品としてリユースされたり、自動車の内装材や工業用のぞうきんなどにリサイクル
3	京都市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
4	横浜市	中古衣料として輸出又は国内販売。またはリサイクル
5	神戸市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
6	北九州市	回収された古着は、北九州市内のリサイクル工場で不適物等を選別し、ボタン、ファスナー等を取り除いた後、加工され、リサイクル繊維に
7	札幌市	主に海外で衣類として再利用
8	川崎市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
9	福岡市	古着・古布は、リサイクル工場で「反毛綿（はんもうわた）」にして、車の内装材としてリサイクル
10	広島市	源物回収業者と契約を交わし、回収した資源物を引き渡し
11	仙台市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
12	千葉市	布類は主にそのまま古着としてリサイクル
13	さいたま市	新しい製品にリサイクル
14	静岡市	リサイクルや海外で再利用
15	堺市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
16	新潟市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
17	浜松市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
18	岡山市	回収業者によってリユースまたはリサイクル
19	相模原市	海外に輸出され服として利用（リユース） ウェスとしてリサイクル
20	熊本市	回収業者によってリユースまたはリサイクル

※

回収実績は HP で閲覧可能なもののみ掲載

出所：各自治体 HP より（令和 6 年 3 月 14 日調査）株式会社日本総合研究所作成

回収後の衣料品に関する情報開示の状況 ③NPO 団体

NPO 団体における情報開示は、自治体と比べて情報開示の精度は高く見られた。とはいえ、国別・重量ベースでの公開がなされていたのは日本救援衣料センターのみであり、その他団体は総量や大まかな開示となっている。

図 66 回収後の衣料品に関する情報開示の状況 NPO 団体

#	団体名	回収後の情報開示内容
1	NPO法人 日本ファイバーサイクル連帯協議会	衣類の2割は国内でリユース販売。その他はバンコクなどに輸出。
2	NPO法人 日本救援衣料センター	エルサルバドル・アフガニスタン・カンボジアの3か国に計169トン寄贈
3	NPO法人 ワールドギフト	過去96か国に物資支援として提供
4	NPO法人 国際子供友好協会	支援物資としておもちゃやぬいぐるみ、文房具や生活雑貨などを配布

回収実績は HP で閲覧可能なもののみ掲載

出所：各団体 HP より（令和 6 年 3 月 14 日調査）株式会社日本総合研究所作成

衣料品廃棄に関する情報開示の状況

アパレル企業各社において衣料品廃棄に関する情報開示の状況を調査した。衣料品廃棄に関して廃棄量を開示している企業は 10 社中 5 社。Scope3 の算定対象として、販売後の製品の廃棄に関する GHG 排出量を開示している企業は 10 社中 7 社であった。廃棄量に関しては、各社集計範囲としている内容が若干異なるものもあり、単純な比較は難しいものであるとみられる。

図 67 衣料品廃棄に関する情報開示の状況

		：廃棄量の開示	：GHG排出量の開示（売れ残り廃棄でなく、販売後の使用者廃棄による排出量）		
#	企業名	廃棄物排出量に関する開示方針	廃棄物排出量	単位	備考
1	ファーストリテイリング	サプライチェーンでの廃棄物排出量（繊維廃棄物含む）及び店舗・倉庫（廃プラスチック類、段ボール、その他）、本社における廃棄物排出量を公開	60,618	トン	縫製工場・素材工場における繊維系廃棄物の排出量
		Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	764,228	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の使用後処理」より
2	しまむら	Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	68,569	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の廃棄」より
3	アダストリア	Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	36,299	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の廃棄」より
4	ワールド	商品廃棄点数を公開（事業から出る廃棄物）	250,000	点	
5	ワコールホールディングス	廃棄物排出量を公開（非繊維の廃棄も含む）	842	トン	Scope3のカテゴリごとにGHG排出量も公開
		Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	2,341	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の廃棄」より
6	青山商事	Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	3,268	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の廃棄」より
7	AOKIホールディングス	Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	4,843	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の廃棄」より
8	オンワードホールディングス	廃棄物排出量を公開	1,648	トン	
		Scope3のカテゴリごとにGHG排出量として算定・公開	1,665	t-CO ₂	「1 2. 販売した製品の廃棄」より
9	西松屋チェーン	非公開			
10	TSIホールディングス	自社工場、外部倉庫、生地メーカー、物流センターにおける廃プラスチック類（衣類含む）、木くず、段ボール、金属くず、古紙の廃棄量	62	トン	

*:TSI ホールディングスは Scope3 の算定は行っているものの、各項目別の開示はされていない

出所：各社 HP・IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- 東京 23 区、政令指定都市における各自治体は各地域ごとの回収のみならず、回収拠点を設けて衣料品の回収に取り組んでいる。
 - 回収拠点は、区の公共施設が中心であるが商業施設や個人のクリーニング店など民間活用を進めている自治体も存在。
 - 確認できた回収実績では、横浜市で年間 387 トン、江戸川区で年間 280 トンを回収。
 - NPO 団体では、日本ファイバーリサイクル連帯協議会で年間 988 トン、日本救援衣料センター年間 567 トンを回収。
- 回収後の情報公開については、回収事業者に委託していることもあり、定量的な状況を把握している自治体は稀。
 - 品川区はリサイクル・リユースの割合について、定量開示。
 - 板橋区は、回収拠点においてリユース販売するなど、独自での活用を実施。
 - 大阪市は、一部衣料を市民に対して無償提供。
- アパレル企業各社においては、廃棄物発生量や販売後の廃棄にかかる GHG 排出量を開示。

⑧ グリーンウォッシュ対策に対する国内外の動向・法規制、取締事例。

1. 調査の背景

グリーンウォッシュとは「不明確または十分に実証されていない環境主張」³⁴と定義され、“グリーンウォッシング”、“グリーンクレーム”などとも呼ばれている。「環境に良い」という主張は環境貢献活動を行った結果として、主張されるべきであり、そうでない場合は消費者に誤った選択を取らせるだけでなく、事業者にとっても環境貢献活動の成果が適正に評価されないなどの不合理が生じてしまう。また、それら状況が環境にとってなんら進展を与えないということも当然のことである。グリーンウォッシュを適切規制し、環境貢献活動を健全に推進する環境を構築することが求められている。

こうしたなかにおいて、グリーンウォッシュの発生状況や類型、海外における規制状況を把握することは重要である。また、日本においてグリーンウォッシュとみられる主張が展開された場合に、現行法でどの程度対応可能なのかということ調査・分析し、課題を抽出することで今後の法整備に向けた示唆を抽出したい。

2. 調査の目的

グリーンウォッシュに関する、問題の整理、発生状況などの流れを整理し、諸外国における規制強化の動向を把握する。また、それら動向から日本の規制に関する示唆を抽出する。

3. 調査概要

本項は、グリーンウォッシュの発生状況として、欧州における環境主張の分析及び各国のグリーンウォッシュ関連訴訟やグリーンウォッシュの種類について調査をしている。更に欧州におけるグリーンウォッシュ対策を時系列で整理するとともに、日本における関連法とその課題について整理を行った。

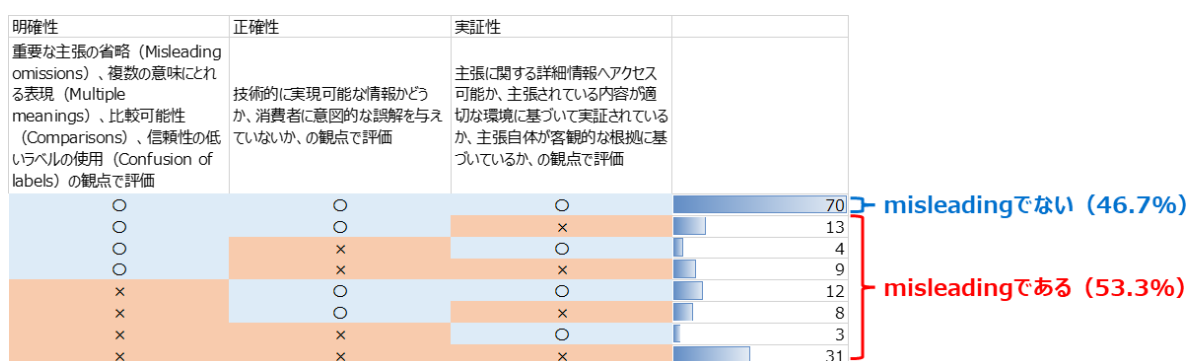
³⁴ European Commission「DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims (Green Claims Directive)」より、原文は「Consumers are faced with the practice of making unclear or not well-substantiated environmental claims (‘greenwashing’)」

4. 調査結果

グリーンウォッシュの発生状況

欧州委員会は 2020 年の調査レポート³⁵において EU 加盟国における 150 件の環境主張（Environment Claim）を調査している。同調査は欧州各国における消費財製品において何らかの環境に対する好影響を謳う製品の中から無作為に 150 件を抽出し、明確性・正確性・実証性を分析し、いずれかが不足している場合は「誤認を招く」（misleading）と評価したものである。結果は、全体の 53.3%にあたる 80 件の環境主張が「誤認を招く」ものに該当すると評価され、全体の 20.7%における 31 件については、不明確、不正確、不実証と評価された。約半数の環境主張において「誤認を招く」結果となったことは、欧州においてグリーンウォッシュが蔓延していることのひとつの証明となっているといえる。

図 68 EU 加盟国における環境主張の分析



出所：European Commission（2020）「Environmental claims in the EU-Inventory and reliability assessment」より株式会社日本総合研究所作成

グリーンウォッシュに関する訴訟件数

グリーンウォッシュに関する訴訟に関して、明確な数字が計測されているわけではないものの、CSSN の報告書³⁶によると、「2016 年以降、米国・オーストラリア・フランス・オランダの裁判所に少なくとも 20 件のグリーンウォッシュ訴訟が提起」されており、「グリーンウォッシュに関するいくつかの行政苦情も各国の監督機関に提出」されているなど、グリーンウォッシュに対する訴訟は近年増えてきていると考えられる。また、同報告書では「2008 年以降、米国・オーストラリア・英国・イタリア・ニュージーランド・デンマーク・韓国の非司法監督機関に提出された苦情のうち、少なくとも 27 件をグリーンウォッシュに関するものとして特定」されたなど、そうした問題自体は 15 年以上前から報告されてきており、環境に関する意識の高まりなどで顕在化されてきたと考えられる。

グリーンウォッシュに関する訴訟例（繊維製品）

繊維製品におけるグリーンウォッシュに関連する訴訟例を図 69 に整理した。訴訟事由は「誇大な表示」、「虚偽のデータによる主張」、「原材料の誤表示」、「裏付けの不十分な主張」、「誤解を招く主張」等、様々である。其々の訴訟

³⁵ European Commission（2020）「Environmental claims in the EU-Inventory and reliability assessment」

³⁶ CSSN Research Report（2022）「Climate-Washing Litigation：Legal Liability for Misleading Climate Communications」

については、No.1、4の様にその後の訴訟結果が未だ不明なもの、No.2、3の様に主張の削除や罰金などの対応を求められたもの、更にはNo.5の様に訴訟が退けられた（グリーンウォッシュに該当しない）ものまで含まれている。No.5の訴訟事由の様に、訴えた側の「言い掛かり」ともみられる訴訟が起こっていることも鑑みると、環境主張を行うこと自体が訴訟リスクに繋がることも示唆している。曖昧な表現や根拠に伴う環境主張は、自社商品・ブランドの評判を悪化させる可能性が十分にあることを念頭に置いたうえで、環境に対する取組や主張を行うことが求められている。

図 69 グリーンウォッシュを対象とする訴訟例（繊維関連のみ）

#	年	企業名 (国・業 種)	訴訟 事由	事例
1	2023	A社 スポーツアパレル	誇大な 表示	- ミズーリ州東部地区連邦地方裁判所は、A社の製品が政府の持続可能性基準を満たし、環境に優しいと主張して「虚偽かつ誤解を招くような市場」を行っているとして新たな訴訟を提起。自社製品が持続可能であると偽って主張する企業は、いわゆる「グリーンウォッシング」に関与していると主張。 - A社は二酸化炭素と廃棄物の削減を目指す取組を推進し、製品には「環境に配慮した素材の使用を50%に増やすことで、温室効果ガス排出量を0.5MTon削減」する目標を掲げている。 - 訴訟理由は「A社が非生分解性のプラスチックベースの素材で製品を製造した」と主張。 A社がリサイクル繊維で製造をしていると主張する「サステナビリティ」コレクション2,452製品のうち、実際にリサイクル素材で作られているのは239製品に留まること、A社による主張と矛盾すると指摘された。 - 上記が、グリーンフレンドリーなステータスを獲得するための基準と、企業の環境に配慮した主張に対する欺瞞的な広告と判断される行動として、ミズーリ州商品慣行法に違反している可能性が指摘された。
2	2022	B社 ファッション アパレル	虚偽の データによる 主張	- ニューヨーク州南部地区で起こされた集団訴訟では、B社が「虚偽で誤解を招く」環境スコアカードや広告を使用して、持続可能性の主張の信憑性について消費者を欺いたと非難されている。 - 同社は製品が地球に良いと主張するために使用したスコアカードはHigg Indexに基づく数字とされていたが、その数字はHigg Indexのデータと一致しておらず、半数以上のスコアカードに誤りが生じていた。 - あるスコアカードでは、ドレスは平均より20%少ない水で作られているのに、実際には20%多い水で作られていると主張されており、「環境に良い」とされるベースを引き上げていた。更に600点以上の衣料品のプロフィールを実際のHigg Indexのデータと比較したところ、多くの製品がベースラインから改善されていないことが判明した。 - 原告は何百ものアイテムに「偽造された情報」が散りばめられた、いわゆる「サステナビリティ・プロフィール」をウェブサイトに組み込んだとして、この企業を非難した。 B社は調査結果が通知された後、サステナビリティ・プロフィールを削除した。
3	2022	C社/D社 総合小売	原材料の 誤表示	- 米連邦取引委員会（FTC）は、「竹」として宣伝している一部のアイテムが実際にはレーヨンであったことから、消費者に誤解を与えると判断し、C社に250万ドル、D社に300万ドルの罰金を科す裁判所命令を出した。 C社はシーツ、枕、などの製品に「全部または一部を竹で作った」と主張しており、広告には「サステナブル」「再生可能」「環境にやさしい」などの文言が使われ、「Cleaner Solutions」というコールアウトが、同社のサステナブルの取組を説明するウェブページに顧客を誘導させていた。 D社においてもシーツ、タオルなどの製品に同様の主張があり、「環境に優しく、持続可能で、再生可能なアイテム」として販売されていた。 - FTCによると、両社の表現は「誤解を招く」と判断され、FTC法および繊維法に違反しており、繊維含有量と一般的な繊維名の使用の両方を開示する必要があると指摘。この後2022年12月、FTCはグリーンウォッシュに関するガイドライン「Green Guides」の見直しの検討を開始し、パブリックコメントを行った。
4	2022	E社/F社 スポーツアパレル	裏付けの 不十分な 主張	- フランスの環境保護団体は、E社とF社を誤解を招くような商慣行とグリーンウォッシュを理由に、ストラスブールとパリの裁判所に訴状を提出したと発表。 - 特にE社の環境スローガンについて、「リサイクルポリエステルは環境への影響や無限にリサイクルすることの技術的不可能性について」言及されていない点を指摘した。 - また、F社の環境に配慮した素材採用基準についても、「製品の寿命に関する情報のない」基準であると指摘している。 「製品の環境への影響と環境に対するブランドの真のコミットメントについて消費者を誤解させる可能性のある」と指摘。
5	2022	G社 フットウェア メーカー	誤解を招く 主張	- ある消費者は、G社が誤解を招くような環境主張をしたとして同社を訴えた。 - 同社は羊が「良い生活を送っている」とのメッセージが誤解を招くような動物福祉の主張と訴えた。訴状では、以前の調査で「100以上の大規模な羊毛事業」で動物虐待の証拠が見つかったことを考えると、これは真実ではないと主張した。 判決ではこの主張は退けられた。

- 出所： 1. Clayton News Daily「Nike Is Being Sued for a Disturbing Reason（2023年5月16日）」
2. Sourcing Journal「H&M Lawsuit Over ‘Misleading’ Green Claims Exposes Fashion’s ‘Unique Obsession’（2022年7月29日）」
3. WWD「Walmart, Kohl’s Respond to FTC’s \$5.5M Penalty for ‘Misleading’ Eco Claims（2022年4月11日）」
4. French Collection「Zero Waste France files complaint against Adidas, New Balance for greenwashing」
5. Sourcing Journal「Allbirds Files to Dismiss PETA-Inspired Lawsuit, Teases IPO Details（2021年10月25日）」（2022年6月23日）」より株式会社日本総合研究所作成

グリーンウォッシュの分類

改めて、グリーンウォッシュと言われる環境主張にはどのようなものが含まれるのかについて整理を行った。図 70 はイギリスの NPO シンクタンクである Planet Tracker による報告書³⁷によって纏められたグリーンウォッシュの分類である。6 種類に分類されており、「グリーンウォッシュに関する手口が巧妙になってきている」と警告している³⁸。

図 70 Planet Tracker によるグリーンウォッシュの分類

類型	概要	事例
Green CROWDING	● 多くの情報に紛れ込ませることで、発見を逃れる・遅れさせることを目的としているもの	● 海洋プラスチック削減のための企業連合NGO「Alliance to End Plastic Waste (AEPW)」は調査により発足後3年間で世界で発生するプラスチックの0.0004%以下しかリサイクルをしていないと指摘された。
Green LIGHTING	● 企業のコミュニケーションにおいて、環境に配慮した活動のみ積極的に発信することで、有害な活動から注意を逸らせるもの	● 英国の広告基準局 (ASA) は、同国銀行大手A社の広告に対して、「環境に有益な事業について不適格な主張をすると同時に、二酸化炭素やその他の温室効果ガスの排出に多大な貢献をしており、今後もそうした事業への融資にも関与することになる」とは期待していない、と主張する消費者側の訴状を支持。
Green SHIFTING	● 企業が消費者に過失があることをほめかし、責任を消費者に転嫁するもの	● 石油・ガス大手B社は、世界の炭素排出量削減を支援するために人々に何をする用意があるのかを尋ねた。 ● 石油・ガス大手C社は自社製品が地球温暖化に果たす主要な役割を認識しているにもかかわらず、同社の公的コミュニケーションは「消費者」、「需要」、「エネルギー効率」に焦点を当てていた。
Green LABELLING	● マーケターにより、グリーン・サステナブルなどが強調されているものの、誇大表現となっているもの	● 航空会社D社は、CO ₂ ZEROプログラムを通じて炭素クレジットを購入することで航空便による環境への悪影響を相殺し、軽減するよう顧客に奨励するという誤解を招く主張をしたとして、集団訴訟が起こされた。
Green RINSING	● 企業がESG目標が達成される前に定期的に変更すること。また、実現不可能な目標を掲げて過度に関心を引くもの	● Net Zero Trackerの報告によると、ネットゼロ目標を掲げている上場企業702社のうち、報告基準を満たしている企業は456社（65%）に留まった。
Green HUSHING	● 投資家の精査を逃れるために、企業の経営陣がサステナビリティの資格を過少報告または隠蔽するもの	● 複数の資産管理会社は自社の多数のファンド格付けを第9条から第8条へ格下げを実施。第9条に適用されるサステナブル開示規則の精査を回避するためと指摘された。

出所： Planet Tracker（2023）「Greenwashing HYDRA」より株式会社日本総合研究所作成

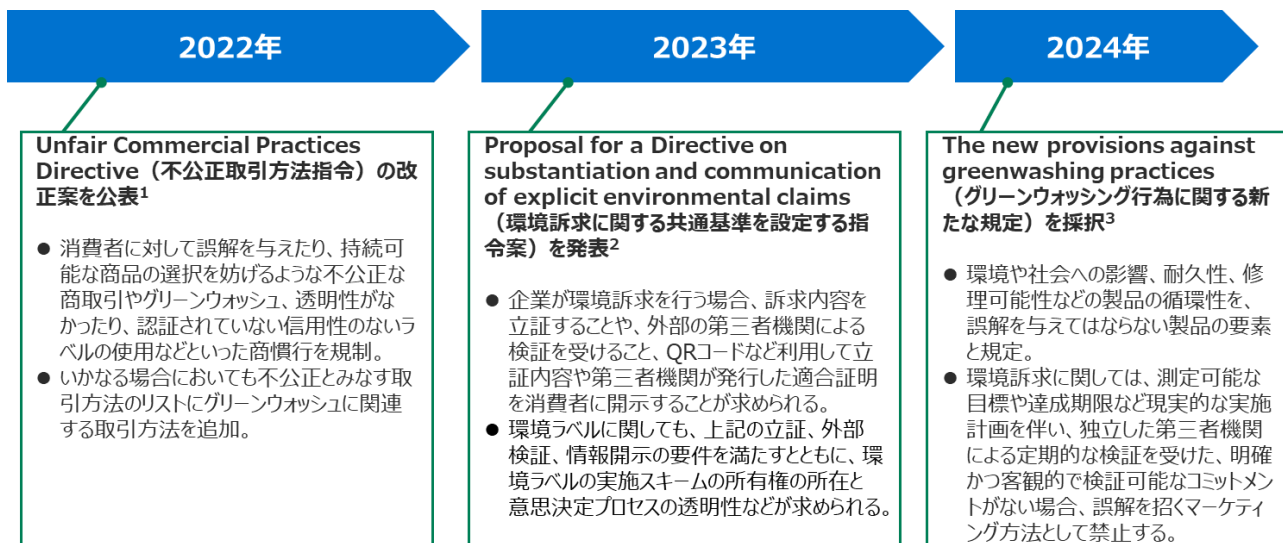
³⁷ Planet Tracker（2023）「Greenwashing HYDRA」

³⁸ Planet Tracker（2022）「Alliance to End Plastic Waste: Barely Credible」

グリーンウォッシュ規制に関する状況

こうした事態に伴い、欧州委員会は 2022 年からグリーンウォッシュに関する規制強化を推進している。規制強化の流れは図 71 に記しているが、2022 年に不公正取引方法指令（Unfair Commercial Practices Directive : UCPD）の改正案を公表、2023 年に環境訴求に関する共通基準を設定する指令案（Proposal for a Directive on substantiation and communication of explicit environmental claims）を発表。そして、2024 年 2 月 20 日にはグリーンウォッシング行為に関する新たな規定（The new provisions against greenwashing practices）を採択したものである。

図 71 EU におけるグリーンウォッシュ規制の流れ



出所： 1. 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EU の取り組みと日本への示唆～（2023 年 7 月 20 日）」

2. EUROPEAN COMMISSION「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims」

3. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD)（Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading）」より株式会社日本総合研究所作成

不公正取引方法指令（UCPD）は、「EU 域内における消費者の経済的不利益を害する不公正な取引法に関する加盟国の立法を平準化することを目的とし、不公正な取引方法を包括的に規制するもの」³⁹とされており、その構成は「大きな一般条項（第 5 条）、より小さな一般条項（第 6 条ないし第 8）、いかなる場合においても不公正となる取引方法のブラック・リストという三段階になっている。2022 年の改正においてはこの「いかなる場合においても不公正となる取引方法のブラック・リスト」にグリーンウォッシュ関連の行為が追記されたものである（図 72 参照）。

図 72 不公正取引方法指令（UCPD）における
いかなる場合でも不公正な取引方法に該当する「ブラック・リスト」に追加する環境主張関連の行為

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①第三者による「認証スキーム」（すべての事業者が開かれた、透明かつ公正、無差別な条件での検証スキーム）に基づかない、もしくは公的機関によって確立されていない、独自の「持続可能性ラベル」（sustainability label）を表示すること②優れた環境パフォーマンスを実証できないにもかかわらず、「一般的な（generic）環境主張」（「環境にやさしい」、「エコ」、「グリーン」等）を行うこと③環境主張が実際には商品・サービスの特定の側面のみに関係しているにもかかわらず、商品・サービス全体を対象として環境主張を行うこと④EU 市場の関連商品カテゴリーのすべての商品・サービスに対し法律によって課せられている要件を顕著な特徴として消費者に提示すること⑤耐久性を制限するために導入された商品・サービスの特徴について消費者に知らせないこと⑥商品・サービスについて、実際はそうでないにもかかわらず、使用時間や強度の点で一定の耐久性があると主張すること、等 |
|--|

出所： 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EU の取り組みと日本への示唆～
（2023 年 7 月 20 日）」

³⁹ 内閣府経済社会総合研究所 加納克利「デジタル化と消費者政策（いわゆる「ダークパターン」）に関する研究のサーベイ（2023 年 6 月）」

環境訴求に関する共通基準を設定する指令案（Proposal for a Directive on substantiation and communication of explicit environmental claims）においては、「文言あるいは環境ラベルで、製品あるいは企業が環境に良い、環境への影響がない、あるいは他の製品や企業より悪影響が少ないなどの趣旨を明確に含む消費者向けの環境訴求に対して適用されること」⁴⁰を目的としている。環境主張としての表現をより、明確に、適切な表現するように規定され、図 73 の様に正しい環境主張の要件が定められた。

図 73 正しい環境主張の主な要件

実証要件	①環境主張が全体に関するものか、その一部に関するものかを特定すること ②広く認識されている科学的証拠に基づくとともに、正確な情報を使用し、関連する国際基準を考慮に入れていること ③環境主張の対象である環境影響、環境側面、または環境パフォーマンスがそのライフサイクルからみても重要であると実証すること ④環境パフォーマンスを主張する場合、その評価に重要なすべての環境側面や環境影響を考慮に入れること ⑤同一の商品群や業界において法律が課している要件と環境主張が同等ではないと証明すること ⑥使用するオフセットを追加の環境情報として温室効果ガス排出量から分離する、オフセットが排出削減・除去いずれに関連しているかを明記する、依存するオフセットが高いインテグリティを持ち正しく計算されていることを説明する、等	伝達要件	①環境主張が、商品・サービス、事業者の将来の環境パフォーマンスに関する場合、自社の事業やバリューチェーン内部の改善に関する期限を定めたコミットメントを含むこと ②事業者は、環境主張の対象である商品や事業者に関する情報、および実証に関する情報を、環境主張とともに物理的な形式または Web リンクや QR コード等の形式で利用可能にすること、等
		検証要件	①公的に認定された独立した第三者が事前に上記の要件を満たしているかを検証

出所： 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EU の取り組みと日本への示唆～
（2023 年 7 月 20 日）」

⁴⁰ JETRO ビジネス短信「欧州委、環境訴求で科学的根拠に基づく立証と外部検証を義務付ける法案発表」
（2023 年 3 月 30 日）

グリーンウォッシング行為に関する新たな規定（The new provisions against greenwashing practices）においては、マーケティング手段として、測定不可能なものや、検証不可能なもの、更には客観的でないスキームによって環境主張が行われる行為について禁止がなされた。また、環境訴求に関する共通基準を設定する指令案では盛り込まれなかった温室効果ガス排出量の相殺（所謂カーボン・オフセット）のみによる環境主張は禁止されることとなった。

図 74 グリーンウォッシング行為に関する新たな規定

禁止される主な環境主張¹

主張に関連する優れた環境パフォーマンスが認められないまま、一般的な環境主張を行うことを禁止 ((9) prohibit the making of a generic environmental claim without recognised excellent environmental performance which is relevant to the claim.)

- 「環境に優しい」「エコロジカル」「グリーン」「自然に優しい」「エネルギー効率の良い」「生分解性」「バイオベース」などの表示を用いたマーケティングを禁止。

各国が定めた、あるいは公的機関による承認済みの認証スキーム以外を用いた優れた環境パフォーマンスの主張を禁止 ((10) Recognised excellent environmental performance can be demonstrated by compliance with Regulation (EC) No 66/2010 or with officially recognised EN ISO 14024 ecolabelling schemes in the Member States, or by corresponding to top environmental performance for a specific environmental characteristic in accordance with other applicable Union laws, such as class A in accordance with Regulation (EU) 2017/1369 of the European Parliament and of the Council)

- 「エネルギー効率が高い」などの環境に関する主張は、規制 (EU) 2017/1369* に従って認められた優れた環境パフォーマンスに基づいて作成される可能性があります。

特定の製品・事業領域であるに関わらず、製品全体・事業全体について環境に関する主張の禁止 ((11) making an environmental claim about the entire product or the trader's entire business when it actually concerns only a certain aspect of the product or a specific, unrepresentative activity of the trader's business.)

- 製品が「リサイクル材料で作られている」として販売され、製品全体がリサイクル材料で作られているかのような印象を与えている場合でも実際にはパッケージのみがリサイクル材料で作られている場合などに適用。

温室効果ガス排出量の相殺（カーボン・オフセット）のみに基づいた環境主張の禁止 ((12) It is particularly important to prohibit the making of claims, based on the offsetting of greenhouse gas emissions, that a product, either a good or service has a neutral, reduced, or positive impact on the environment in terms of greenhouse gas emissions.)

- 製品自体が環境に対する好影響を果たしていないにもかかわらず、「気候ニュートラル」、「CO2ニュートラル認証」、「カーボンポジティブ」、「気候ネットゼロ」、「気候補償」、「気候への影響の低減」、「二酸化炭素排出量の制限」などを主張することを禁止。

今後のスケジュール²

- 2024年2月20日に法案が欧州委員会による承認を受け採択。
- EU加盟国には法律の変更に適応するために**24か月の移行期間**が設定（2026年以降、施行）。

* : REGULATION (EU) 2017/1369 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL - setting a framework for energy labelling and repealing Directive(エネルギー・ラベリング規則)

出所 : 1. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) (19 January 2024)」、
2. European Council / Council of the European Union「Council and Parliament reach provisional agreement to empower consumers for the green transition」より株式会社日本総合研究所作成

日本におけるグリーンウォッシュ規制の状況

一方、日本においてグリーンウォッシュを規制する現行法は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の優良誤認表示または、環境省が策定した環境表示ガイドラインによって定められている。

景品防止法の優良誤認表示の禁止は、「事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、その品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、（１）実際のもよりも著しく優良であると示すもの。（２）事実と相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すもの。であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止。」⁴¹とあるように前述した「グリーンウォッシュの分類（図 75）」における「Green LABELLING」に対応している規制であるといえる。但し、本法律は上述の通り対象範囲は「事故の供給する商品・サービスの取引において」と定められており、商品・サービスの枠外を超えた企業イメージなどにおける当該行為に関しては、規制の対象外となっている。

平成 25 年に環境省が策定した環境表示ガイドラインは「環境主張を行う事業者に対する 5 つの基本項目において、①あいまいな表現や環境主張は行わないこと。②環境主張の内容に説明文を付けること。③環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること。④製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること。⑤評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること」⁴²が望ましいと掲げており、「グリーンウォッシュの分類（図 76）」では、「Green CLOWDING」に対応している規制であるといえる。

図 75 日本におけるグリーンウォッシュ規制の現状

「不当景品類及び不当表示防止法」による規制¹

優良誤認表示の禁止（景品表示法第5条1項）
事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、その品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、
（１）実際のもよりも著しく優良であると示すもの
（２）事実と相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すもの
であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止。

グリーンウォッシュの類型のうち、
「Green LABELLING」に対する規制に該当

環境省「環境表示ガイドライン」²

環境主張を行う事業者等に対する 5 つの基本項目
(ISO14021：1999 準拠)
① **あいまいな表現や環境主張は行わないこと**
② **環境主張の内容に説明文を付けること**
③ **環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること**
④ **製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること**
⑤ **評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること**

グリーンウォッシュの類型のうち、
「Green CLOWDING」に対する規制に該当

出所： 1. 消費者庁 HP「景品表示法 優良誤認とは」

2. 環境省「環境表示ガイドライン（平成 25 年 3 月版）」より株式会社日本総合研究所作成

⁴¹ 消費者庁 HP「景品表示法 優良誤認とは」

⁴² 環境省「環境表示ガイドライン（平成 25 年 3 月版）」

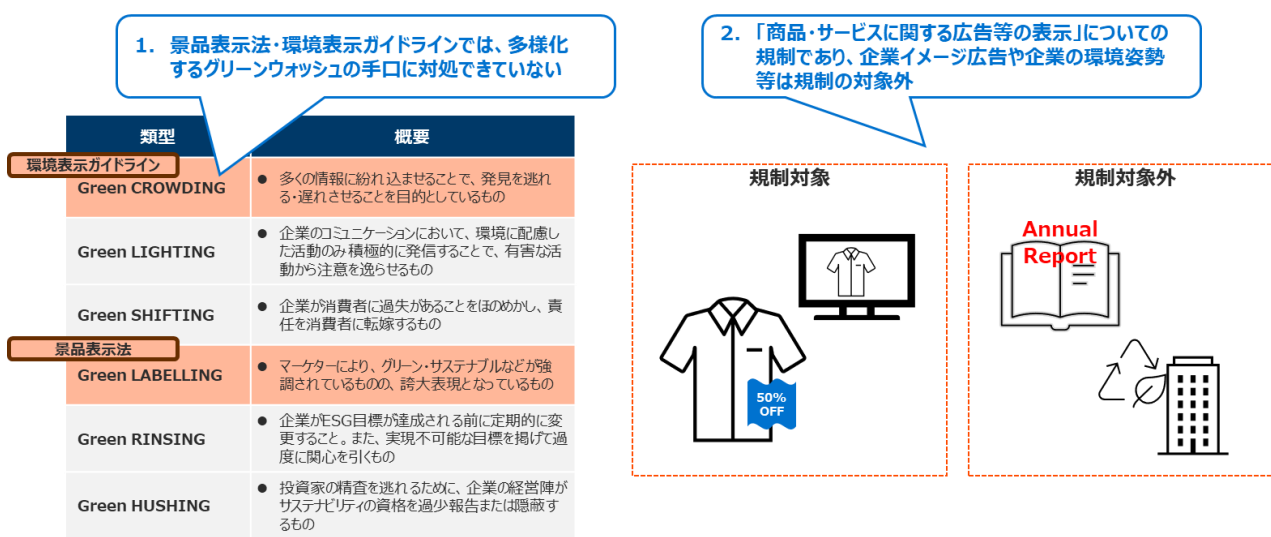
日本におけるグリーンウォッシュ規制の課題

現行法におけるグリーンウォッシュ規制の課題は 4 点であると考えられる。

1. 手口が高度化・多様化しているグリーンウォッシュを網羅できていない。
2. 景品表示法は「商品・サービスに関する広告等の表示」についての規制であり、対象範囲が狭い。
3. 景品表示法は「環境」に対する具体的な運用基準が整備されておらず、規制範囲等が不明確。
4. 環境表示ガイドラインは ISO 規格と同様に、事業者に対する強制力がなく、実効的な抑止力として脆弱。

Planet Tracker による 6 つのグリーンウォッシュ類型のうち、現行法で対応できる類型は「Green LABELLING」及び「Green CLOWDING」の 2 項目に留まっており、多様化・巧妙化しているグリーンウォッシュの全容をカバーできていない。グリーンウォッシュの事例に基づいた包括的な規制が必要であるということが一つ目の課題である。また、前述の通り景品表示法の優良誤認表示の禁止は商品・サービスの優劣に関する規制であり、企業イメージに関する表記やサステナビリティレポートなどは対象外という点である。現状はあらゆるコミュニケーションにおいてグリーンウォッシュを規制できる体制にないことが二つ目の課題である。

図 76 日本におけるグリーンウォッシュ規制の課題（その 1）



景品表示法に関しては、環境に限らずあらゆる商品の優劣（商品の機能や品質など）に関して定められている法律であるため、環境に対して具体的に「どこまでの表示が許されるのか」といった点が明確でないことが三つ目の課題である。環境主張に対する具体的な運用基準が求められる。そうした環境主張に対する具体的な運用基準は環境表示ガイドラインで規定されていればよいが、環境表示ガイドラインはあくまで「望ましい」環境表示方針を規定するものであり、グリーンウォッシュを取締る実効的な抑止力として弱いことが四つ目の課題である。現行法では、手口が巧妙かつ多様になりつつあるグリーンウォッシュに対して、網羅的に取締れないだけでなく十分な抑止力となれていないことが課題である。

図 77 日本におけるグリーンウォッシュ規制の課題（その2）

3. 景品表示法は環境に特化してなく、
環境に対する具体的な運用基準が不明確



景品表示法は広く「**一般消費者の利益の保護**」を目的としているが、環境に対して特化したものでないため、優良誤認に対する明確な運用基準が整備されていない。

4. 環境表示ガイドラインはISO規格と同様に事業者に対する強制力がなく、実効的な抑止力として脆弱



環境表示ガイドラインはISO（14021：1999準拠）を基に策定されていることから、「**望ましい**」環境表示方針を記載しているもので、事業者等に対する法的拘束力を持たない。

5. 調査結果のまとめ

- 欧州を中心にグリーンウォッシュの事例が報告されている。
 - 欧州委員会による2020年の調査では、EU加盟国における150件の「環境主張」のうち、80件（53.3%）で「誤認を招く」と評価。
 - グリーンウォッシュによる訴訟は広い地域で発生しつつある。
- そうした状況の中、欧州ではグリーンウォッシュに関する規制を先行して着手。
 - 2022年に不公正取引方法指令の改正案を公表。
 - 2024年にはグリーンウォッシング禁止法を採択。
- 日本におけるグリーンウォッシュ規制は景品表示法・環境表示ガイドラインで対応されているものの、以下課題が存在。
 - 手口が高度化・多様化しているグリーンウォッシュを網羅できていない。
 - 景品表示法は「商品・サービスに関する広告等の表示」についての規制であり、対象範囲が狭い。
 - 景品表示法は「環境」に対する具体的な運用基準が整備されておらず、規制範囲等が不明確。
 - 環境表示ガイドラインは、事業者に対する強制力がない。

⑨ 国内の繊維産業企業の収益分析とサステナビリティ対応に関するリスク分析。

1. 調査の背景

欧州を中心としたサステナビリティの動きを追ってきたが、繊維産業に関する資源循環の方針や新たなルールの策定などは、国内繊維企業にとって欧州をはじめとする海外への販売を行う際や、繊維・衣類の製造・調達に関するバリューチェーン見直しを余儀なくされる場所である。また、直近では新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナによる紛争など市場を取り巻く環境が目まぐるしく変わる最中にある。新たな法制・規定を設置することは、あくまでも健全なサステナビリティ推進に繋がり、国際競争力を強化することに繋がることが求められるが、国内の繊維企業にとって大きな負担となり、競争力の低下や国内産業の衰退を招くことは避けなければならない。

本項では、国内繊維産業の収益分析を行い、サステナビリティ対応に伴う収益上のリスクを分析することで、国内繊維企業の頑健性を評価する。

2. 調査の目的

国内繊維産業の収益構造とサステナビリティ対応から想定されるリスクを抽出する。

3. 調査概要

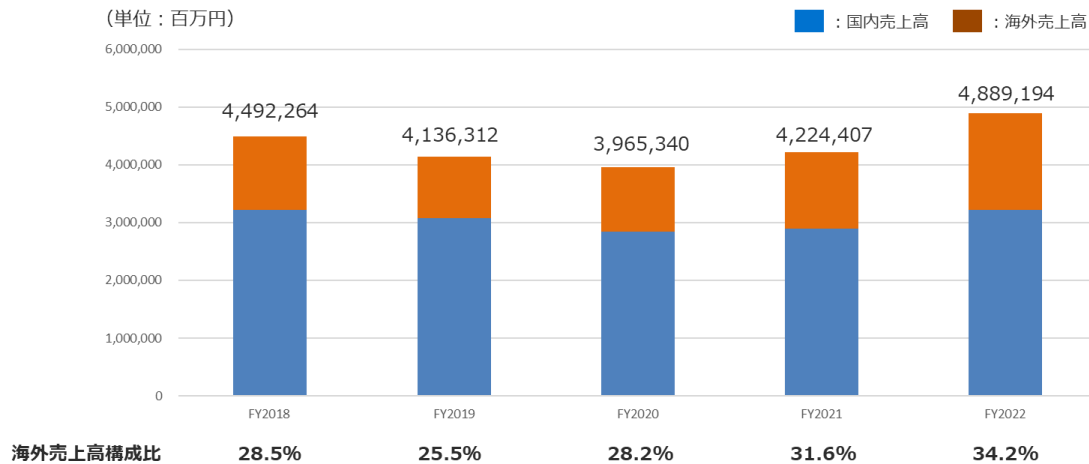
衣料品販売を行う国内繊維企業の売上高上位 10 社の合計売上高・売上原価・販売費及び一般管理費・営業利益を集計し、ここ数年の状況を理解する。更に、各社のサステナビリティに関する取組とその収益構造面でのリスクを分析している。また、調査範囲とする企業 10 社は次のとおりである（株式会社ファーストリテイリング、株式会社しまむら、株式会社アダストリア、株式会社ワールド、株式会社ワコールホールディングス、青山商事株式会社、株式会社 AOKI ホールディングス、株式会社オンワードホールディングス、株式会社西松屋チェーン、株式会社 TSI ホールディングス）

4. 調査結果

収益構造の整理 ①売上高

国内繊維企業上位 10 社の合計売上高は新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な売上減（2019～2020 年度）を経て、2022 年度にはコロナ以前の水準に回復している。中でも海外売上高の比率は 2021 年度に 30%を超え、2022 年度には 34.2%まで増加し成長を牽引する原動力となっている。

図 78 国内繊維企業上位 10 社の合計売上高推移

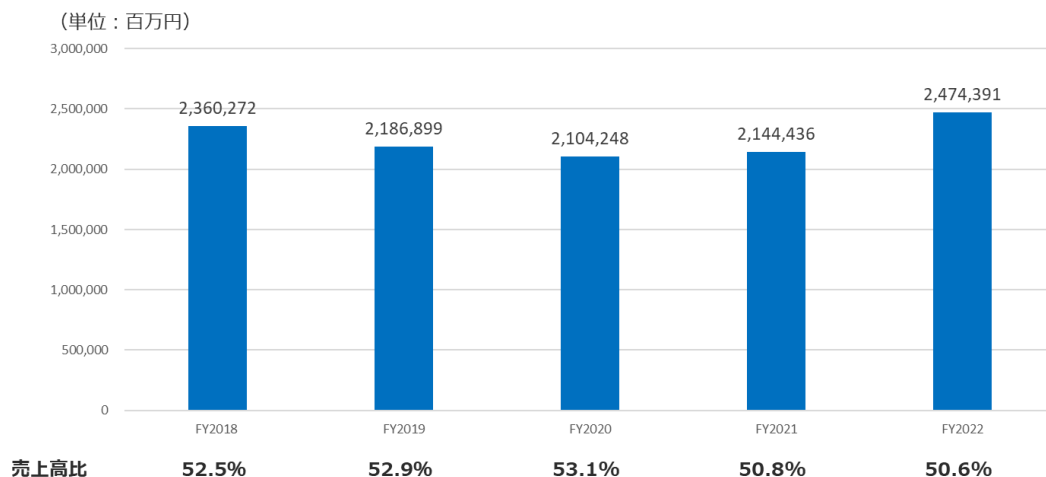


出所：各社 IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

収益構造の整理 ②売上原価

国内繊維企業上位 10 社の合計売上原価は、売上高とほぼ同様のトレンドで推移しているものの、売上高比率においては、新型コロナウイルス感染症以前の 2018 年度に比べ、2022 年度では 52.5%から 50.6%と 1.9 ポイントの減少がみられた。

図 79 国内繊維企業上位 10 社の合計売上原価推移



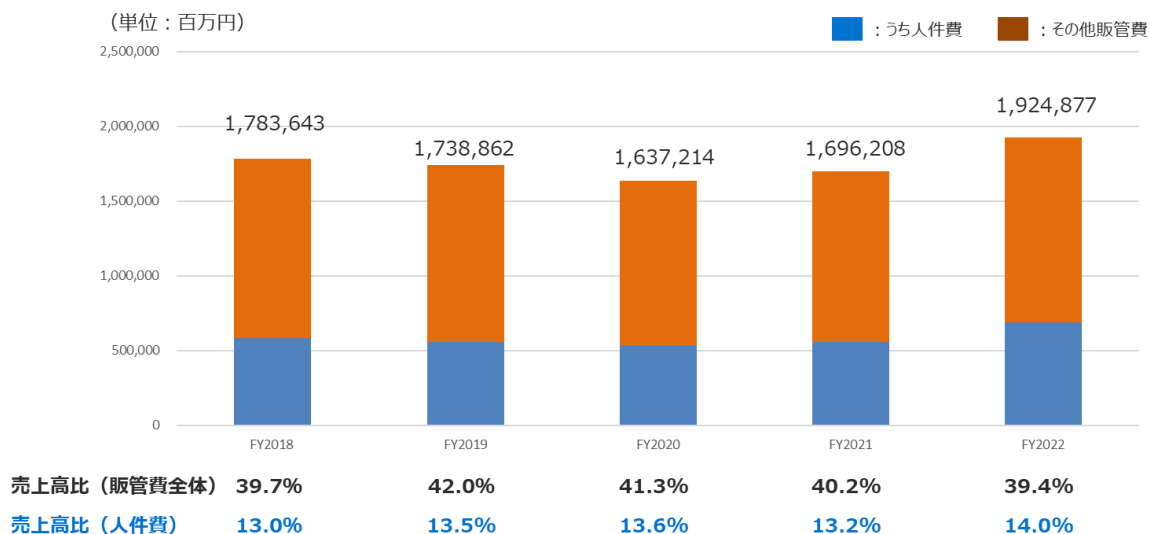
出所：各社 IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

収益構造の整理 ③販売費及び一般管理費

国内繊維企業上位 10 社の合計販売費及び一般管理費においても、売上高・売上原価とほぼ同様のトレンドで

推移している。売上高比率においては、新型コロナウイルス感染症以前の2018年度に比べ、2022年度では39.7%から39.4%と0.3ポイントの減少がみられた。但し、人件費率は13.0%から14.0%と1ポイントの増加がみられる。

図 80 国内繊維企業上位 10 社の合計販売費及び一般管理費推移

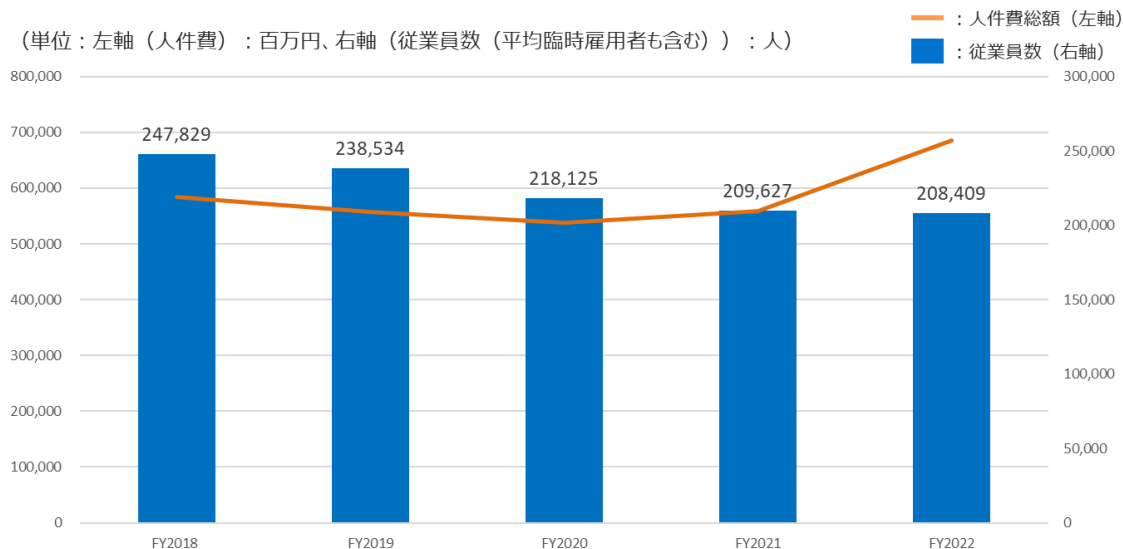


出所：各社 IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

収益構造の整理 (参考) 従業員数推移

上記に関連して国内繊維企業上位 10 社の合計従業員数の推移を掲載する。国内の従業員数は右肩下がり減少している。新型コロナウイルス感染症による雇止めやデジタル化による省人化が寄与しているものと思われる。

図 81 国内繊維企業上位 10 社の合計従業員数推移

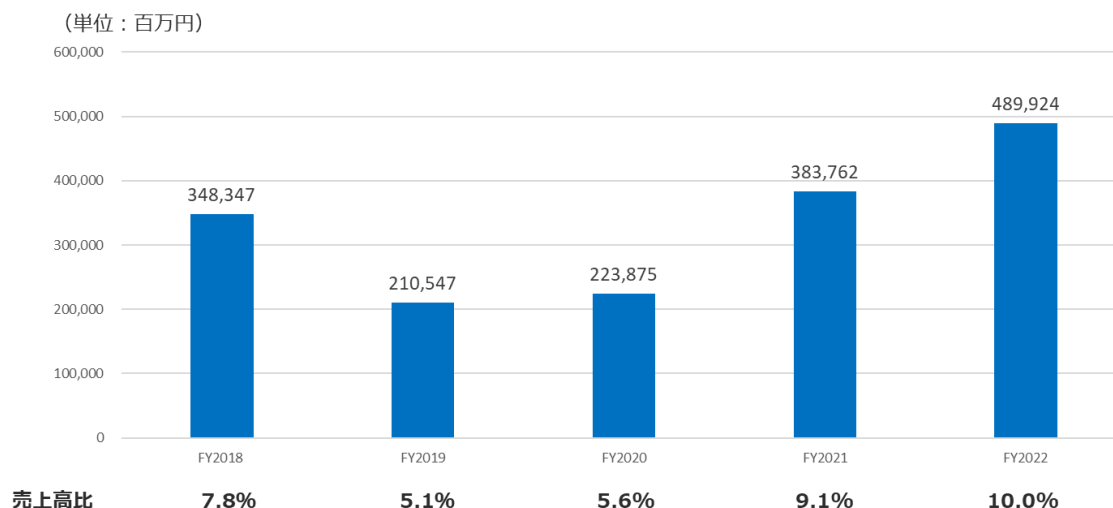


出所：各社 IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

収益構造の整理 ④ 営業利益

国内繊維企業上位 10 社における営業利益の推移は 2019 年度に底となったものの、以降は盛り返し、2022 年度は売上比 10%の営業利益率を達成している。業態やアイテム等の違いはあるにせよ、営業利益水準は繊維業態としても小売業態としても高い水準にあるといえる。

図 82 国内繊維企業上位 10 社の合計営業利益推移



出所：各社 IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

各社のサステナビリティに関するリスク対応状況

各社のサステナビリティに関する収益構造上への影響を一覧化している。気候変動などへの対応による低エネルギー化・省エネ化の取組においては、それらに基づく設備の更新や導入に伴う設備投資費（CAPEX）の一時的な増加はみられるものと考えられる。但し、それらへの移行は恒常的なランニングコスト（OPEX）の低下にも繋がることから、収益構造上の明確なリスクとはなりにくい。調達資材の見直しによる原材料費の高騰などについては、現時点において大きな負担はみられていない。廃棄物管理においては、調達量の適正化による原材料費の上昇（単位当たり売上原価の上昇）は可能性としてはあるものの、商品在庫量の低下によって相殺できるものともいえる。サプライチェーン全体のサステナビリティ・人権確保のための取引先管理においては、管理コストの増加は考えられるが、各社ともにデジタル化や共通フォーマット化による省人化で対応している通り、大きな負担とも現状はなっていない状況である。

図 83 各社のサステナビリティに関するリスク対応状況

項目	対応状況	収益構造上への影響
気候変動への対応	低エネルギー・省エネ化への移行 ● サプライチェーン全体において生産拠点・店舗・本社機能などの省エネルギー化や自己発電技術の導入などに着手	● 短期的な設備投資（CAPEX）は増加が見込まれるものの、中長期的な運用費（OPEX）は減少が予測される。
	機能性製品の開発・展開 ● 省エネルギー環境下でも快適に過ごせる機能性衣服の開発・展開により価値の高い製品の投下と新たな市場を開拓	● 売上高において、新たな市場の獲得（客数増加）・高付加価値製品の販売（客単価）其々の上昇効果がみられる。
調達資材の見直しなどへの対応	易リサイクル・低環境負荷資源への原料見直し ● 従来の繊維素材から、ライフサイクル全体における低環境負荷素材への移行	● 売上原価において大きな上昇圧力はみられない。
廃棄物抑制・管理	適正供給へのシフト ● 在庫量の見直し・軽減など従来の考え方から移行	● 売上原価額は減少しており、適正在庫の取組効果の寄与度が高いと想定。
サステナビリティ・人権など取引先管理	取引先に関するサステナビリティ・人権管理の強化 ● サプライチェーン全体で高い環境・人権意識を達成するために、取引先に対する管理基準を見直し・強化	● 管理コストや取引先に対する労働環境改善などの取組は推進。人件費などは増えているものの、収益構造上、重くならない。（デジタル化などの省力管理化による寄与が高いと想定。）

出所：各社 IR 情報より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- 国内繊維企業上位 10 社の合計収益向上分析においては
 - 売上高においては、新型コロナウイルス感染症以前の水準に回復。海外売上高比率の上昇が成長を牽引。
 - 売上原価においては新型コロナウイルス感染症以前に比べ 1.9 ポイントの改善。コロナ時期による在庫量の見直し・削減が寄与していると想定。
 - 販売費及び一般管理費についても新型コロナウイルス感染症以前の水準に回復。従業員は減少するものの、人件費全体は上昇し、賃金も上昇していることが想定される。
 - 営業利益率は 2022 年度で 10%と繊維業態・小売業態と比べても高水準。
- サステナビリティ対応リスクについては
 - 収益構造上の喫緊のリスクには繋がりにくい状況と言える。

⑩ 国内の繊維産業企業におけるサプライチェーンリスクの分析。

1. 調査の背景

日本において流通している衣類の 98.5%は海外で製造されたものを輸入している状況である⁴³。そのような産業構造であるため、繊維産業にとってサプライチェーンリスクは常に起こり得るものとして備えておく必要がある。サプライチェーンリスクとは、調達から販売までの一連のプロセスにおいてサプライチェーンが停滞・断絶してしまうリスクであり、環境的リスク、地政学的リスク、経済的リスク、技術的リスクが存在している。其々のリスクに対して、国内の繊維産業企業はどのように認識し、備えているかについて調査・分析を行った。

2. 調査の目的

調達・製造・配送などにおけるサプライチェーンの構造を整理し、想定されるリスクを分析する。

3. 調査概要

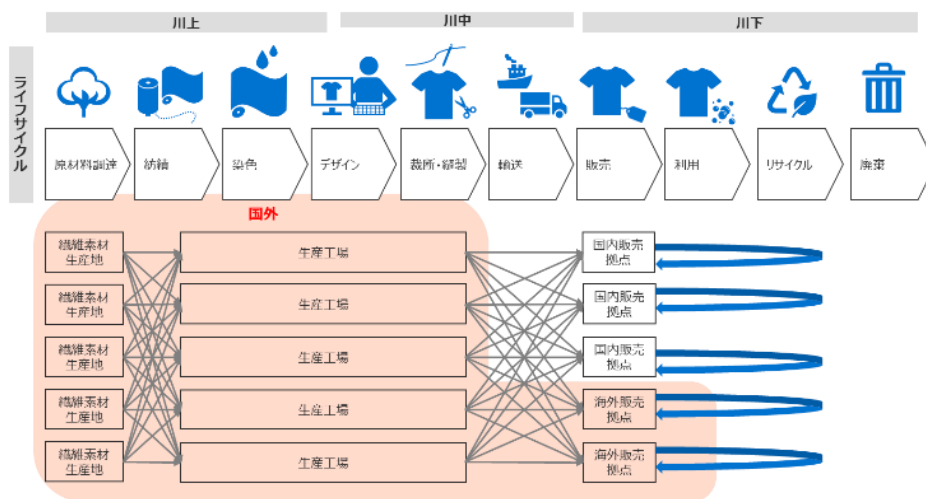
各社における調達～製造に関する構造を整理。また、サプライチェーンリスクについての対応状況を整理した。サプライチェーンリスクは気候変動などの環境的リスク、貿易規制などの地政学的リスク、価格変動などの経済的リスク、情報などインフラ不全による技術的リスクを想定している。それらの構造と対応状況よりサプライチェーンリスクを分析した。

4. 調査結果

繊維産業における調達～製造に関する構造

繊維産業におけるサプライチェーン構造は多階層で多地域を経由することが特徴である。原材料は各地の生産地で栽培・育成されている。それら繊維原料はアジアを中心とした紡績～縫製工場へ運ばれ、繊維製品と加工され、各消費国へ輸出される流れとなる。

図 84 繊維産業におけるサプライチェーン構造



出所：株式会社日本総合研究所作成

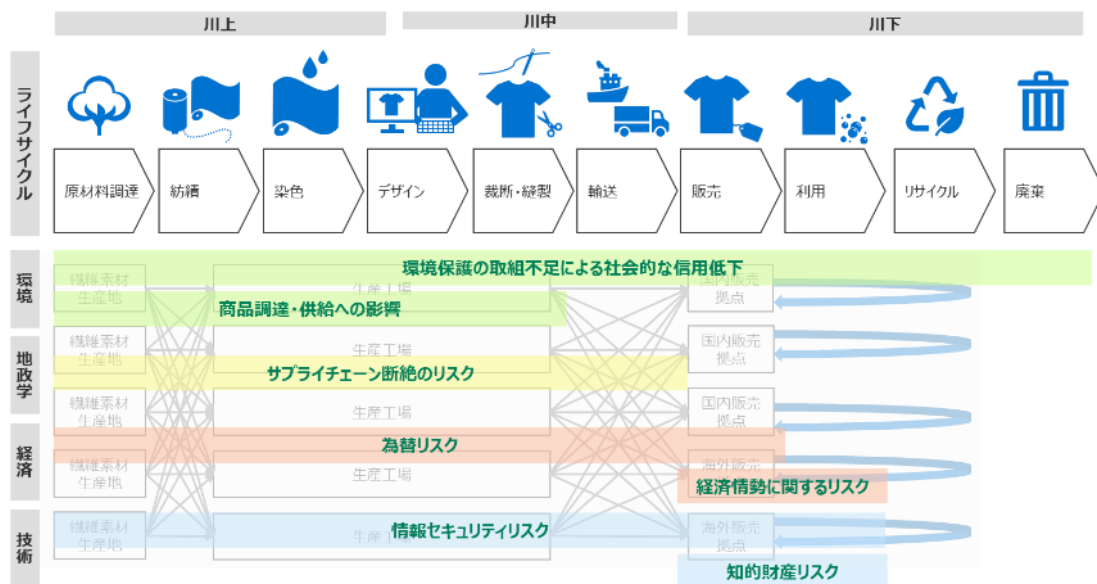
サプライチェーンリスクの対応状況

⁴³ 繊維研新聞「22年の衣類国内供給量 輸入が膨らみ前年比 2.5%増 輸入浸透率は 98.5%へ上昇」（2023年6月21日）

<https://senken.co.jp/posts/domestic-supply-230621#:~:text=2>

サプライチェーンリスクは環境的リスク、地政学的リスク、経済的リスク、技術的リスクが存在している。環境的リスクは気候変動などによる環境変化が繊維原料の栽培不順に繋がり、原料の確保が困難になることが考えられる。また、環境対応強化に伴う各国の規制の引き締めなどによる原料の栽培方法の変更や染料に関する規制なども考えられるものである。また、企業姿勢として環境対応を行わないことによる社会的な信用低下も大きなリスクとして存在している。地政学的リスクは、紛争などによる貿易に関する規制や新たな感染症などによる製造元国での製造が困難になるなどのサプライチェーン断絶のリスクが考えられている。経済的リスクについては、現地からの調達や現地販売の場合、為替変動により思わぬ損害を被るリスクについて備えられている。また、繊維産業自体が一般消費者を対象とした商材であることから、景気の良し悪しやその他必需品（食料費の高騰など）の影響に伴い被服に対する消費額が減少してしまうことがあり得る。技術的リスクにおいては、情報セキュリティリスクが考えられている。これは企業間での情報というよりは、EC化率が上昇するにつれて、繊維企業自体が消費者の個人情報を管理する必要が出てきており、それら個人情報の流出リスクにより信頼を失ってしまうことを主たるリスクとして考えている。また、製品そのもののデザインやウェブサイトのデザインなどによる知的財産の侵害リスクについても個人ではなく、組織として対応しているさまがみられる。

図 85 サプライチェーンリスクの全体像



出所：各社 2022 年度の有価証券報告書より株式会社日本総合研究所作成

図 86 環境的リスク

リスク項目	想定するリスク	対策
環境保護の 取組不足による 社会的な信用低下	- 温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーへの転換などの気候変動への対応、生物多様性への対応、水資源の管理、化学物質の管理、廃棄物排出量の削減、循環型ビジネスモデルへの移行などが遅れた場合や適切に行われなかった場合は、当社グループブランドに対する社会的な信用低下を招く可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループは販売するほぼ全ての商品をサプライヤーから仕入れており、自社で工場保有・製造を行っていませんが、サプライチェーンの人権侵害や環境問題が発生した場合、当社の社会的信頼が低下する可能性があります。（株式会社しまむら） - 当社グループの主力事業であるアパレル産業は、過剰生産や環境汚染などの環境負荷が世界的に問題とされています。環境負荷に関する規制強化や、消費者の嗜好の変化などが生じ、十分に対応することができない場合、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。また、地球温暖化の影響による衣類のニーズ減少や、気候変動による原材料価格の高騰、中長期的には化石燃料調達に対して炭素税が施行された場合の経費増加なども、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。（株式会社アダストリア）	- 当社グループの「環境方針」のもと、「気候変動への対応」「エネルギー効率の向上」「生物多様性への対応」「水資源の管理」「化学物質管理」「廃棄物管理と資源効率の向上」の6つの重点領域において、実効性が高い具体的な取り組みを決めて継続的に実行しています。（株式会社ファーストリテイリング） - 気候変動への影響を削減するため、商品の生産から廃棄までを含む、事業活動全般における温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいます。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループは人間尊重の経営を经营理念としており、「人権方針」を制定して、人権が尊重される持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。そのため、全てのサプライヤーに対して、法令遵守や人権尊重等について記載した「しまむらサプライヤーCoC（コードオブコンダクト）」の説明を行い、「しまむらサプライヤーCoC遵守宣言書」を受領した上で取引を行っています。また、PB（プライベートブランド）商品については、品質管理を担当する当社の商品管理部員が工場に訪問し、工場の生産管理面と従業員の働く環境や人権への配慮などのCoCの遵守状況を審査しています。（株式会社しまむら） - 当社グループではTCFDガイドラインに則り、温暖化によるニーズ変化や、現在の事業に関わる温室効果ガス排出量への炭素税課税などの影響を分析し、一部の開示を行っています。また当分析を受けて、再生可能エネルギー・由来電源の調達など環境価値を考慮した店舗や物流センターの運営により、リスク軽減に努めています。（株式会社アダストリア）
商品調達・供給への 影響	- 気候変動に伴う異常気象の増加により、商品供給体制をはじめ事業全体に悪影響を及ぼす可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループの商品の大半は海外からの輸入品であり、為替変動やエネルギー価格が上昇した場合、仕入れコストが高騰する可能性があります。（株式会社しまむら）	- バリューチェーン全体において生物多様性への影響を回避・軽減させるとともに、生物多様性の保全・再生に取り組むため、「生物多様性保全方針」のもと、取り組みを強化していきます。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループでは、生産拠点を複数の国や地域に分散することで、国際情勢の変化に機動的に対応できるサプライチェーンの確立を進めています。また、BCP（事業継続計画）を作成し、災害や緊急時のリスクへ対応しています。（株式会社しまむら）

出所：各社 2022 年度の有価証券報告書より株式会社日本総合研究所作成

図 87 地政学的リスク

リスク項目	想定するリスク	対策
サプライチェーン 断絶のリスク	- 商品生産国・地域または事業展開国・地域における、政治・経済情勢の変動、テロ・紛争などによる治安状態の悪化や社会的混乱、法制度・租税制度の変更、地震や風水害などの大規模な自然災害や世界規模の感染症の発生などにより、当社グループの商品の生産、供給および販売体制に悪影響を及ぼす可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループの商品の大半は海外からの輸入品であり、紛争や自然災害、感染症拡大時等に、調達先からの輸送経路が断絶した場合は、商品供給が停止し、売上が減少する可能性があります。（株式会社しまむら） - 当社グループでは、海外での事業展開を重要な成長戦略の一つと位置付けておりますが、海外事業において現地の顧客ニーズに即した商品提案ができない、事業運営に長けた人材が獲得できない等の理由で、当初見込んだとおりの事業展開、事業収益が得られない可能性があります。あるいは事業展開国において、予期しない法規制の変更や政治的又は経済的要因の混乱、テロ・紛争・自然災害等による社会的混乱が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ取扱商品の大半は、中国等のアジア各国で生産されたものであり、生産国の政治情勢・経済環境・自然災害等により、商品仕入、販売に支障が出る可能性があります。（株式会社アダストリア）	- 当社グループでは、生産拠点を複数の国・地域に分散するほか、主たる生産拠点には生産管理事務所を置き、現地情勢の適時の取得および迅速な対応ができる体制を整えるなど、国際情勢の変化に機動的に対応できるサプライチェーンの確立を進めています。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループ各社の拠点に、経理や税務・法務などの専門家を置き、リスク発生時に迅速かつ適切な対応およびコミュニケーションができる体制を整えています。（株式会社ファーストリテイリング） - 特定の国・地域における国家間対立・民族的感情悪化に関しては、グローバル企業として、事業を展開する各国・地域における社会的課題を解決するための貢献を行い、各国・各地域コミュニティとの永続的な共存・共栄をめざしています。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループでは、生産拠点を複数の国や地域に分散することで、国際情勢の変化に機動的に対応できるサプライチェーンの確立を進めています。また、BCP（事業継続計画）を作成し、災害や緊急時のリスクへ対応しています。（株式会社しまむら） - 当社グループでは、生産地の分散化を進めるとともに、新たに東南アジア地域の市場開拓を進め事業展開地域を広げることで、リスクを低減しながら、東アジアのファッション市場の高い成長力を取り込んでまいります。また、現地法人の機能を強化し人材の現地化を進めるなど、事業運営のノウハウ蓄積と人材獲得に努めてまいります。（株式会社アダストリア）

出所：各社 2022 年度の有価証券報告書より株式会社日本総合研究所作成

図 88 経済学的リスク

リスク項目	想定するリスク	対策
為替リスク	- 当社グループ各事業では商品の多くを海外の生産工場から輸入しているため、各国・地域の通貨に対する決済通貨の急激な為替変動が発生した場合、各事業の業績に悪影響を与える可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング） - グループ全体として、事業展開に合わせて多様な通貨で金融資産を保有しているため、当社の機能通貨である円の為替変動によって金融損益が大きく変動する可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループ取扱商品の大半は、中国等のアジア各国で生産されたものであり、為替相場の変動（主に円安）により、商品原価が上昇する可能性があります。また、棉花を始めとする衣料品原料の価格高騰や、世界的なエネルギー価格上昇に伴う商品輸入の際の輸送コストの高騰、生産国における人件費の上昇によっても商品原価が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（株式会社アダストリア）	- 為替環境の激変緩和を目的として、各国・地域事業において、想定仕入見込み額に基づく先物為替予約を実行しています。この際、ヘッジ比率や期間など、具体的なヘッジ方針については、財務の安全性に資するかという観点から、当社取締役会において討議・承認を行っています。 - 金融資産の保有通貨の妥当性についても、当社取締役会で討議を行います。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループでは、為替予約を適切に活用するとともに、データ分析に基づいた商品や原料の早期発注、ASEAN諸国への生産の分散化、複数ブランドの一括発注によるボリュームディスカウント、工場との直接取引による仲介業者のマージン削減などの取り組みにより、商品の品質を維持しながら原価の低減に努めています。（株式会社アダストリア）
経済情勢に関するリスク	当社グループは売上高の100%が一般消費者向けとなっており、経済情勢の変化等により売上が減少する可能性があります。（株式会社しまむら）	当社グループは消費者の生活必需品を扱う社会インフラとして、経済情勢による需要減少時においても、お客様の需要の変化を適切に捉え、品揃えを柔軟に変更してまいります。（株式会社しまむら）

出所：各社 2022 年度の有価証券報告書より株式会社日本総合研究所作成

図 89 技術的リスク

リスク項目	想定するリスク	対策
情報セキュリティリスク	- 顧客情報（個人情報を含みます）や営業秘密などの機密情報が流出・消失した場合、当該情報の回収や、損害賠償の支払などの対処を要し、業績への悪影響および顧客の信用低下を招く可能性があります。 - 欧州の個人情報保護規則であるGDPRなど、国・地域間の個人情報の移転を制限する法的規制に違反したと当該行政から判断された場合、多額の課徴金による業績への悪影響および顧客の信用低下を招く可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループは個人情報や各種情報資産等の多くの情報を保有しており、万一情報の滅失・毀損・漏洩が発生した場合は、社会的信頼が低下する可能性があります。また、情報の滅失・毀損、システム障害、サイバー攻撃被害時の業務遅延・停滞により売上が減少する可能性があります。（株式会社しまむら） - 当社グループでは、デジタル時代に対応したビジネス構造への進化を成長戦略の一つとし、情報システムの活用を推進しております。また当社グループの自社ECサイト「ドットエスティ」は1,500万人を超える会員を有しており、当社グループは多くの顧客情報を保有しております。デジタルを活用した事業の比率が高まる中、情報システムの不具合やサイバー攻撃等により重大な障害が発生し当社グループのシステムが正常に利用できない場合、あるいは不正アクセス等により個人情報が外部へ流出した場合、システムの停止に伴う売上損失や顧客からの信用の失墜などにより、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（株式会社アダストリア）	- 機密情報の管理を徹底するために、グループ全体を統括するCSO(Chief Security Officer)指揮のもと、情報セキュリティ室を設置し、事業を展開する各国・各地域のIT部門および法務部門と連携しています。 - 外部からの攻撃、内部不正や事故などあらゆる事態を想定し、機密情報（特に顧客の個人情報）の適切な管理体制の構築・強化を行うために、各事業部門におけるインフラ整備、業務プロセス評価、委託先評価、規程などの整備及び標準化、定期的な教育啓発活動等を行っています。（株式会社ファーストリテイリング） - 当社グループは、「情報セキュリティ規程」「個人情報保護規程」を制定して、情報セキュリティの強化に取り組んでいます。また、この規定に基づき、情報セキュリティ委員会が、リスクによる影響を最小限に抑えるため、情報セキュリティ遵守状況の確認、問題の調査・改善、教育・啓発活動を行っています。（株式会社しまむら） - 当社グループでは、第三者機関によるセキュリティリスク診断を実施の上、それを踏まえて最新のセキュリティ対策ソフトの導入や情報管理規程の整備など、必要な対策の計画を策定・実行し、リスクの低減に努めております。（株式会社アダストリア）
知的財産リスク	- 商品管理や店舗運営、Eコマースのウェブサイトを含むあらゆる分野で使用する最新の技術や当社グループの商品に係る知的財産権などの権利につき、当該権利の保有者によりライセンスが受けられず、その結果、当該技術の使用や商品供給が困難となる可能性があります。 - 当該技術や商品が他者の知的財産権を侵害していた場合には、多額の損害賠償やライセンス費用の支払請求を受ける可能性があります。業績に悪影響を及ぼす可能性があります。 - 当社グループの商品を第三者に模倣され、安価で販売された場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。（株式会社ファーストリテイリング）	- 当社グループでは知的財産を取り扱う専門部署を設け、商品開発及び技術導入時などにおける侵害調査を行っているほか、当社グループ内の従業員に対し知的財産に関する教育・啓発活動を実施し、知的財産権の侵害防止に努めています。 - 新規技術を開発した際には積極的に権利化を行っています。さらに、事業展開国・地域および展開予定国・地域における市場モニタリング、現地法務部門との連携、現地法律事務所や政府機関と連携し、模倣品などによる被害者の情報の収集を図っています。 - 被侵害の事実が確認された場合、またはそのおそれがある場合には、現地法務部門や法律事務所と連携し、速やかに法的措置を含めた対処を検討します。（株式会社ファーストリテイリング）

出所：各社 2022 年度の有価証券報告書より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- 繊維産業各社はサプライチェーンリスクについて以下を想定している。
 - 環境的リスク：気候変動に伴う原料調達・商品供給へのリスクだけでなく、環境活動に取り組まないことでの社会的な信用低下リスクも想定している。
 - 地政学的リスク：地域紛争や感染症などによるサプライチェーン寸断のリスクは、生産拠点の大半を海外に占めることでの商品供給寸断のリスクや現地国での業績影響についてリスクを想定。
 - 経済的リスク：為替変動に伴う各国事業や収益性へのリスクに加え、消費者向け商品のため景気の良し悪しに業績が左右されるリスクを想定。
 - 技術的リスク：EC 比率の増加により個人情報の取り扱いが必須となっているが、それらの流出によるセキュリティ面でのリスクが想定されている。

⑪ 国内市場における衣料品の低価格化要因。国内衣料品の供給量と小売価格の相関性、小売価格と産業従事者の賃金の相関性に関する分析。

1. 調査の背景

フランスにおいて売れ残り未使用繊維製品の廃棄が原則として禁止になるという点は「⑤フランスにおける繊維製品の資源循環に係る法制の進展の歴史的分析。」で記述した通りである。フランスだけではなく、衣料品廃棄は各国で問題となっており、リサイクルやリユース・リペアなどの施策が進められているが、適量生産・適量消費に関しても繊維産業には求められているところである。衣料品の大量生産・大量消費はファストファッションによる小売価格の減少が主要因であるといわれていることが挙げられている。また、小売価格が下がることで産業従事者の賃金が上昇しない一つの要因ともみられることから、これらの関連性を分析したい。

2. 調査の目的

環境負荷の一要因とされる衣料品の低価格化に関する構造を分析することにより、持続可能な産業構造に対する示唆を抽出する。

3. 調査概要

国内衣料品の1着あたり単価の推移、国内衣料品の供給量の推移、国内繊維産業従事者の賃金推移を其々整理し、上記比較により、相関性を分析した。

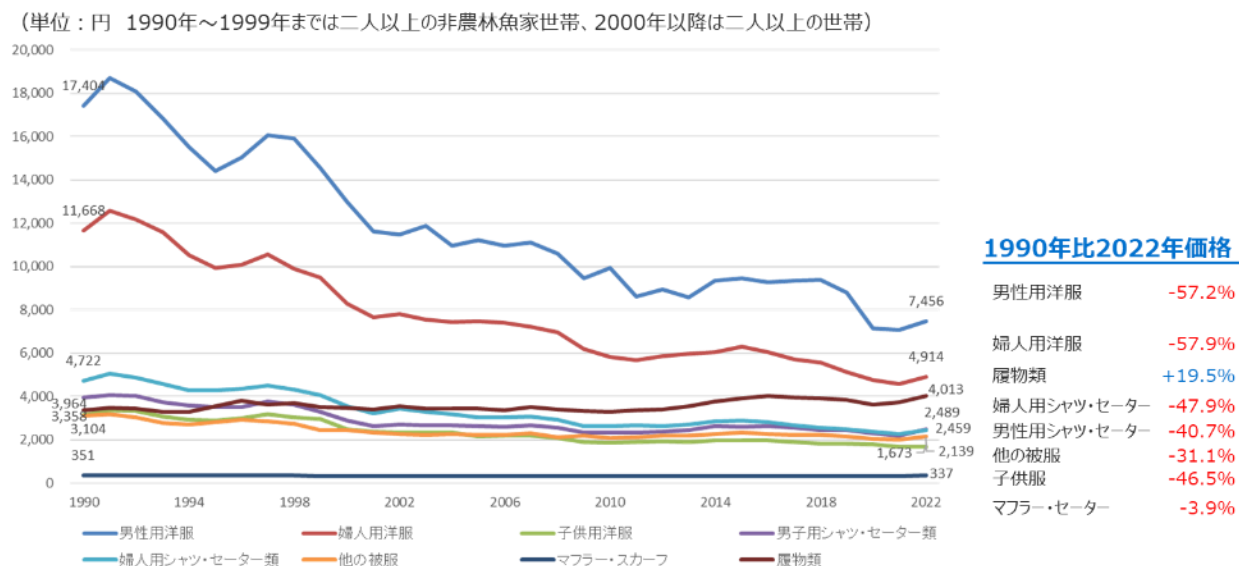
4. 調査結果

国内衣料品価格の推移

国内衣料品の1着あたりの単価は長期的に見ると減少傾向となっている。図90は総務省「家計調査」における年間の購入金額を購入点数で除算して算出した1着あたり単価の推移となる。男性用洋服は1990年に1着あたり17,404円で購入されていたが、2022年では7,456円と57.2%の減少。女性用洋服は1990年に1着あたり11,668円で購入されていたが、2022年では4,914円と57.9%の減少となっている。

また、消費者物価指数を用いて国内衣料品価格の推移を追ってみる。図91は消費者物価指数における「総合」及び「衣料」の前年度からの増減率を算出し、「衣料の前年度増減率」と「総合の前年度増減率」の差分を求め、1990年を100として各年の差分を乗算していったものである。意図としては、物価の価格変動を排除した衣料品のみの価格変動を算出したものである。こちらでみると、衣料品物価は1999年から2004年にかけて減少し、その後は比較的安定している傾向を示している。この傾向は品目別1着あたり単価においてもほぼ同様の傾向を示している。つまり、衣料品価格の減少トレンドは2000年代前半には下げ止まっており、以降は比較的安定した価格で推移していることがわかる。

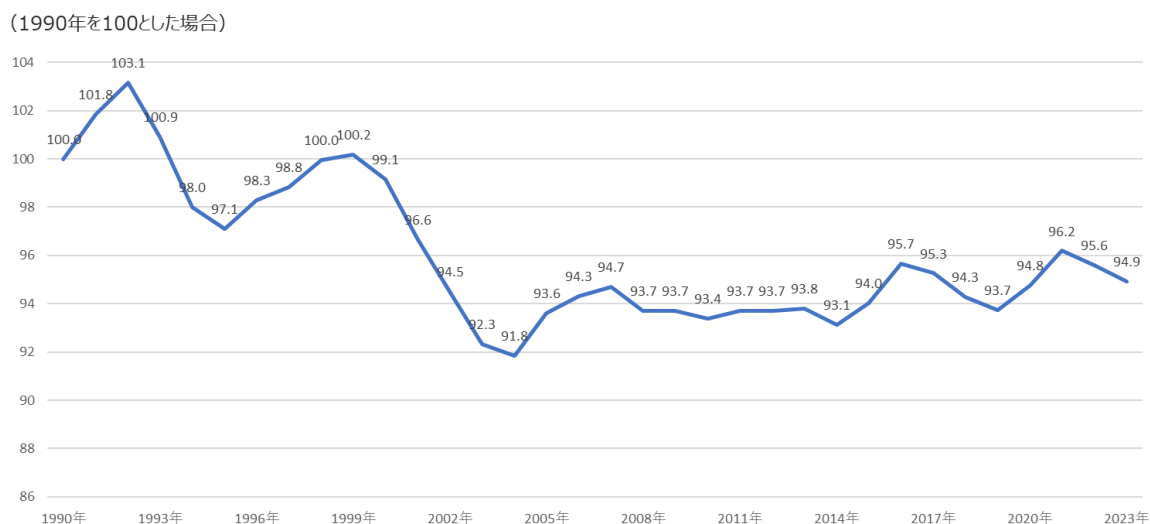
図 90 国内衣料品価格の推移 品目別 1 着あたり単価



※1 世帯当たり年間の品目別消費金額を購入数量で除算して算出。それぞれの項目に含まれる品目は以下の通り、「男性用洋服」は背広服、男性用上着、男子用ズボン、男子用コート、男子用学校制服。「婦人用洋服」は婦人服、婦人用上着（2005 年以降）、スカート、婦人用スラックス、婦人用コート、女子用学校制服「子供用洋服」は子供服、乳児服。「男子用シャツ・セーター」はワイシャツ、他の男子用シャツ、男子用セーター。「婦人用シャツ・セーター」はブラウス、他の婦人用シャツ、婦人用セーター。「他の被服」は帽子、ネクタイ。「マフラー・スカーフ」は手袋、男子用靴下、婦人用ストッキング、婦人用ソックス、子供用靴下。「履物類」は大人用運動靴（1999 年以前は運動靴）、大人用サンダル（1999 年以前はサンダル）、男子靴、婦人靴、子供用靴・サンダル（1999 年以前は子供靴）

出所：総務省「家計調査」より株式会社日本総合研究所作成

図 91 「衣料」と「総合」の消費者物価指数前年比の差分による「衣料」の価格指数推移

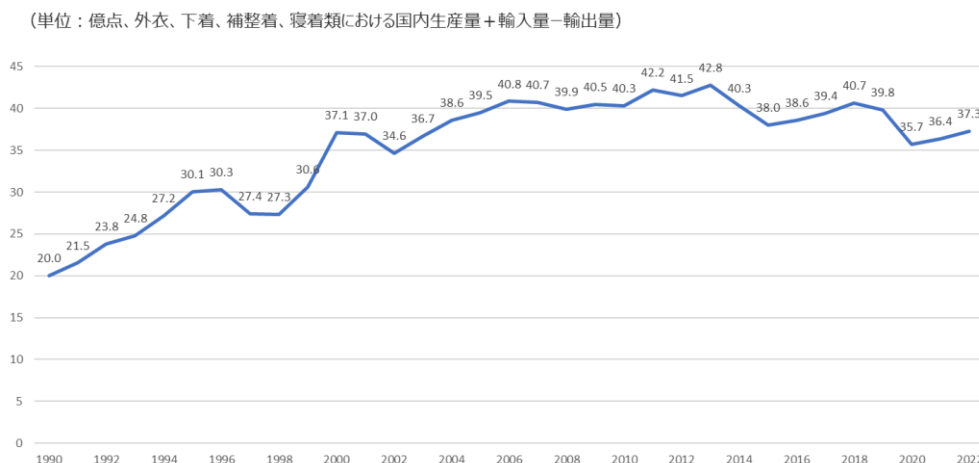


出所：総務省「消費者物価指数」より株式会社日本総合研究所作成

国内衣料品の供給量

国内衣料品の供給量は1990年に約20億点であったものが、2014年をピークとして約42.8億点と2倍以上に増加しており、2022年には約37.3億点と推計されている。しかし、この増加トレンドも厳密には2005-2006年あたりで落ち着きを見せており、2013-2015年また、新型コロナウイルス感染症の影響により2019-2020年には減少していることもあり2000年代中盤以降は横ばい程度で推移しているものである。

図 92 国内衣料品の供給量

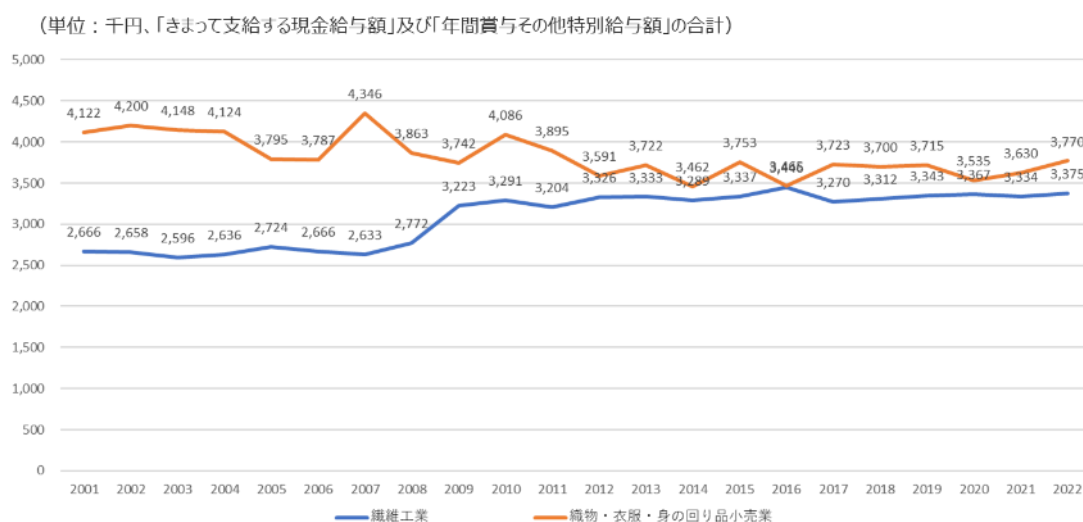


出所：日本繊維輸入組合「日本のアパレル市場と輸入品概況」より株式会社日本総合研究所作成

国内繊維産業従事者の賃金推移

国内繊維産業従事者の賃金推移は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より抽出しているが、2000年以前は産業分類として「製造業」未満の統計がないため、2001年からのデータとなっている。繊維物・衣服・身の回り品小売業は2000年代中盤あたりで大きく増えたことはあるが、基本的には横ばい。繊維工業では、統計分類の切り替えがあった2008-2009年を除けば、ほぼ一定とみられる。

図 93 国内繊維産業従事者の賃金推移



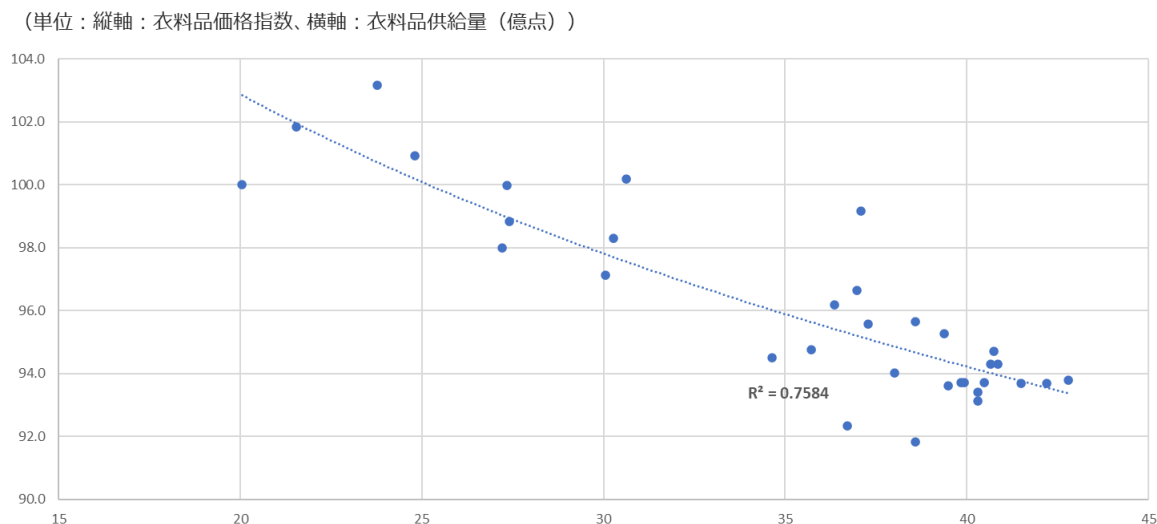
※繊維工業のうち、2001年から2008年までは「衣服・その他の繊維製品製造業」、2009年以降は「繊維工業」のデータを使用。

出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より株式会社日本総合研究所作成

国内衣料品の供給量×衣料品の価格指数

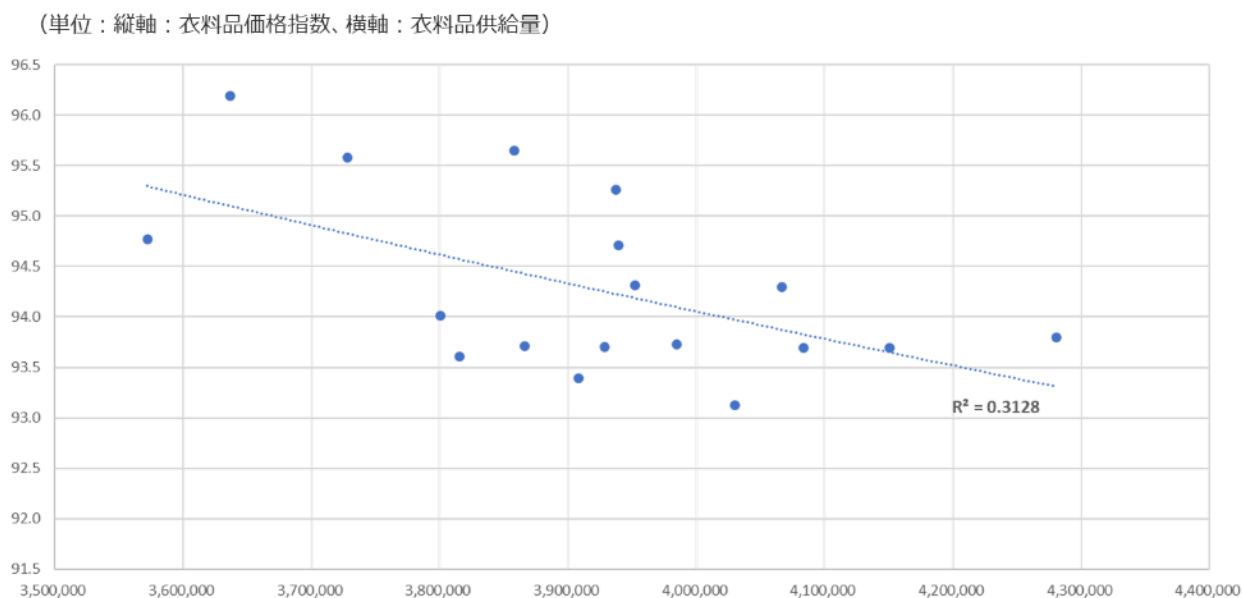
各年の国内衣料品の供給量を衣料品の価格指数推移を散布図に示したものを図 94、95 に示す。1990～2023 年においては負の相関がみられるものの、供給量の増加トレンドや価格指数の減少トレンドが落ち着いた 2001～2023 年の散布図において相関はほぼ見られない。

図 94 国内衣料品の供給量×衣料品の価格指数推移（1990～2023 年）



出所：日本繊維輸入組合「日本のアパレル市場と輸入品概況」、総務省「消費者物価指数」より株式会社日本総合研究所作成

図 95 国内衣料品の供給量×衣料品の価格指数推移（2001～2023 年）



出所：日本繊維輸入組合「日本のアパレル市場と輸入品概況」、総務省「消費者物価指数」より株式会社日本総合研究所作成

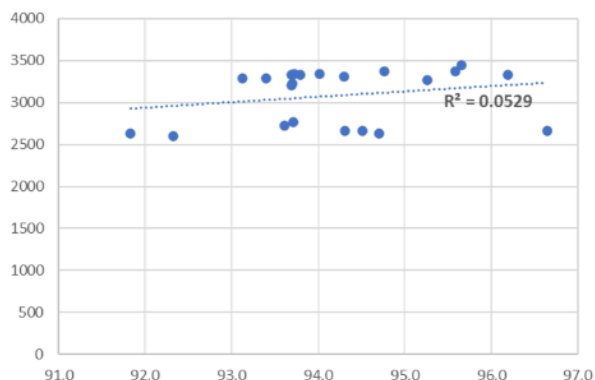
衣料品の価格指数×繊維産業従事者の賃金推移

各年の衣料品の価格指数・繊維産業従事者を散布図に示したものを図 96、97 に示す。繊維工業または織物・衣料・身の回り品小売業それぞれにおいて相関はほぼ無い結果となっている。

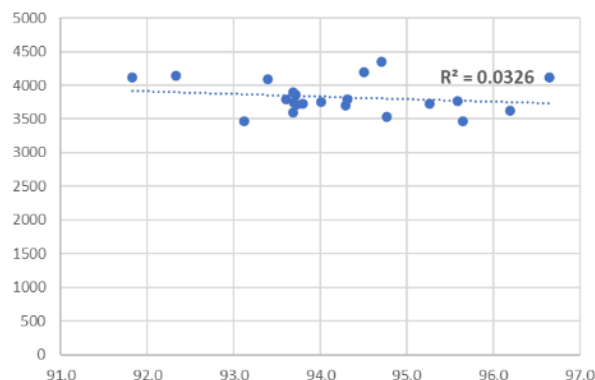
図 96 衣料品の価格指数×繊維産業従事者の賃金

(単位：縦軸：賃金、横軸：衣料品価格指数)

衣料品の価格指数推移×繊維工業従事者の賃金



衣料品の価格指数推移×繊維小売業従事者の賃金



※繊維工業のうち、2001 年から 2008 年までは「衣服・その他の繊維製品製造業」、2009 年以降は「繊維工業」のデータを使用。

出所：総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

● 国内衣料品に関する推移は下記の通り

- 国内衣料品の 1 着あたり単価の推移：1990 年から 2000 年代中盤までは減少トレンドがみられるが、以降はほぼ横ばいで推移。
- 国内衣料品の供給量の推移：1990 年から 2000 年代中盤までは増加トレンドがみられるが、以降はほぼ横ばいで推移。
- 国内繊維産業従事者の賃金推移：2001 年以降、多少の増減はあるものの傾向としては横ばい

● 其々の相関については以下の通り

- 衣料品の価格と供給量の関係：1990 年からのデータを入れた場合、負の相関はみられるが、2001 年以降のデータに限ると相関はほぼ見られない。
- 衣料品の供給量と賃金との関係：2001 年以降、繊維工業と織物・衣料・身の回り品小売業のデータを見てもそれぞれ相関はほぼ見られない。

⑫ 中国・韓国等の東アジア諸国における繊維産業の状況、及び政策分析。サステナビリティへの対応や本邦との経済的関連性に関する調査。

1. 調査の背景

欧州をはじめとする繊維産業のサステナビリティの動向を中心に追ってきたが、本国と隣接する東アジア各国の繊維産業の動向を押さえておきたい。中国・韓国・台湾など近隣諸国においてサステナブル対応の状況を鑑みること、日本は各国から脅威として捉えるべきか、事業機会としてとらえるべきか、参考にするべきポイントは何か。といった点について調査を行う。

2. 調査の目的

中国・韓国・台湾の繊維産業の状況を理解し、特に日本における経済的関連性（脅威・機会）について把握する。

3. 調査概要

各国における繊維産業の産業的立ち位置及び繊維産業に関する基本情報を整理する（市場規模、生産動向、輸出入額など）また、各国繊維産業の政策とその背景やサステナビリティに関する対応状況の整理を行う。

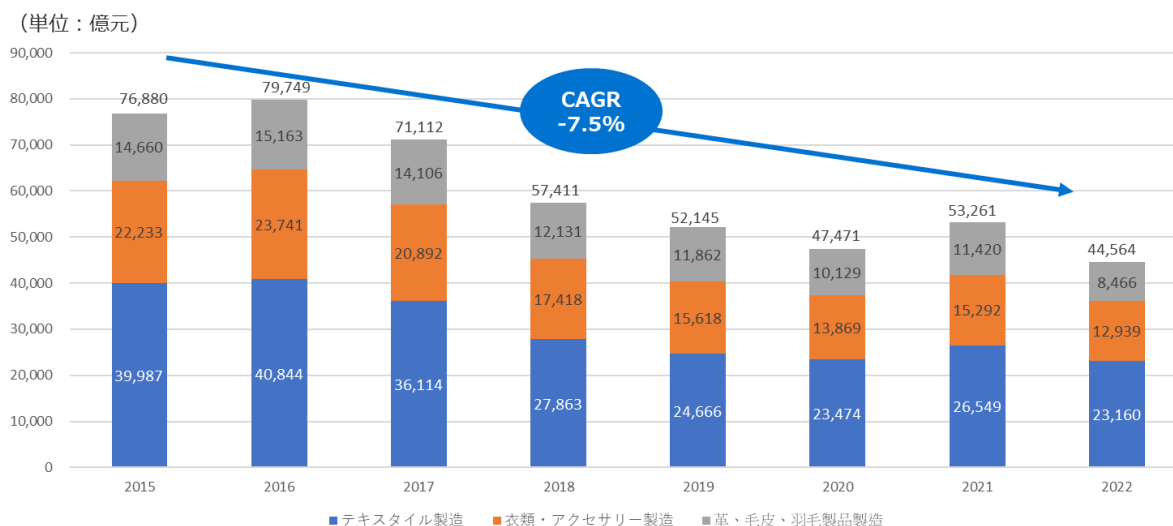
4. 調査結果

中国

繊維産業の概況 ①市場規模の推移

中国繊維製造業の市場規模は 2016 年以降減少傾向が続いている。2021 年は新型コロナウイルス感染症からの反動があったとみられるが、翌 2022 年は減少してしまっているなど、繊維製造のシフトによる影響が続いている。

図 97 中国繊維製造業の売上規模推移

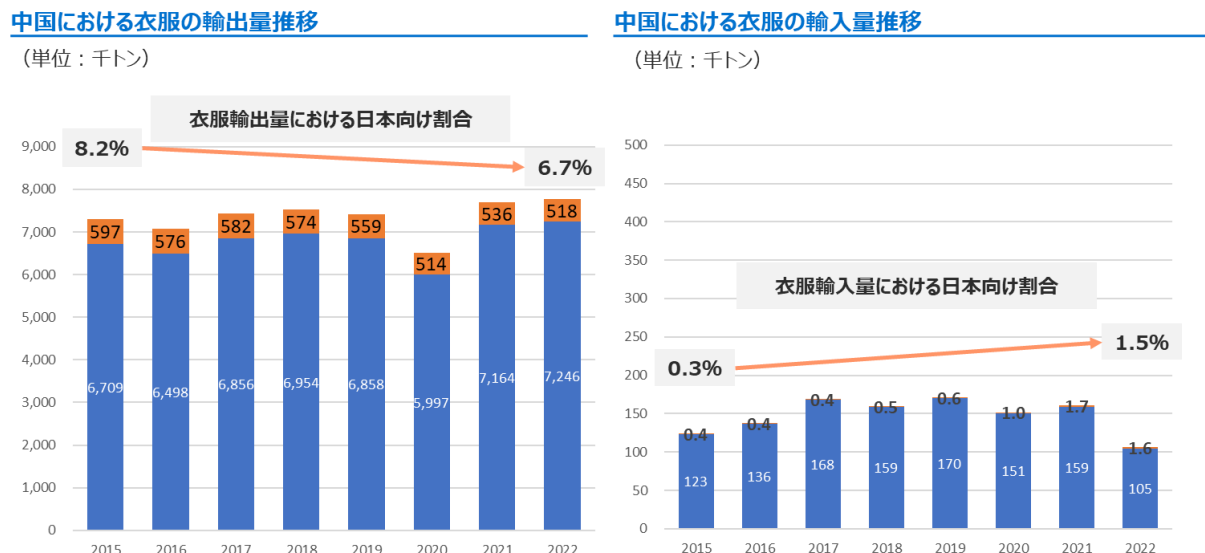


*:「テキスタイル製造」は「Manufacture of Textile」、
「衣類・アクセサリ製造」は「Manufacture of Textile, Wearing Apparel and Accessories」、
「革、毛皮、羽毛製品製造」は「Manufacture of Leather, Fur, Feather and Related Products」
出所：National Bureau of Statistics of China「Yearbook」より株式会社日本総合研究所作成

繊維産業の概況 ②輸出量・輸入量

中国における衣服の輸入は10～15万トンで推移。日本からの輸入量は2015年比4.5倍に増加するも全体の割合としては低位の状況である。方や衣服の輸出は2020年に落ち込んだものの新型コロナウイルス感染症以前の水準に回復。日本への輸出量は1.5ポイント低下するなど、日本においても中国からの衣類依存を減らしている。

図 98 中国における衣類輸出量・輸入量



*第61類(61.11, 61.15～61.17は除く) + 第62類(62.09, 62.12～62.17は除く)を抽出。

出所：International Trade Centerより株式会社日本総合研究所作成

繊維産業の変遷 ①歴史的背景

中国は建国以来、繊維産業を主要産業として発展させてきており、1960年代中ごろには世界一の繊維輸出国に成長してきた。その一方、労働環境整備や賃金上昇により、2010年以降、繊維製造は量から質へ方針を転換。

図 99 中国における生産業の変遷

1950年代 外貨獲得のための 繊維品の輸出	1949年の建国から、本格的な工業化が始まる第1次5か年計画期（'53～'57年）には大量の外貨が必要であった。工業化に必要な機械・設備の輸入を賄うために繊維製品が急速に輸出されるようになった。1953年、繊維品輸出は輸出総額の4%にすぎなかったが、58年には19%にまで拡大した。
1960年代 綿織物輸出の成功	1960～62年には繊維品輸出は輸出総額の43%程度にまで高まった。1960年代中ごろには中国の綿織物輸出量は世界一となり、60年代末には、綿織物の輸出額は繊維品輸出額の4割を超えていた。
1970年代 化学繊維工業の 育成	- 化学繊維工業が未発達な状況では、紡織工業の発展は綿をはじめとする天然繊維の生産に制約を受ける。食糧生産のために綿花作付面積の拡大は望めないことから、第3次5か年計画期（66年～70年）からは化学繊維工業を発展させる方針が打ち出された。 70年代には、化学繊維工業への投資が積極的に行われ、繊維産業投資総額の6割～7割は化学繊維工業に向けられた。1972年には化学繊維工業が本格的に始まった。
1980年代以降 振興政策から調整政策へ	- 繊維産業育成に国が力を入れていたことから、地方政府による積極的な投資があり、綿花生産地域では中・小規模の工場が乱立し、技術水準の低い地方工場で綿花が大量に使用され、技術水準の高い上海などの国有企業に綿花が安定供給されない事態が発生した。 - このことから、政府は綿花生産地域における小工場の設立禁止や、紡織・繊維機械への投資規制を開始した。
1990年代～2000年代 堅調な成長	繊維産業はその後中国の花形産業であり続け、1990年頃には一時工業総生産の50%前後を占めるまでに成長した。
2010年代以降 質的成長へ	2010年代に入り、労働法整備や環境保護政策に伴うコストや労働賃金や原材料の価格上昇により、コストが上昇し、売上は伸びているものの利益が圧迫されるようになり、業界も再編が進んだ。 - 近年では、研究開発費の増加やエコ素材の生産拡大などを盛り込み、「量から質へ」を加速する姿勢が打ち出されている。

出所：経済産業省「令和3年度製造基盤技術実態等調査（国内外の繊維産業に関する調査）調査報告書」より

株式会社日本総合研究所作成

繊維産業の変遷 ②第 14 次 5 か年計画

中国紡織工業連合会（China National Textile and Apparel Council : CNTAC）は 2021 年、中国繊維業界の「第 14 次 5 か年計画（十四五）」（2021～25 年）を発表した。2025 年に向けた目標として、下記の通り、研究開発費の増加やエコ素材の生産拡大などを盛り込み、「量から質へ」を加速する姿勢を鮮明にした。

図 100 中国紡績工業連合会による第 14 次 5 か年計画

① 業界の発展は合理的範囲を維持し、質と効率を向上させる	・ 同期間の一定規模以上の企業数の年平均増加率を合理的範囲にとどめる。 ・ 世界に占める繊維加工量と輸出額のシェアは、それぞれ横ばいを維持する。利益率は良好な水準を保つ。
② 各分野の構成比を調整	・ アパレル、ホームテキスタイル、産業資材の3大カテゴリーの繊維使用量の割合は、それぞれ 38%、27%、35%とする。 ・ 20年に比べアパレルは縮小、産業資材は拡大、ホームテキスタイルは横ばいとなる。
③ イノベーションを新たな段階に	・ 売上高に占める研究開発費の割合を1.3%に高める。 ・ 新素材の開発レベルをアップし、高性能繊維の自給率を6割以上にする。 ・ 各企業の情報化を推し進め、繊維業界のための「ビッグデータセンター」を構築する。
④ 自主ブランドの価値を高める	・ 国際競争の中で優位なポジションを得る中国ブランドを増やし、国際舞台での認知度を高める。 ・ 100億元以上のブランド価値を持つ企業数を40社以上にする。
⑤ エコ発展レベルをさらに高める	・ エネルギーと水の利用効率アップをさらに進める。 ・ 工業増加値（「工業総生産」－「中間投入財・サービスの価格」）当たりのエネルギー使用量と二酸化炭素排出量を、それぞれ13.5%、18%減らす。
⑥ 福利厚生に力を入れ、質の高い就業を実現	・ 従業員が安心して働けるようにし、満足感と幸福感を高める。 ・ 収入を上げ、労働保障を一層改善する。

出所：経済産業省「令和 3 年度製造基盤技術実態等調査（国内外の繊維産業に関する調査）調査報告書」より株式会社日本総合研究所作成

サステナビリティに関する対応状況

2020 年に CNTAC はエレン・マッカーサー財団、Lenzing グループと共に中国区の繊維・アパレル産業の現状と今後のビジョンに関するレポートを発表。循環型経済への移行に向け、5 つの目標を「China's New Textiles Economy」として掲げている。

図 101 Outlook for a new textile economy in China



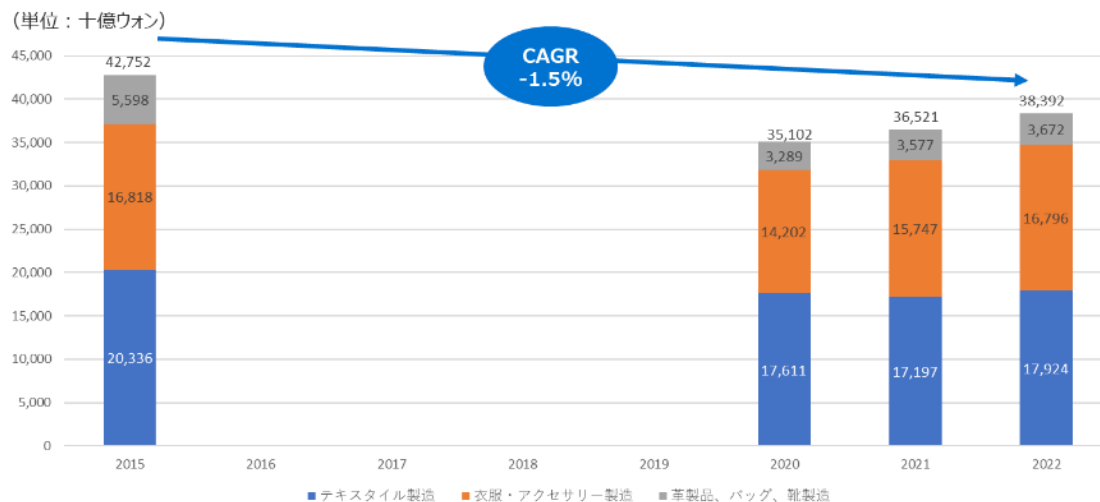
出所：CNTAC、ELLEN MACARTJUR FOUNDATION、Lenzing Group「Outlook for a new textile economy in China」より株式会社日本総合研究所作成

韓国

繊維産業の概況 ①市場規模の推移

韓国の国内繊維製造における出荷規模は年平均 1.5%で縮小も、過去 2 年はコロナ影響から立ち直りつつある。特に 2022 年における衣類・アクセサリ製造における出荷規模は 2015 年と同等程度まで回復している。

図 102 韓国繊維製造業の出荷規模推移



*:「テキスタイル製造」は「Manufacture of Textiles, Except Apparel」、

「衣服・アクセサリ製造」は「Manufacture of wearing apparel, Clothing Accessories and Fur Articles」、

「革製品、バッグ、靴製造」は「Tanning and Dressing of Leather, Manufacture of Luggage and Footwear」

出所：Statistics Korea, Mining and Manufacturing Survey より株式会社日本総合研究所作成

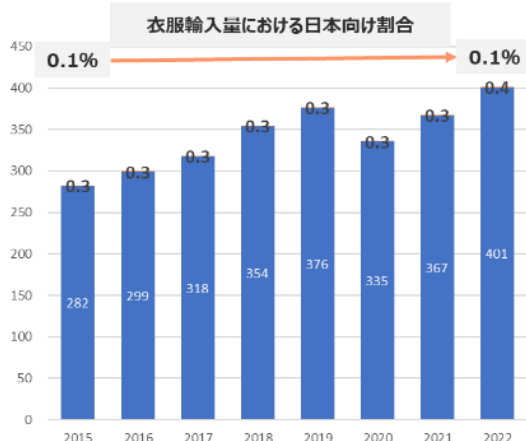
繊維産業の概況 ②輸出量・輸入量

衣服の輸入量は 2015 年比 1.4 倍に増加も、日本からの輸入割合は低位のままほぼ不変となっている。また、衣服の輸出は日本への輸出量が 47.7%減少。構成比も半減している。

図 103 韓国における衣類輸出入量

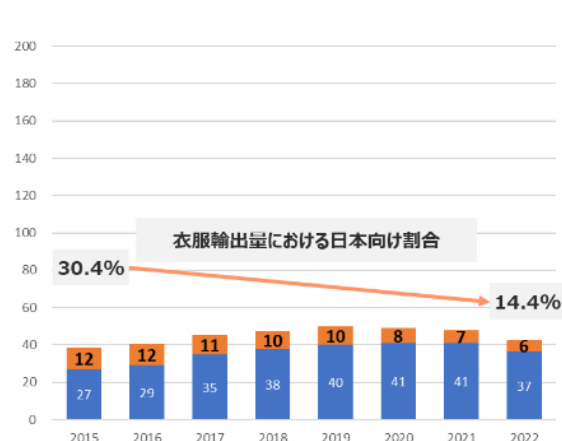
韓国における衣服の輸出入推移

(単位：千トン)



韓国における衣服の輸入量推移

(単位：千トン)



*第 61 類 (61.11, 61.15~61.17 は除く) + 第 62 類 (62.09, 62.12~62.17 は除く) を抽出。

出所：International Trade Center より株式会社日本総合研究所作成

繊維産業の変遷

繊維産業は 1979 年に産業支援を行うものの、技術力・価格とも中国に対抗できず、世界に対してシェアを獲得することに苦労している。近年は、特にスマートマニュファクチャリングと次世代繊維の研究開発に注力。

図 104 韓国における繊維産業の変遷

～1970年代 内需産業→ 輸出産業へ	・ '60年代初めに経済開発計画が本格的に進められてから、韓国の繊維産業は、アクリルセーターの輸出等、次第に内需産業から輸出産業へと替わり、急速に成長した。 ・ 政府は繊維産業の競争力を高めるために、'79年に「繊維工業近代化促進法」を制定し、生産設備の新設・増設を認めるなど、施設規制を大幅に緩和するほか、老朽化した施設の改修資金を支援するとともに技術開発、人材養成および通商活動の支援などのために近代化基金を設置・運営した。
1980年代 生産構造の 複雑化	・ '80年代末には急速な賃金上昇と労働力不足が深化。縫製業種を中心に、低価格で大量に生産する品目は賃金が安い地域で生産され、国内では中・高価格製品のみ生産する等、業種別・品目別に生産構造の複雑化が進んだ。 ・ 繊維輸出も、衣類など縫製品の輸出の割合は低下したのに対し、糸および織物類の輸出の割合は増加するなど、先進国型の輸出構造へと変わった。
1990年代 競争力の 低下	・ 先進国に比べて低い技術水準、供給過剰による業者間の競争激化、後発途上国の急激な追い上げ等による苦難。 ・ 高価格製品の市場では先進国の有名ブランド製品に押され、中・低価格製品の市場では後発途上国に追い上げられる板ばさみの中、海外市場における韓国産繊維類の地位は大幅に下落し、主な輸出市場におけるシェアが縮小。
2000年代 競争力強化	・ 繊維産業の環境の変化を受け、量的拡大ではなく、技術とデザインを融合させた高付加価値製品の生産体制に構造を変える必要性が高まった。そのため、従来の衣類用の繊維のほかに、機能性素材や環境にやさしい素材、フィルター、タイヤ・コード、鉄に代わる建設資機材用など、新素材（特に産業用繊維）の開発に注力し始めた。 ・ また、ファッション・デザイン分野の競争力の強化に向けた、ファッション・デザイン分野の人材の育成も強化。
現在	・ 特にスマートマニュファクチャリングと次世代繊維の研究開発に力を入れている。

出所：経済産業省「令和 3 年度製造基盤技術実態等調査（国内外の繊維産業に関する調査）調査報告書」より株式会社日本総合研究所作成

サステナビリティに関する対応状況 ①国としての環境政策

韓国はパリ協定の批准を契機として、2030 年国家温室効果ガス削減のためのロードマップや 2050 年カーボンニュートラル推進などの野心的な目標を表明。2023 年にはカーボンフリーエネルギーイニシアチブを提唱している。

図 105 韓国における環境政策の変遷

2016年	・ パリ協定を批准 ・ 「2030年国家温室効果ガス削減目標を達成するための基本的なロードマップ」を策定 ➢ 9つの産業部門別に削減潜在量を分析し、これを基盤に部門別削減計画を発表。 ➢ 「産業部門」にはスマート工場の拡大などのエネルギー効率化、優れた削減技術の拡大などの生産工程の改善、製品の高付加価値化などにより、98.5百万トン（2017年の韓国における総温室効果ガス排出量の13.9%にあたる）の削減目標が出された。
2020年	・ デジタル・ニューディール及びグリーン・ニューディールを強力に推進する方針を表明 ・ 2050カーボンニュートラル推進戦略を策定 ➢ 温室効果ガスの削減を中心とする「アダプティブな削減」から、新しい社会・経済発展戦略の策定を通じ、「プロアクティブな削減」を目指す。
2021年	・ 各産業においてカーボンニュートラル推進委員会を発足
2023年	・ カーボンフリーエネルギー（CFE）イニシアチブを提唱 ➢ CFEは発電過程で炭素を排出しないエネルギー源・処理手法であり、原子力やグリーン水素、再生可能エネルギー（再エネ）、炭素回収・利用・貯留（CCUS）などが含まれる。

出所：JETRO 海外調査部ソウル事務所「韓国の気候変動対策と産業・企業の対応（2021 年 4 月）」、JETRO 地域・分析レポート「世界の炭素中立に向け、韓国が新機軸提唱（2024 年 2 月 29 日）」より株式会社日本総合研究所作成

サステナビリティに関する対応状況 ②繊維産業の動き

ポリエステル繊維製造の Huvis は韓国繊維開発研究院（KTDI）とカーボンニュートラルな環境に優しい素材産業を活性化するための覚書を締結するなど、民間と研究機関における高機能繊維の開発が進められている。

図 106 Huvis と KTDI のカーボンニュートラルな環境配慮型素材産業の活性化に向けた動き

Huvis Corp.

- 繊維とポリエステルの事業を展開。
- スーパーファイバー、環境配慮型繊維、差別化繊維などの繊維素材を製造。
- 売上高：1兆217億ウォン（2022年12月期）

Korea Textile Development Institute (KTDI)

- 1977年設立。
- 専門生産技術研究所として生産技術の開発と繊維技術人材の養成による繊維産業構造の高度化と国際競争力の向上に貢献することを目的。
- 日本では信州大学繊維学部と相互協力協約書を締結。

共同研究の目的

- カーボンニュートラルな環境配慮型素材の開発、共同で研究開発や事業化提案を行い、国内外の環境配慮型素材産業の活性化を目指す。

共同研究の内容

- 廃プラスチックをリサイクルした繊維製品「エコバー」に利用できる再生チップの共同研究開発プロジェクトを実施し、再生繊維の新たな用途を探索。
- 再生プラスチックを使用することで、通常のプラスチックに比べて二酸化炭素排出量を約40%削減できるため、カーボンニュートラルへの貢献が期待。
- 電気絶縁性能に優れた高耐熱性スーパーファイバー「メタアラミド」を用いた車載モーターやEV用電池用材料を共同開発し、高付加価値素材の開発。

出所：Huvis Corp. PR Center「Huvis and KTDI sign an MOU for vitalizing the carbon neutral eco-friendly material industry（2022年6月17日）」より株式会社日本総合研究所作成

台湾

繊維産業の概況 ①市場規模の推移

台湾の繊維産業の市場規模は、2011年と2016年を比較すると横ばいで推移している。テキスタイル製造、特に紡績業の市場規模が縮小している一方で、衣類製造は市場を伸ばしている。繊維関連企業の生産量を経年比較した生産指数を見ると、テキスタイル製造業の生産量は横ばいである一方で、衣類及びアクセサリー製造業の生産量は減少している。

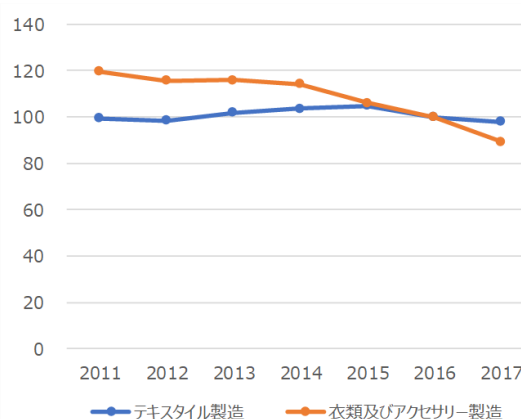
図 107 台湾繊維製造業の売上規模推移

台湾繊維製造業の売上規模

（単位：千円）

産業	2011	2016
テキスタイル製造	472,213,725	421,473,757
Spinning of Yarn	124,291,952	75,640,208
Weaving of Textiles	207,661,338	193,396,323
Manufacture of Non-woven Fabrics	17,235,492	22,399,536
Finishing of Textiles	55,427,233	55,694,524
Manufacture of Textile Products	67,597,710	74,343,166
衣類製造	137,058,408	175,471,311
合計	609,272,133	596,945,068

台湾の繊維関連企業の生産指数（2016=100）



出所：台湾 行政院主計総処「The industry and Service Census」、
 中華民国行政院主計総処「Statistical Yearbook of The Republic of China 2020」を基に株式会社日本総合研究所作成

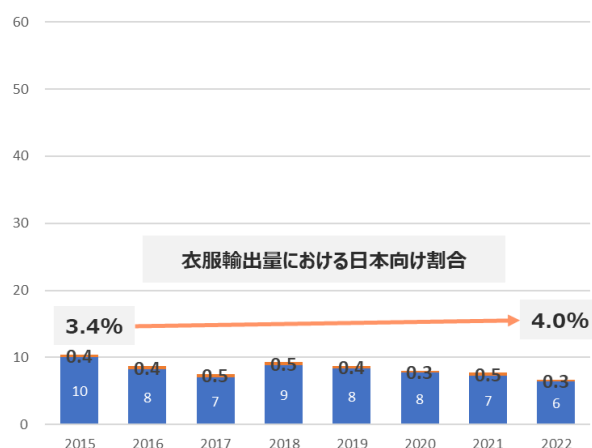
繊維産業の概況 ②輸出量・輸入量

衣服の輸入量は 10 万トン前後でほぼ横ばい。日本からの輸入量は年間 200～300 トン程度と低位水準にある。衣服の輸出も大きな変化は見られない。

図 108 台湾における衣類輸出量・輸入量

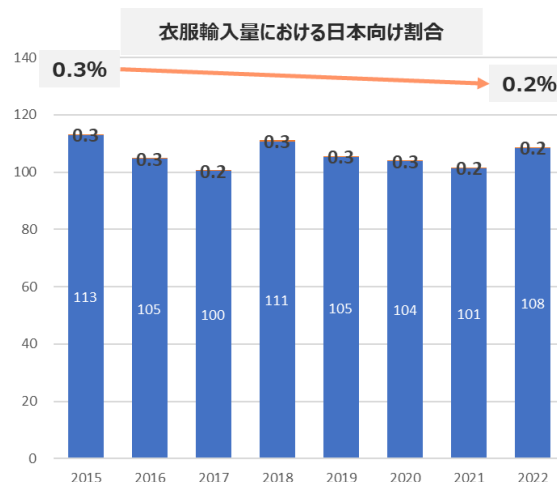
香港における衣服の輸出量推移

(単位：千トン)



香港における衣服の輸入量推移

(単位：千トン)



*「Taipei, Chinese」のデータを抽出。

**第 61 類 (61.11, 61.15～61.17 は除く) + 第 62 類 (62.09, 62.12～62.17 は除く) を抽出。

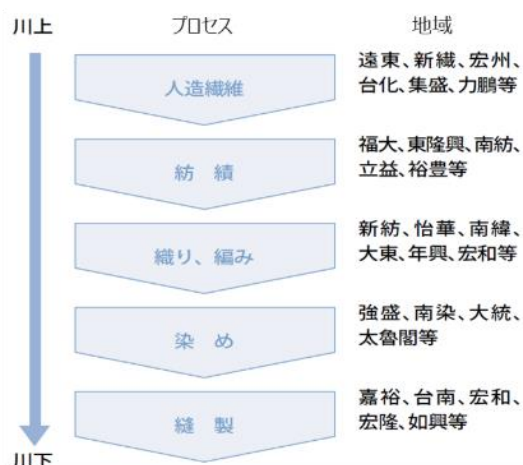
出所：International Trade Center より株式会社日本総合研究所作成

繊維産業の変遷

1990 年代以前、台湾の繊維産業は綿製品中心であったが、その後合成繊維製造を川上とする分野が大きく発展し、現在は、川上の石油化学工業から川下の紡績、編み、染色、縫製などの加工製造業まで整ったバリューチェーンを有する。また、繊維企業の 98%以上が中小企業であることから、繊維産業及び関係業界の非営利民間団体・貿易組合である台湾テクニカル繊維協会 (TTTA) が中心となり学術的研究を行う他、シンクタンクの役割も果たしている。

図 109 台湾繊維産業の変遷

台湾における繊維産業のサプライチェーン



台湾テクニカル繊維協会 (TTTA) の概要

概要・目的

- 台湾テクニカル繊維協会 (TTTA) は、台湾の繊維産業及び関係業界の非営利民間団体・貿易組合である。
- 台湾の繊維製品に関わる関係団体・組織の進展、開発および振興を推進し、健全な発展を図ることを目的としている。

事業概要

- 政府の産業発展政策に合わせた積極的な繊維産業の発展促進
- 繊維製品のアプリケーションや各種アライアンスの促進
- 繊維産業のマーケット環境変化に機敏に応えられるような体制づくり
- 技術及び製品開発、または標準化の推進
- 展覧会やセミナーおよびイベントなどの開催
- 国内外での繊維研究に関するセミナーやフォーラムを開催・助成・とりまとめ

出所：経済産業省「令和 3 年度製造基盤技術実態等調査（国内外の繊維産業に関する調査）調査報告書」より株式会社日本総合研究所作成

サステナビリティに関する対応状況 ①国としての環境政策

台湾は独自のサステナビリティを推進しており、2050 年までにネットゼロエミッション達成を目指している。

図 110 台湾における環境政策の変遷

- 1997年 • 国家持続可能な開発評議会(NCSD)を設立
- 2018年 • 国連のSDGsに言及し、台湾独自のSDGs (Taiwan Sustainable Development Goals) を策定
- 2021年 • NCSDにおける組織体制を改変
 - 台湾のSDGsの18の目標に基づき、17の作業部会と「非核推進タスクフォース」を設立
 - 2050年までにネットゼロエミッションを達成するために、気候変動とネットゼロエミッション移行に関するタスクフォースを設立



出所：National Council for sustainable development HP より株式会社日本総合研究所作成

サステナビリティに関する対応状況 ②繊維産業の動き

繊維組合団体により、サステナブルを軸としたイノベーション推進の取組が進められている。環境対応を取り込んだ高機能繊維の開発や推進により、世界の市場に対するプレゼンスの向上を目指している。

図 111 台湾繊維連盟の取組

輸出促進

- プレミアムテキスタイル輸出業者を選定し、繊維輸出促進事業（Textile Export Promotion Project：TEPP）を2023年から開始。
- アウトドアスポーツ事業者、アーバンカジュアル事業者で各12ブランドを選定。（うち半数の6社が「Sustainable」を主張しているブランド）

Taiwan Textiles Sustainable Innovation



- 台湾のテキスタイルプレイヤーのうち、サステナブルに優れた企業の取組を紹介
- 「廃棄物の再資源化」、「グリーンマニュファクチャリング」、「循環経済」等において事例を共有化
- 紹介例
 - 海洋ごみを高価値の繊維に変換し、防爆織り技術を利用するという台湾のイノベーションにより、
 - 2022FIFAワールドカップでは9つの代表チームがこの技術を採用。
 - 2023FIFA女子ワールドカップとUEFA欧州サッカー選手権でも継続され、合計16の代表チームがこれらの革新的なジャージを選択。

出所：Taiwan Textiles Sustainable Innovation より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- 中国の繊維産業の状況、政策・サステナビリティ対応は以下の通り
 - 繊維製造業における売上高は 2015 年以来、年率 7.5%で減少が続いている。
 - 輸出入においては、コロナ以前の水準に回復も、日本への輸出は量・構成比とも減少傾向。
 - 近年はエコ素材の生産拡大など「量から質へ」の転換を進めている。
 - サステナビリティについては、循環型経済を目指す方針を策定。
- 韓国の繊維産業の状況、政策・サステナビリティ対応は以下の通り
 - 繊維産業全体の出荷規模は減少傾向も衣類・アクセサリー製造は持ち直しの傾向もみられる。
 - 日本への輸出量は 2015 年比ほぼ半減。
 - 繊維産業は中国の影響もあり、世界で存在感が示せていなかったが、スマートマニュファクチャリングと次世代繊維の開発に注力。
 - 繊維製造企業において、韓国国内の繊維研究所との連携など環境配慮型素材の開発が活性化。
- 台湾の繊維産業の状況、政策・サステナビリティ対応は以下の通り
 - 繊維製造業の売上規模はほぼ横ばいで推移。
 - 輸出入においても特段目立った変化は見られない。
 - 98%が中小企業のため、台湾テクニカル繊維協会を中心として、質的向上を目指している。
 - 環境配慮・循環経済に繋がる事業を展開。国際舞台での採用実績などプレゼンスの向上を強めている。

⑬ 海外の非上場企業における LCA の取組に関する調査。

1. 調査の背景

ここまで、大手の繊維企業各社の情報開示やリスク対応・取組について調査を行ってきたが、国内繊維産業の多くは中小規模であり、情報開示やリスク対応に関して大企業と同等の情報量や対策を用意することは酷であるともいえる。但し、サステナビリティ推進において海外の需要を開拓するにあたって、それらの情報開示は言うまでもなく求められるものである。そこで、海外における非上場の中小企業における LCA の取組や開示事例を調査し、「サステナビリティを推進している」中小企業がどのような情報開示を行っているかについて示唆を抽出したい。

2. 調査の目的

海外の非上場企業における LCA 取組事例の収集により、国内中小の繊維企業に対する環境対応のポイントを抽出する。

3. 調査概要

サステナビリティを推進している海外中小規模企業について EU における調査結果を踏まえ取組動向を調査した。また、BIRKENSTOCK（ドイツ）、AllSaints（イギリス）Camif（フランス）のサステナビリティ開示内容を企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD）の開示要求項目に照らし合わせて整理を行った。

4. 調査結果

中小企業におけるサステナブルの取組

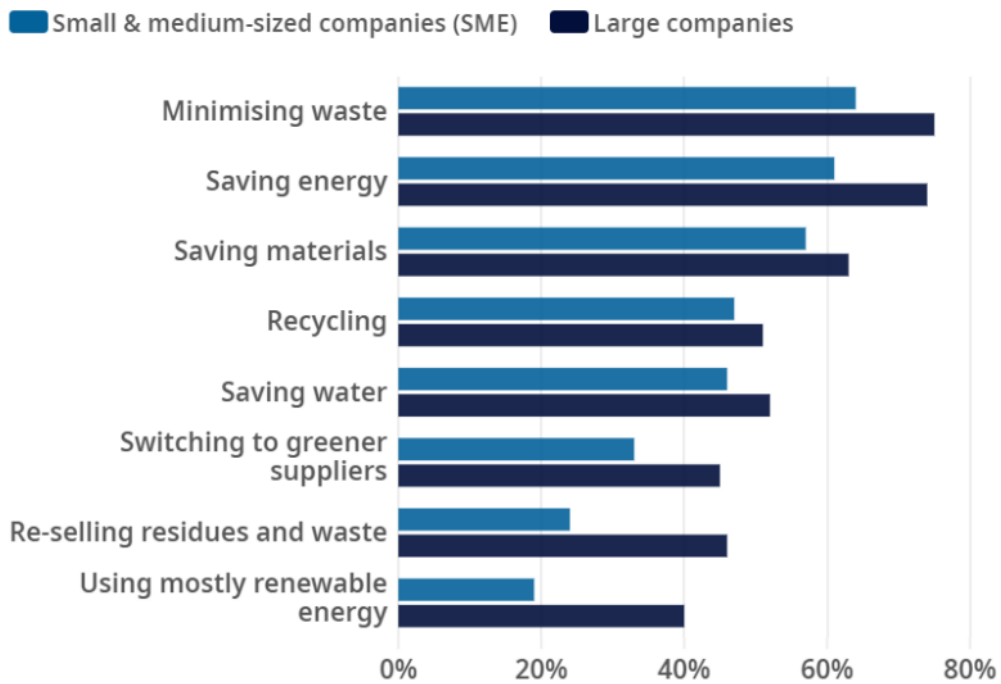
中小企業に関するサステナブルの取組状況について、2022 年に EU が実施した調査⁴⁴から動向を見てみたい。図 112 は EU27 か国における大企業（Large companies）と中小企業（Small and Medium-sized companies : SMEs）の環境項目別の実践状況のグラフとなる。いずれの項目においても大企業が中小企業の環境行動を上回る結果となっている。大企業と中小企業で行動の差分が大きい環境項目は売れ残りや廃棄の再販売（Re-selling residues and waste）で大企業の 46%に対して、中小企業は 24%に、再生可能エネルギーの使用（Using predominantly renewable energy）で大企業の 40%に対して、中小企業は 19%に其々留まっている。一方で、大企業と中小企業の取組に差が少ない項目もみられる。リサイクル（Recycling）では大企業の 51%に対して、中小企業は 47%、水消費の抑制（Saving Water）では大企業の 52%に対して、中小企業は 46%となっており、事業規模に関わらず取り組みやすい内容といえよう。

⁴⁴ European Union「Flash Eurobarometer FL498 : SMEs, resource efficiency and green markets」
https://data.europa.eu/data/datasets/s2287_fl498_eng?locale=en

図 112 EU27 か国における事業規模別の環境項目に関する実践状況

Environmental actions by firm size

% of firms engaging in each action



出所 : OECD (2022), Financing SMEs for sustainability.

BIRKENSTOCK（ドイツ）

BIRKENSTOCK はドイツ・ノイシュタットに本拠を置くフットウエアメーカーである。同社の創業は 1774 年と約 250 年の歴史を持つブランドである。長らく非上場であったが 2023 年に上場（米・ニューヨーク証券取引所）している。同社の IPO 銘柄による目論見書⁴⁵によると、同社の顧客は女性が 72%であり、ベビーブーマー（1946～1964 年）から X 世代（1965～1979 年生まれ）に支持されている。一方、Z 世代（1996～2012 年生まれ）の顧客は 12% 程度であることから、サステナビリティに関心の高い同世代の獲得が狙いとみられる。

開示内容においては、「6. DD プロセス、事業及び VC における負の影響の特定・防止・緩和等のための対応と結果」において水溶性接着剤の使用率削減について具体的な数値を以って公表している。

図 113 BIRKENSTOCK におけるサステナビリティ開示内容

サステナビリティ開示内容

1. リスク/機会を含む ビジネスモデルと戦略	ビジネスモデル自体がリスクや機会を含んでいるが、特に言及は無し。具体的なビジネスモデルや戦略に関する詳細や記載もなし。現CEOオリバー・ライヒャート氏は 気候変動をひとつの機会と見て、経営難だった会社を引継ぎ、サステナビリティの文脈を活用して再生させて上場まで達成するグローバルファッションブランドに成長させた。
2. 期限付き目標	言及無し
3. 経営、監督機関などの役割、必要な専門知識とスキル	経営や監督機関の具体的な役割や必要な専門知識についての詳細は明示なし。顧客と従業員に対する責任を自覚しており、ビジネスを指針とする厳格な倫理的および社会的ルールは設定している。
4. 方針	サステナビリティはマーケティング主導の流行ではなく、企業理念の表現と記載。当社にとって、長い間最重要課題だった環境保護のために、生産工程、製品、包装、物流の改善に常に取り組んでいる。
5. 経営、監督機関などのメンバーに提供されるインセンティブ	言及無し
6. DDプロセス、事業及びVCにおける負の影響の特定・防止・緩和等のための対応と結果	負の影響を特定・防止・緩和するためのDDプロセスについての具体的な記載や言及は無し。環境保護を重視し、持続可能な素材の使用に努めていることが示されている。また 製造工程で水溶性および溶剤を含まない接着剤を9割以上使用していることを公表 している。
7. 主要なリスクとその管理方法	言及無し
8. KPI	言及無し

出所：BIRKENSTOCK HP より株式会社日本総合研究所作成

⁴⁵ Birkenstock Holding Limited「REGISTRATION STATEMENT」

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1977102/000119312523233488/d541624df1.htm>

AllSaints (イギリス)

AllSaints はイギリス・ロンドンに本拠を置くアパレルメーカーである。同社の創業は 1994 年と創業から約 30 年のブランドである。同社は主力製品の原材料としてコットン、ウール、レザーを使用しており、これら原材料に関する持続的調達に関して「2. 期限付き目標」において「2022 年までに使用するコットンの 80%をよりサステナブルなものにする」と掲げられている。また、「4. 方針」においても「綿栽培の環境、レザー製造と関連業における環境への取り組み、ウールに掛かる牧草の土地管理・保護、リサイクル糸、責任あるウール、ベジタブルタンニンレザー、節水技術などの使用」と原材料調達に対する方針を明確にしているものである。

図 114 AllSaints におけるサステナビリティ開示内容

サステナビリティ開示内容

1. リスク/機会を含む ビジネスモデルと戦略	ビジネスモデル自体がリスクや機会を含んでいるが、特に言及は無し。具体的なビジネスモデルや戦略に関する詳細や記載もなし。持続可能な素材の使用や環境への配慮をビジネスの一部として取り入れている。
2. 期限付き目標	AllSaintsは 2022年までに使用するコットンの80%をよりサステナブルなものにする ことを目指しており、Better Cotton Initiativeに参加している。環境への影響を減らし、コットン生産における持続可能性を高めることを目指している。
3. 経営、監督機関などの役割、必要な専門知識とスキル	経営や監督機関の具体的な役割やスキルについての言及はなし。 CEOのコメントからは、デザインと生産の前段階での素材と製造方法に対する深い理解と慎重な考慮が求められていることが示されている。
4. 方針	「BETTER COTTON INITIATIVE」、「LEATHER WORKING GROUP」、「RESPONSIBLE WOOL STANDARD」に加入し、 綿栽培の環境、レザー製造と関連業における環境への取り組み、ウールに掛かる牧草の土地管理・保護、リサイクル糸、責任あるウール、ベジタブルタンニンレザー、節水技術などの使用 を通じてサステナビリティを実践している。
5. 経営、監督機関などのメンバーに提供されるインセンティブ	言及無し
6. DDプロセス、事業及びVCにおける負の影響の特定・防止・緩和等のための対応と結果	節水技術、ベジタブルタンニンレザー、クロムフリータンニング、リサイクルポリエステルなどを使用することで、VCにおける負の影響を減らしている。
7. 主要なリスクとその管理方法	言及無し
8. KPI	言及無し

出所：AllSaints HP「SUSTAINABILITY INFORMATION」より株式会社日本総合研究所作成

Camif (フランス)

Camif はフランスの家具製造・販売を行う事業者である。1947 年に創業し、2009 年ごろからサステナブルを中心とした商品設計やライフスタイルを提案し、2015 年は社会や環境に配慮した公益性の高い企業に対する国際的な認証制度である B Corporation の認証を取得。翌 2016 年には B Corporation 認証企業の中で地域経済への影響に関する分野で優れたスコアを獲得し「Best for the World」に選出されている⁴⁶。

同社の開示情報を見ると、「1. リスク/機会を含むビジネスモデルと戦略」については「社会的および環境的課題の解決をビジネスモデルの中心」に置き、「エコデザインのアプローチを通じて、製品のライフサイクルの全段階をより環境に優しく考える」と記述されている。また、「4. 方針」においては「社会的および環境的利益を提供する家庭用製品やサービスを提供すること」を軸とし、「責任ある消費への啓発、地域雇用の促進、循環経済の標準化、健康に最適な製品の提供、企業および業界の変革」を目的としている。

図 115 Camif におけるサステナビリティ開示内容

サステナビリティ開示内容

1. リスク/機会を含む ビジネスモデルと戦略	「ミッション志向の企業」として、社会的および環境的課題の解決をビジネスモデルの中心に置いている。環境に優しく、長く使えるようなデザインの家具や装飾品を作るために、スタイル、 エコ設計 、また可能な限り地元での製造を組み合わせる。品質と耐久性を優先し、 エコデザインのアプローチを通じて、製品のライフサイクルの全段階をより環境に優しく考えて、事業運営を行っている
2. 期限付き目標	「製品の100%が、 ライフサイクル分析 がされており、信頼性の高い環境設計思考でデザインされた製品である状態」と目標が明記され、自律的に測定することを目指している。
3. 経営、監督機関などの役割、必要な専門知識とスキル	ステークホルダーと共にミッションを共創し、新しいガバナンスモデル「Cellule'OSE」を設立している。
4. 方針	社会的および環境的利益を提供する家庭用製品やサービスを提供することに焦点を当てている。消費者、従業員、サプライヤー、株主、地域社会の構成員を動員し、新しい消費、生産、組織モデルを発明するために協力。具体策に、責任ある消費への啓発、地域雇用の促進、循環経済の標準化、健康に最適な製品の提供、企業および業界の変革など。
5. 経営、監督機関などのメンバーに提供されるインセンティブ	言及無し
6. DDプロセス、事業及びVCにおける負の影響の特定・防止・緩和等のための対応と結果	ソファに7年間の保証を付けるなど、短期間利用を前提とせず長期利用を意識した設計・方針としている。
7. 主要なリスクとその管理方法	言及無し
8. KPI	言及は無いが、 製品ごとのCO2削減量を公開

出所：Camif HP より基に株式会社日本総合研究所作成

⁴⁶ Camif HP <https://www.camif.fr/engagements.html>

5. 調査結果のまとめ

- 中小企業における環境活動の取組状況は EU 加盟国における調査では、いずれの項目においても大企業が中小企業の環境行動を上回る結果となっている。
 - 大企業と中小企業での取組の差が大きい環境項目は売れ残りや廃棄の再販売、または再生可能エネルギーの使用。
 - 大企業と中小企業の取組に差が少ない環境項目はリサイクルまたは水消費の抑制。
- 中小事業者における LCA 取組状況においては
 - BIRKENSTOCK は水溶性接着剤の使用率削減について具体的な数値を以って公表している。
 - AllSaints は「2022 年までに使用するコットンの 80%をよりサステナブルなものにする」という期限付き目標を定め、調達原料は環境認証を取得している取引先に限定している旨を開示。
 - Camif は「社会的および環境的課題の解決をビジネスモデルの中心」に置き、「責任ある消費への啓発、地域雇用の促進、循環経済の標準化、健康に最適な製品の提供、企業および業界の変革」を目的とした事業を展開。

⑭ CSRD（企業サステナビリティ報告指令）及びその前身である NFRD（非財務情報報告指令）の具体的な開示事例に関する調査。

1. 調査の背景

2023 年 1 月 5 日、EU は企業のサステナビリティ情報開示の新たな指令となる企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD）を発効した。従来、EU における社会的及び環境的情報に関する非財務的報告は非財務情報報告指令（Non-Financial Reporting Directive : NFRD）によって開示を要求していたものの、より広範な大企業に対するサステナビリティの報告義務を課す目的として、発行されたものである。CSRD による開示の適用開始は NFRD の適用対象企業で 2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度が最短となり、2025 年からの報告において義務付けられているものである。

こうした開示義務の移行に伴う変更点やどのような開示が望ましいかについて優良企業の NFRD 開示の事例から調査を実施する。

2. 調査の目的

2024 年以後開始する事業年度から適用される CSRD 開示に向けて、現在の NFRD が適用されている各社の開示事例と CSRD 開示要求項目との開示状況を把握する。

3. 調査概要

本項では、NFRD と CSRD の開示要求項目の違いについて基礎情報の整理を行った。そのうえで、現行 NFRD 開示要求により開示を行っている企業において、CSRD による開示要求が求められた場合に、現行の開示内容はどの程度 CSRD 開示要求を満たしているか、CSRD 以降にあたってどのような開示を新たに行う必要が出てくるかを検証した。

4. 調査結果

NFRD/CSRD の比較

NFRD と CSRD の比較対象票を図 116 に整理した。EU においては、2018 年にサステナブル・ファイナンスに関するアクションプランが策定⁴⁷されて以降、従業員 500 人超の企業に対して NFRD の開示要求項目に基づくサステナビリティ情報開示が要請されてきた。しかし、NFRD においては「開示企業も限定的な上に、開示企業においても、情報量が不十分、あるいは、信頼性や比較可能性が不十分な状況が指摘」⁴⁸されていた経緯があった。こうした課題を解決し、より開示企業同士が容易に比較可能で、対象企業も限定的なものから包括的なものに改訂されたものが CSRD となる。まず、対象企業が CSRD においてはより基準が明確になったことである。EU は 2024 年度より企業規模の基準を

⁴⁷ European commission「Sustainable finance: Commission's Action Plan for a greener and cleaner economy」（2018 年 3 月 8 日）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_18_1404

⁴⁸ 日本会計士協会「【Global Sustainability Insights】Vol.1 EU における Corporate Sustainability Reporting Directive 提案についての概要」（2021 年 6 月 18 日）

https://jicpa.or.jp/specialized_field/ITI/2021/20210618gef.html

改定する委任指令が施行⁴⁹され、大企業・大企業グループの定義が改訂された。CSRD においては、改訂された大企業・大企業グループの定義を採用しており、これに伴い NFRD において EU 域内において 11,000 社程度とされていた適用範囲企業は約 50,000 社に拡大するとみられている。また、CSRD 対象となる EU 域外企業は約 10,400 社とみられ、そのうち約 8%を占める約 800 社が日本企業⁵⁰であるとされている。

次いで、開示要求項目においても EU サステナビリティ開示基準（European Sustainability Reporting Standards：ESRS）に準拠した開示を義務化することとなった。ESRS は横断的基準と環境・社会・ガバナンスに関するトピック別基準に大別される 12 項目からなる開示要件である（図 117 参照）。

図 116 NFRD と CSRD の比較

	NFRD	CSRD
対象	年間平均従業員500名超の大企業等	・ EU域内のすべての大企業^{*1} ・ EU域内市場の上場企業（零細企業は除く） ・ EU域内の売上高が大きいEU域外企業^{*2} *1: 下記のうち2つを満たす企業 ①総資産：2,000万ユーロ超 ②売上高：4,000万ユーロ超 ③年間平均従業員250万人超 *2: 下記の要件を満たす企業 ・ 第三国の親会社がEU域内において2会計期間継続して150万ユーロ超の売上がある ・ EUに以下の要件を満たす子会社または支社を持つ －EU域内の子会社が大企業または上場企業（零細企業は除く） －EU域内の支社が4,000万ユーロ超の売上がある
開示要求項目	環境、社会と従業員、人権の尊重、 腐敗行為と贈収賄に関する以下の事項 ・ ビジネスモデル ・ デューデリジェンスプロセスを含むポリシー ・ ポリシーの成果 ・ 主要なリスクとその管理方法 ・ KPI	サステナビリティに関する以下の事項 ※より詳細な要件はESRSに定める。 ・ リスク/機会を含むビジネスモデルと戦略 ・ 経営、監督機関等の役割、必要な専門知識とスキル ・ 方針 ・ 経営、監督機関等のメンバーに提供されるインセンティブ ・ デューデリジェンスプロセス、事業及びバリューチェーンにおける負の影響の特定・防止・緩和などのための対応と結果 ・ 主要なリスクとその管理方法 ・ KPI
保証	要請なし	第三者保証（まずは限定的保障）義務化

出所：株式会社日本総合研究所「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）・欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の概要および日本企業に求められる対応（2023年4月19日）」

⁴⁹ Official Journal of the European Union「amending Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards the adjustments of the size criteria for micro, small, medium-sized and large undertakings or groups」（2023年12月21日）

⁵⁰ The Wall Street Journal Sustainable Business 「At Least 10,000 Foreign Companies to Be Hit by EU Sustainability Rules」（2023年4月5日）

<https://www.wsj.com/articles/at-least-10-000-foreign-companies-to-be-hit-by-eu-sustainability-rules-307a1406>

図 117 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）基準

基準の種類	トピック	#	基準の概要
横断的基準	—	ESRS 1	全般要求事項
		ESRS 2	全般開示事項
トピック別基準	環境	ESRS E1	気候変動
		ESRS E2	汚染
		ESRS E3	水と海洋資源
		ESRS E4	生物多様性と生態系
		ESRS E5	資源利用と循環経済
	社会	ESRS S1	自社従業員
		ESRS S2	バリューチェーンの労働者
		ESRS S3	影響を受ける地域社会
		ESRS S4	消費者と最終利用者
	ガバナンス	ESRS G1	企業行動

CSRDの下で企業がサステナビリティ情報を作成および開示する際に遵守すべき要件として、原則や概念を規定

全ての企業におけるサステナビリティのトピック全体に適用される開示要件を定め、戦略、ガバナンス、インパクト・リスクおよび機会の管理、指標と目標が含まれる

出所：株式会社日本総合研究所「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）・欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の概要および日本企業に求められる対応（2023年4月19日）」より株式会社日本総合研究所作成

主たる変更点

NFRDとCSRDの主たる変更点を図118に整理した。「適用範囲の拡大」、「ダブルマテリアリティの原則の導入」、「開示の詳細度」、「第三者による保証の要求」、「デジタル化とアクセスの向上」の5つを主たる変更点とみている。「適用範囲の拡大」は上述した通りである。「ダブルマテリアリティの原則の導入」において、「ダブルマテリアリティ（Double Materiality）」とは、重点領域を表す「マテリアリティ」を2つの側面からみた考え方となる。「シングルマテリアリティ」とは「企業の発展や業績、財務状況など企業財務にもたらす影響を重視した考え方」⁵¹を意味し、環境においては、「気候変動リスクが自社の業績にどのような影響があるか？」という考え方による開示となる。これに対して「ダブルマテリアリティ」はシングルマテリアリティの考え方を逆の側面から捉えた「企業活動が社会や環境にもたらす影響」を意味する。すなわち、事業を行うにあたり環境リスクによって事業環境がどう変わるか、といった考え方がシングルマテリアリティであるのに対し、当該事業を行うことで環境リスクがどのように変化するか、といった考え方がダブルマテリアリティとなる。NFRDにおいてもその考え方自体は採用していたが、曖昧な要求であったことから、適切に開示しない企業も散見されていた。CSRDにおいては、この考え方による開示を原則とする旨が明記された。

「開示の詳細度」においては、開示要求項目自体は設定していたものの、項目自体の具体的内容までは規定しておらず、開示内容に差がみられていた。一方、CSRDにおいては開示項目の内容を具体的に規定している。例えば、「ビジネスモデル」の開示要求項目としては、以下を含むこととしている。（1）サステナビリティに関するリスクに対する強靱なグループのビジネスモデルと戦略（the resilience of the group's business model and strategy in relation to risks related to sustainability matters）、（2）サステナビリティの問題に関連するグループの事業機会（the opportunities for the group related to sustainability matters）、（3）ビジネスモデルと戦略がサステナブルな経済への移行と1.5℃程度の気温上昇に制限することを確実に両立させるための、行動の実施と関連する

⁵¹ ASENE MEDIA「シングルマテリアリティとダブルマテリアリティとは？その意味と違いを解説」（2023年12月5日）
<https://earthene.com/media/1530>

財務および投資計画を含むグループの計画（the plans of the group, including implementing actions and related financial and investment plans, to ensure that its business model and strategy are compatible with the transition to a sustainable economy and with the limiting of global warming to 1,5 °C）、（４）グループのビジネスモデルと戦略が、グループのステークホルダーの利益とサステナビリティ問題に対するグループの影響をどのように考慮しているか（how the group's business model and strategy take account of the interests of the group's stakeholders and of the impacts of the group on sustainability matters）、（５）サステナビリティに関するグループの戦略がどのように実行されているか（how the group's strategy has been implemented with regard to sustainability matters）⁵²

「第三者による保証の要求」は CSRD で新たに求められるものである。NFRD においては監査法人などによる確認が推奨された程度で、第三者保証の要求は無かったが、CSRD はサステナビリティ報告に関して第三者の報告を義務付けることとなった。

「デジタル化とアクセスの向上」は開示内容に対するアクセシビリティの向上を意図している。NFRD ではマネジメントレポート内での開示を原則としていたものの、同レポート内で開示内容を明確にした場合、異なる媒体での表示も認められており統一されていなかった。CSRD は今後情報のプラットフォーム化も想定されているなど、サステナビリティ報告情報へのアクセスを容易にする方針が示されている。

図 118 NFRD/CSRD の比較 主たる変更点

	NFRD	CSRD
適用範囲の拡大	大規模な公共関心事業体（PIEs）に限定 適用対象企業：約11,000社	EU内の全ての大企業および EU市場に上場している中小企業に適用 適用対象企業：約50,000社
ダブルマテリアリティの原則の導入	「ダブルマテリアリティ」の考え方は採用していたものの、曖昧な要求であったため、適切に対応しない企業も散見	企業の活動がサステナビリティに与える影響（外部影響）と、サステナビリティ問題が企業の業績に与える影響（内部影響）の両方に焦点を当てる「ダブルマテリアリティ」の原則を明確に導入
開示の詳細度	ビジネスモデル、ポリシー、ポリシーの結果、リスクマネジメントプロセス、KPIなど開示要求していたものの、開示の具体的内容について要求されていない	ビジネスモデル、戦略、ポリシー、リスクマネジメントプロセス、およびサステナビリティに関連する主要なKPIなど詳細な情報提供を要求
第三者による保証の要求	監査法人などが非財務情報の開示を確認することを求める程度で、第三者保証の要求は無し	サステナビリティ報告に対する第三者による保証を義務付ける最初のEU指令
デジタル化とアクセスの向上	開示箇所はマネジメントレポート内での開示を原則としつつ、マネジメントレポート内で開示箇所を提示する場合は、異なる媒体での開示も容認	報告された情報のデジタル形式での提出を要求 情報はタグ付けされ、EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームに集約される予定

出所：日本会計士協会「Global Sustainability Insights「EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive 提案についての概要」」より株式会社日本総合研究所作成

⁵² Official Journal of the European Union「amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting」

CSRD 開示要求項目と企業の開示事例

ここからは、NFRD 開示要求項目に沿ってサステナビリティ報告を行っている事例が CSRD 開示要求項目となった場合にどう適用しているのか、という側面から比較を行った。

「1. リスク/機会を含むビジネスモデルと戦略」においては LVMH の開示事例を挙げている。同社は事業ごとのリスクを定義したうえで、環境保護とサステナビリティを重視する環境ロードマップ「LIFE360」を導入している。同ロードマップにおいては、事業リスクへの対応だけでなく自社にとっての事業機会への言及もされていることから、CSRD 開示要求項目と照らし合わせても適用しているものとみられる。

「2. 期限付き目標」においては LVMH・Fast Retailing・NEXT・NIKE 4 社の期限付き目標について列挙している。何れも明確な期限に対して、いつの時期を基準とした目標が設定されているものである。

「3. 経営、監督機関などの役割、必要な専門知識とスキル」においては Fast Retailing の開示事例を紹介する。取締役の専門性についての情報開示がなされており、経営を監督する立場の人材が、適切な役割と必要な専門知識とスキルを有していることが開示されている。

図 119 CSRD 開示要求項目と企業の開示事例（1～3）

CSRD

開示要求項目

開示事例

1.
リスク/機会を含む
ビジネスモデルと戦略

LVMH

- 各事業ごとのリスク定義に基づき、これからの自社の在り方方向性を定義。
- 上記に基づき、環境保護と持続可能性を重視する新しい環境ロードマップ「LIFE 360」を導入。

2.
期限付き目標

LVMH

- 2026年までに**エネルギー関連の温室効果ガス排出量を50%削減**（2019年を基準年とする）を目標に設定。

Fast Retailing

- 「2030年度までに**自社運営施設でのエネルギー使用に由来する温室効果ガス（GHG）排出量を2019年度比で90%削減**、サプライチェーンでも**ユニクロ・ジーユー商品の原材料・素材生産および縫製で20%削減**」と明記。

NEXT

- スコープ3における温室効果ガス排出量について、**2030年に40%削減**（2019/20の売上高100万ポンドあたり排出量を基準）

NIKE

- 2025年までに埋め立てや焼却される**廃棄物を100%転用**。

3.
経営、監督機関などの
役割、必要な専門知識
とスキル

Fast Retailing

- 取締役の専門性について、取締役全員の企業経営、グローバルビジネス、サステナビリティ、財務・会計・金融、ロジスティクス等において有するスキルを公開。

出所：1. 2. LVMH「MANAGEMENT REPORT OF THE BOARD OF DIRECTORS: THE GROUP（2022）」

2. Fast Retailing「Sustainability Report 2022」

2. NEXT「CORPORATE RESPONSIBILITY REPORT TO JANUARY 2023」

2. NIKE HP「持続可能な素材とイノベーション」、3. Fast Retailing HP「コーポレートガバナンス」より株式会社日本総

合研究所作成

「４．方針」においては LVMH の事例を紹介している。同社は環境全体としての方針のみならず、循環型デザイン・生物多様性・トレーサビリティと透明性・気候変動の各項目において方針を設定している。これらは ESRS の環境とピックにも適合するものである。

「５．経営、監督機関などのメンバーに提供されるインセンティブ」においては LVMH の事例を紹介している。同社は社員への奨励金の計算においてエネルギー消費量の削減をインセンティブとして設定している状況を開示している。

「６．デューデリジェンス（DD）プロセス、事業及びバリューチェーン（VC）における負の影響の特定・防止・緩和等のための対応と結果」においては H&M の事例を紹介している。事業の各バリューチェーンにおいて、どのような環境リスクがあり、それらを評価したうえでの対応策を開示しているものである。

「７．主要なリスクとその管理方法」においては LVMH の事例を紹介している。同社は各事業におけるリスクとその評価を行い、それらに基づいた管理方針について開示している。

図 120 CSRD 開示要求項目と企業の開示事例（４～７）

CSRD 開示要求項目	開示基準例
4. 方針	LVMH 環境全体、循環型デザイン（項目内に水資源管理、環境汚染を含む）、生物多様性、トレーサビリティと透明性、気候変動の各項目においてポリシーを設定し、開示。
5. 経営、監督機関などのメンバーに提供されるインセンティブ	LVMH 2022年のLVMH従業員への奨励金の計算において、エネルギー消費量を削減するというインセンティブ目標を設定。環境的指標を給与へ反映させている。
6. DDプロセス、事業及びVCにおける負の影響の特定・防止・緩和等のための対応と結果	H&M 事業の透明性、原材料の選択、資源最適化及び再循環、製品の生産プロセス、店舗・物流センター・オフィスに関して環境負荷（ネガティブインパクト）を特定し、対応策を開示。
7. 主要なリスクとその管理方法	LVMH 各事業におけるリスクの定義及びリスク評価に基づく管理運営方針について記載。

出所：４．LVMH「MANAGEMENT REPORT OF THE BOARD OF DIRECTORS: THE GROUP（2022）」

５．LVMH「SOCIAL AND ENVIRONMENTAL RESPONSIBILITY REPORT（2022）」

６．H&M「Sustainability Disclosure 2022」、７．LVMH「MANAGEMENT REPORT OF THE BOARD OF DIRECTORS: THE GROUP（2022）」より株式会社日本総合研究所作成

「8. KPI」においては H&M・Fast Retailing・LVMH3 社の事例を紹介する。いずれの会社も特定した重点領域において実行性の高い KPI を設定し、管理をしていることを開示している。また、KPI の設定根拠についても開示されており、妥当性の高いものとなっている。

図 121 CSRD 開示要求項目と企業の開示事例（8）

CSRD 開示要求項目	開示基準例
8. KPI	H&M ● 気候変動、水資源管理、化学汚染、資源循環、生物多様性の各項目に関してKPIを設定。 ● 項目は温室効果ガス削減、水消費など具体的項目として設定され、基準も明確に設定。 Fast Retailing ● 重点領域の環境への配慮において、気候変動への対応、エネルギー効率の向上、生物多様性への対応、水資源の管理、化学物質管理、廃棄物管理と資源効率の向上の6点を設定。 LVMH ● Non-financial indicatorとして、CO2排出量、エネルギー使用量、水消費量を設定。

出所：8. H&M「Sustainability Disclosure 2022」、8. Fast Retailing HP「重点領域」、8. LVMH HP「NON FINANCIAL INDICATORS」より株式会社日本総合研究所作成

5. 調査結果のまとめ

- NFRD/CSRD の主要な変更点は以下の通り
 - 対象となる企業要件の明確化により、対象企業数が拡大（日本企業においても約 800 社が対象となる想定）
 - ダブルマテリアリティの原則が明確に導入
 - 開示内容がより具体的に求められる
 - 第三者による保証が義務付け
 - デジタル化によるアクセシビリティの向上
- NFRD 開示を行う企業による CSRD 開示要求項目との適合性
 - 各項目において、NFRD 開示においても CSRD に凡そ適合している開示が行えている（但し、第三者による保証など詳細項目については各社対応が必要である。）

第3章 総括

① 国際競争力を維持・強化するために、新たに整備すべき制度

今後の繊維産業においてサステナビリティ推進は必須の価値であるといえる。本報告では EU 各国や米国、東アジアの政策動向を調査してきたが、各国において「量から質へ」とする価値の変革が進み始めている。日本の市場環境として、人口減少は避けられない環境変化であり、国内市場は販売「量」だけで言えば減少が見込まれる。日本の繊維産業が成長していくためには、海外展開・高付加価値化に舵をきることは避けられないと考えられる。そうした場合に、「日本の繊維企業」がサステナビリティや高付加価値の観点で高い評価や好印象を持たれることを産業全体で推進していく必要がある。経済産業省「2030 年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」ではそうした方向性がすでに定められており、推進していく必要がある。制度的な観点でいえば、EU をはじめとした各国が繊維産業に対して、従来より厳しい基準（EU におけるエコデザイン規則やフランスにおける廃棄物と循環経済との戦いに関する法律など）を制定する狙いとして、高い基準によるサステナビリティ推進を「国による規範」として設定することによって、繊維産業のプレゼンスを高めしていく狙いがあるといえる。こうした動きに立ち遅れることで、繊維産業としての国際競争力の低下だけではなく、国際市場からの締め出しにまで繋がる可能性がある。そうした事態を避けるために、日本の繊維産業として整備すべき点について整理する。

1. EU の「持続可能な繊維循環戦略」またはそれに伴う各種規制について、日本においても導入に向けた前向きな議論の検討

EU が設定する野心的な目標に対して、追従することは日本としても、またサステナブルファッションを希求する日本の繊維産業による企業連合「ジャパンサステナブルファッションアライアンス（JSFA）」としても表明⁵³されている。一方で、「⑥国内における ESG 投資の情報開示事例、及びその内容の分析。」でも取り上げたように、サステナビリティにおいて「課題認識」は取れているものの、具体的な「方針の策定や実行」に関してみると現状は立ち遅れていると言わざるを得ない。ビジョンを実現するために EU が「持続可能な繊維循環戦略」を策定後矢継ぎ早に具体的施策を展開している点と比べるとスピード感に劣っている。こうした状況について、日本において、国際競争力を上げるための実効的な打ち手が求められている。EU に引けを取らない制度の導入に向けた議論が必要であると感じる。

2. 日本においてサステナブルを基軸とした高機能繊維の開発・販売支援に繋がる制度

「⑫ 中国・韓国等の東アジア諸国における繊維産業の状況、及び政策分析。サステナビリティへの対応や本邦との経済的関連性に関する調査。」で紹介したように台湾においては、繊維業界団体がサステナブル・高機能繊維製品の開発を活性化するために、そうした分野に取り組む中小繊維企業を積極的に取り上げ、輸出推進をサポートしている。こうした機運を醸成し、イノベーションが起きやすい仕組みを構築することが、日本の政府機関には求められる。例えば、サステナブル・高機能分野の最新動向や各国の市場動向の提供。技術向上のための国際企業間の交流など、本分野に対して積極的に取り組みたくなる基盤を構築していく必要がある。

⁵³ HP にて、2030 年のビジョンとしてファッションロスゼロやカーボンニュートラルなどの目標が掲げられている。

<https://jsfa.info/>

② 制度による健全な取組を促すために必要な要素

サステナブル推進を進めていくにあたって、「⑧ グリーンウォッシュ対策に対する国内外の動向・法規制、取締事例。」で取り上げたように環境主張自体が疑われてしまう状況は日本のみならず、グローバルで避けなければならない課題となっている。EU は「グリーンウォッシング行為に関する新たな規定」によって秩序の維持を試みているが、日本においては景品表示法・環境表示ガイドラインでの運用に留まっており、グリーンウォッシュを規制できる体制が整っているとは言い難い。そうした中において、日本におけるグリーンウォッシュ対策は現状不十分であることを認識しつつ、「１．消費者保護の確保」、「２．事業者による健全な環境推進」を目的とした対応が肝要である。

「１．消費者保護の確保」においては、誤認を招く環境主張によって消費者が被害を受ける（健全な商品選択が出来なくなる。ひいては、環境貢献を行っていない製品が持ち上げられ、そうした商品選択する国民として、諸外国からマイナスなイメージを持たれる）ことを避けなければならない。環境省・消費者庁などと連携しつつ、環境主張に対する運用ガイドラインを盛り込んだ景品表示法による規制を強化するための検討が望まれる。

「２．事業者による健全な環境推進」においては、抜け駆けを許さない姿勢を示していく必要がある。先行する EU の動向やグリーンウォッシュ事例に基づいた環境主張の実施方法（用いてよい表現、裏付ける科学的証拠の開示義務付け等）を厳格化することで、環境負荷低減を試みた企業が報われる市場環境を形成していく必要がある。

③ 国内繊維企業が一層のサステナブル推進を進めるうえでのハードル

「⑨ 国内の繊維産業企業の収益分析とサステナビリティ対応に関するリスク分析。」で取り上げたように国内繊維企業の大手企業の収益構造は売上規模として新型コロナウイルス感染症からの落ち込みから回復しただけでなく、同期間によるアセットの見直し（不採算店舗の撤退やデジタル化の推進）を中心とした収益構造の頑健化を果たしているといえる。サステナブル推進を進めるうえで、各バリューチェーンの見直しによる投資やコスト増は考えられるものの、収益面で特段のリスクとはなりえないといえる。但し、「⑩ 国内の繊維産業企業におけるサプライチェーンリスクの分析。」で各社が環境的リスクで取り上げていたように「環境保護の取組不足による社会的な信用低下」は常に起こり得るリスクであり、取引先工場・関連会社などを含めたサステナブル状況・人権監視による負担がネックであるといえる。こうした点について、各社がそれぞれのフォーマットで対応している⁵⁴ことから、監視する側・される側共にそれら要求への対応に関する負担が増えている状況である。こうした点について統一の方針を示す、あるいは第三者認証などを活用するなどの負担緩和策が求められる。

また、大手のみならず中小の繊維企業が数多くいる日本の状況において、繊維産地の活性化も非常に重要な要素であると考えられる。但し、繊維産地は同一産地であっても、例えば生鮮食料品（米、野菜など）における協同組

⁵⁴ 例として、東レグループと帝人グループにおける CSR 調達のガイドラインを比較すると、東レグループの項目は「推進体制、倫理とコンプライアンス、安全・衛生、防災・リスクマネジメント、環境保全、ステークホルダーとの対話、製品安全・品質保証、人権・労働、サプライチェーンでの CSR の推進」の 9 項目から、帝人グループの項目は「品質・安全性、人権・労働、安全衛生、事業継続計画の策定、公正取引・倫理、安全保障輸出管理、環境保全、地域社会への配慮、相談・通報窓口、責任あるサプライチェーンの推進」の 10 項目から構成されている。

東レグループの CSR 調達活動：

https://www.toray.co.jp/sustainability/activity/supply_chain/procurement.html

帝人グループの CSR 調達ガイドライン：

https://www.teijin.co.jp/csr/materiality5/pdf/csr_procurement.pdf

合のような共助の仕組みが強固でなく、統一の指針や方向性を持って活動することが難しい状況であり、同一産地の企業間で温度差が激しいケースが散見される。こうした中で、繊維ビジョンへの賛同やそれに基づく各繊維産地による方針策定は困難であるといえる。しかし、繊維産地には今も高い野心を持って付加価値の高い製品を造り続ける方々も少なくなく、そうした高い志を持った方が、正しい方向感で知識や技術を高め、事業を成長させることが何よりも繊維産業の活性化に繋がると考えられる。繊維産地単位ではなく、意欲のある方を引き上げ、サポートしていく試みが求められる。

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 令和5年度内外一体の経済成長戦略
構築にかかる国際経済調査事業
(国内外における繊維産業の環境及び繊維資源の
循環利用に関する調査)

委託事業名 令和5年度内外一体の経済成長戦略構
築にかかる国際経済調査事業
(国内外における繊維産業の環境及び繊維資源の
循環利用に関する調査)

受注事業者名 株式会社日本総合研究所

頁	図表番号	タイトル
8	4	エコデザイン規則以前の課題
9	5	EUにおける繊維分野の環境政策
10	6	サステナブルで循環型テキスタイルに関するEU戦略
13	7	TPTE制定プロセス全体像
14	8	共創プロセスの開始 Staff Working Documentの内容
15	9	利害関係者とのオンライン協議 アンケート調査の概要
16	10	利害関係者とのオンライン協議 主たるアンケート結果
17	11	利害関係者とのテーマ別ワークショップ
18	12	TPTEコミットメント支援
20	13	テーマ別ワークショップと最終版TPTEの連関
24	15	環境保護に関する基本方針
25	16	環境配慮項目に対する各社対応
25	17	個別項目に関する方針内容①
26	18	個別項目に関する方針内容②
26	19	個別項目に関する方針内容③
27	20	個別項目に関する方針内容④
27	21	個別項目に関する方針内容⑤
28	22	個別項目に関する方針内容⑥
39	37	廃棄低減に向けた政策事例：米国
40	38	廃棄低減に向けた政策事例：イギリス
40	39	廃棄低減に向けた政策事例：ドイツ
43	40	フランスにおける環境政策の歴史的変遷①
44	41	フランスにおける環境政策の歴史的変遷②
45	42	フランスにおける環境政策の歴史的変遷③
46	43	フランスにおける環境政策の歴史的変遷④
47	44	フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑤
48	45	フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑥
49	46	フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑦
50	47	フランスにおける環境政策の歴史的変遷⑧
52	49	フランス繊維製品の資源環境に係る法制の時系列整理
54	50	コーポレート・ガバナンスをめぐる東証の取組の変遷
55	51	社会・環境に関する原則
56	52	各補充原則に関する対応（コンプライ率）状況
57	53	青山商事株式会社による開示事例
57	54	J. フロントリテイリング株式会社による開示事例
58	55	株式会社ファーストリテイリングによる開示事例
58	56	株式会社ワールドによる開示事例

59	57	株式会社丸井グループによる開示事例
59	58	株式会社資生堂による開示事例
60	59	SOMPO ホールディングス株式会社による開示事例
60	60	帝人株式会社による開示事例
67	67	衣料品廃棄に関する情報開示の状況
70	68	EU加盟国における環境主張の分析
71	69	グリーンウォッシュを対象とする訴訟例（繊維関連のみ）
72	70	Planet Trackerによるグリーンウォッシュの分類
73	71	EUにおけるグリーンウォッシュ規制の流れ
76	74	グリーンウォッシング行為に関する新たな規定
88	86	環境的リスク
88	87	地政学的リスク
89	88	経済学的リスク
89	89	技術的リスク
98	101	Outlook for a new textile economy in China
101	106	HuvisとKTDIのカーボンニュートラルな環境配慮型素材産業の 活性化に向けた動き
103	110	台湾における環境政策の変遷
103	111	台湾繊維連盟の取組
106	112	EU27か国における事業規模別の環境項目に関する実践状況
107	113	BIRKENSTOCKにおけるサステナビリティ開示内容
108	114	AllSaintsにおけるサステナビリティ開示内容
109	115	Camifにおけるサステナビリティ開示内容
114	118	NFRD/CSRDの比較 主たる変更点
115	119	CSRD開示要求項目と企業の開示事例（1～3）
116	120	CSRD開示要求項目と企業の開示事例（4～7）
117	121	CSRD開示要求項目と企業の開示事例（8）